

**JAS**  
**0013**

**持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉**  
**JAS ハンドブック**  
**(第1版)**

**令和2年8月4日**  
**国産鶏普及協議会**

## はじめに

国産鶏普及協議会は、優良国産鶏の改良・増殖普及を図るための会員相互間及び関係機関との連絡調整を保ちながら、我が国の養鶏産業の健全な発展に寄与することを目的とし、昭和 62 年に設立された団体です。独立行政法人家畜改良センター、全国の都道府県の養鶏試験場、畜産試験場と提携して、官民一体となって卵用鶏及び肉用鶏の優良国産鶏の育種改良、普及を進めております。

本協議会では、現在までに様々な取り組みを進めて参りましたが、なかなか国産鶏の普及も進まず、知名度も上がっていないという現状であったところ、平成 29 年の JAS 法改正により、生産者自らが生産物の付加価値をアピールすることができる JAS を提案できるようになったことから、挑戦する良い機会として捉え、今回、農林水産省に提案をさせていただきました。

鶏の育種改良の世界は、世界の 2 大育種企業プラス 1 社の 3 つの大きな企業が卵用鶏及び肉用鶏の育種をほぼ独占しており、それらの企業で育種改良された外国鶏が、日本だけではなく世界各国に輸出されているというのが現状です。万一、外国鶏の輸出国において鳥インフルエンザ等のまん延や、有事が発生した際には、輸入もできなくなることが想定されます。また、卵用鶏及び肉用鶏に給餌する主要な濃厚飼料であるとうもろこしについては、そのほとんどが輸入でまかなわれている現状があり、地球温暖化が進み、干ばつが発生した際には、とうもろこしの輸入もストップする可能性もあります。このような状況の中で、外国鶏の代わりとなる国産鶏が普及し、また、とうもろこしの代替となる国産飼料用米の生産を推進することができれば、もし何かあったときのリスクヘッジになると思っております。更に、本規格では、国産種鶏、国産飼料用米及び鶏ふんといった国内資源の循環利用に加え、SDGs (Sustainable Development Goals) や GAP (Good Agricultural Practice) の考えを取り入れ、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉を生産することを目指しています。

今後、本規格の認証が普及すれば、国産鶏種の鶏卵・鶏肉が生協、道の駅、直売店、スーパーというところに持続可能なサステナブルな商品として、差別化して流通させることができます。また、攻めの農業を進めるにあたり、日本で育種改良した鶏卵・鶏肉であること、そして日本の飼料用米を与えたものであるということを大きく前面に出すことができるならば、輸出に対しても大きく貢献するのではないかと思っております。

本ハンドブックは、認証機関の審査員・判定員、認証事業者、その他関係者の皆様が、規格、認証の技術的基準及び検査の方法について理解を深めていただくための一助とするために、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの全面的な協力を得て作成いたしました。第 1 部として、農林水産省に提出させていただいた本規格の制定に係る調査報告、第 2 部として、本規格及びその関連告示の解説、第 3 部として Q&A の 3 部構成となっております。本ハンドブックが、国産種鶏の普及・啓発と本 JAS による認証業務の参考になりましたら甚幸です。

最後になりますが、この場を借りて、本規格の制定に多大なるご協力をいただきました、農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室、農林水産省生産局畜産部畜産振興課、独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部規格検査部商品調査課及び横浜事務所規格検査課、独立行政法人家畜改良センター岡崎牧場及び兵庫牧場、関係各位の皆様には厚く御礼を申し上げます。今後、本 JAS とともに国産鶏種の普及が進むことを祈念いたしまして、はじめのご挨拶とさせていただきます。

国産鶏普及協議会 会長 日比野 義人

# 目 次

	ページ
1 調査報告.....	- 3 -
1.1 背景.....	- 3 -
1.2 制定の目的及び期待される効果.....	- 5 -
1.3 国際規格等の動向調査.....	- 6 -
1.4 規格基準の検討.....	- 6 -
1.5 将来の見通し.....	- 9 -
1.6 関連業界・団体.....	- 9 -
1.7 参考資料.....	- 10 -
2 規格及び関連告示の解説.....	- 11 -
2.1 日本農林規格 JAS0013 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉.....	- 11 -
2.2 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準...	- 23 -
2.3 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産行程についての検査方法.....	- 61 -
2.4 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基準.....	- 67 -
3 Q&A.....	- 78 -

# 1 調査報告

## 1.1 背景

### 1.1.1 はじめに

我が国の大部分の鶏卵及び鶏肉の生産については、外国の育種会社で育種改良され供給されている素びなを利用し、輸入トウモロコシ等を原料とした配合飼料を給与して飼育するという、極めて海外依存度の高い構造の下に維持されており、輸出国における高病原性鳥インフルエンザの発生による素びなの供給途絶、干ばつ等の気候変動による飼料穀物供給の逼迫等の不測の事態が発生した場合、国内養鶏産業の事業継続が困難になると懸念されています。

### 1.1.2 鶏卵及び鶏肉の現況

近年（昭和30年代以降）、海外から大量に輸入され始めた外国鶏種に対抗すべく、国の施策により我が国独自の国産鶏種が国内で育種改良・開発され、当該国産鶏種を利用し生産された鶏卵及び鶏肉が国内市場に普及しつつあります。例えば、独立行政法人家畜改良センター等によって開発された「もみじ」、「たつの」などの国産鶏種から生産された鶏卵及び鶏肉が、「もみじたまご」、「純和鶏」などのブランド名で販売されています。

平成27年～29年における国内の食用鶏卵及び食用鶏肉の生産量はそれぞれ表1及び2のとおりです。平成29年の鶏卵全体の生産量260万トンに対し、国産鶏種の鶏卵は10万トン（推計）で3.9%、平成29年の肉用鶏の鶏肉全体の生産量207万トンに対し、国産鶏種の鶏肉は1.2万トン（推計）で0.6%となっています。

表1 食用鶏卵の生産量（単位：トン）

	年次/年度	H27	H28	H29
鶏卵	年次	2,520,873	2,562,243	2,601,173
	国産鶏種（推計）	年次	102,347	101,465

- ・鶏卵：農林水産省「畜産物流通統計」<sup>1)</sup>
- ・国産鶏種：「(全国の食用鶏卵生産量) × (全国の卵用鶏ひな出荷羽数に占める国産鶏の普及割合)」<sup>2)</sup>により推計

表2 食用鶏肉の生産量（単位：トン）

	年次/年度	H27	H28	H29
鶏肉	年次	1,993,165	2,028,854	2,071,302
	国産鶏種（推計）	年度	12,163	11,746

- ・鶏肉：農林水産省「畜産物流通統計」<sup>1)</sup> 肉用若鶏及びその他の肉用鶏の合計
- ・国産鶏種：はりま、たつの及びその他の国産鶏種（地鶏を除く）<sup>3)</sup>の合計（推計）

### 1.1.3 飼料用米及び家畜排せつ物利用の現況

近年、水田農業政策の見直し、飼料価格の上昇等を背景に、飼料用米等の自給飼料の生産・利用を拡大することの重要性が増し、家畜排せつ物のたい肥利用等と組み合わせた耕畜連携を推進する機運が高まっており、資源循環型の農業の推進を一層進めることが重要とされています。

飼料用米については、「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）」に基づき、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るための戦略作物と位置付けられ、その生産拡大が推進されています。当該基本計画では、飼料用米に係る生産努力目標の確実な達成に向けて、水田活用の直接支払い交付金な

ど必要な支援を行う旨が明記されており、具体的な生産努力目標は、平成 37 年（令和 7 年）で 110 万トンとされています。

家畜排せつ物については、家畜排せつ物の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（平成 27 年 3 月、農林水産省）」が策定されており、当該方針の主要事項として、家畜排せつ物の堆肥化及びエネルギー利用が推進されています。

### 1.1.4 畜産の JGAP について

GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことであり、これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼を確保することが期待されています。

畜産では初めて、平成 30 年 3 月に「JGAP 家畜・畜産物」<sup>4)</sup> が公表されたところであり、今後、持続的な畜産経営を推進していく上で、JGAP の考え方に従った適切な農場管理の普及拡大が重要となっています。

### 1.1.5 SDGs について

近年、社会的課題について自社の強みを盛り込んだ解決・実現モデルを標準化し、優位性を発揮しようとする動きが国際的に加速しており、その対象として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）<sup>5)</sup> に注目が集まっています。

こうした動きに呼応し、JAS においても、SDGs の実現に資するモデルについて、国際展開を見据えた規格化が順次進んでいます。SDGs は、2015 年に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された 17 の目標（図 1）から構成されており、現在までに規格化されている「人工種苗生産技術による水産養殖産品の JAS」<sup>6)</sup> は、目標 14「海の豊かさを守ろう」に、また、「障害者が生産行程に携わった食品の JAS」<sup>7)</sup> は、目標 8「働きがいも経済成長も」にそれぞれ対応します（図 2）。

図 1 SDGs の 17 の目標



図 2 SDGs と関係する JAS（先行 2 規格）



## 1.2 制定の目的及び期待される効果

### 1.2.1 制定の目的

こうした状況を踏まえ、国産の飼料用米、国産鶏種及び家畜排せつ物といった国産資源を活用して付加価値の高い鶏卵及び鶏肉を生産するとともに、畜産のJGAPに基づく適切な防疫、衛生管理、アニマルウェルフェア、従業員の安全衛生及び労務管理に取り組むことにより、国内における鶏卵・鶏肉の生産を持続可能なものとする日本農林規格（以下、「JAS」という。）が制定されました（図3）。

図3 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産

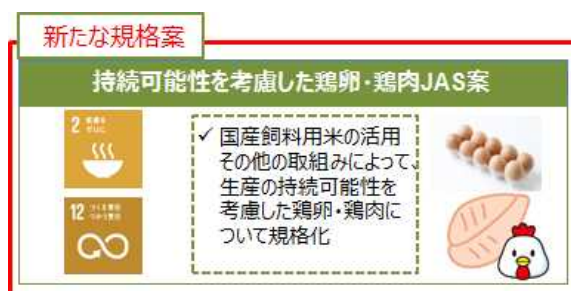


### 1.2.2 期待される効果

本規格により、国産飼料用米、国産鶏種及び家畜排せつ物といった国内資源の活用を後押しすることで、海外依存に起因するリスクを低減するとともに、飼料用米等の生産拡大による食料自給力の向上が期待される。また、本規格が普及することによって、当該規格により格付された鶏卵及び鶏肉が国内資源の活用等、生産の持続可能性を考慮して生産されたものであることを消費者が認識し、適切に選択できるようになるとともに、本規格に取り組む生産者等の社会的評価及び所得の向上が期待されます。

SDGs との関係については、目標 2「飢餓をゼロに」及び目標 12「つくる責任つかう責任」を本規格と対応した目標としています（図4）。目標 2 は、「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」というものであり、本規格は「持続可能な食料生産の達成」や「環境と調和した持続可能な農業の推進」に寄与しています。また、目標 12 は、「持続可能な生産消費形態を確保する」というものであり、本規格は、「環境の害を及ぼす物質の管理」や「持続可能な消費と生産パターンの推進」に寄与しています。

図4 本規格と SDGs との関係



### 1.3 国際規格等の動向調査

現在、持続可能な生産方法で生産された鶏卵及び鶏肉を認証する国際規格はありません。

### 1.4 規格基準の検討

#### 1.4.1 国産飼料用米の規格基準

##### 1.4.1.1 国産飼料用米の給与割合

平成 30 年度の国産飼料用米（備蓄米及びミニマム・アクセス米を除く。）の生産量は 43 万トン（表 3）<sup>8)</sup> であり、全畜種合計の配合飼料生産量 2,325 万トン（採卵鶏 648 トン、ブロイラー 380 トン、養豚 555 トン、乳牛 298 トン、肉牛 444 トン）<sup>8)</sup> に占める割合は、1.8%にとどまっています。また、飼料用米の生産取り組みも地域によって差が大きく、入手が困難な地域や、輸送等のコスト負担が大きい地域も存在します。

表 3 飼料用米の作付・生産状況

	H26	H27	H28	H29	H30
飼料用米作付面積(万 ha)	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0
飼料用米生産量(万トン)	19	44	51	50	43

将来的な供給量としては、食料・農業・農村基本計画における平成 37 年（令和 7 年）の飼料用米の生産を 110 万トンまで高める目標が設定<sup>8)</sup>されており、現行水準の配合飼料生産量（2,325 万トン）が維持されると仮定した場合、その割合は 4.7%（既述：現状 1.8%）と算出されます。

従って、食料・農業・農村基本計画に掲げる生産目標からの換算値である 4.7% と同等の水準である「5% 以上」を本規格の要求事項とすることが適当と考えられ、また、そのことにより飼料用米の生産拡大にも寄与することが期待されます。

##### 1.4.1.2 卵用鶏の国産飼料用米の給与期間

卵用鶏の体内（卵巣）で、卵黄の元となる小さな白色卵胞（直径 1~4 mm 程度）は、8~9 日程度をかけて卵黄大卵胞（直径 30~35 mm 程度）に成長し排卵されます。その後、卵管の中を通過する過程（24~27 時間）で、卵白、卵殻膜、卵殻が形成され、放卵（産卵）されることから、鶏卵の内容物のほとんどは、産卵の 10 日前から摂取した飼料の栄養物を糧として生産されたものと考えられます<sup>9)</sup>。

従って、卵用鶏については、国産飼料用米割合の管理の起点を採卵 10 日前からとすることが妥当と考えられます。なお、一般的に、卵用鶏はひな育成業者において 120 日齢程度まで育成された後、卵用鶏養鶏業者に引き渡されて採卵が開始されます。その後、廃鶏（約 74 週齢（約 520 日齢））となるまで連続して採卵されるため、生産された鶏卵全てについて本規格の格付を行う場合には、120 日齢程度から廃鶏となるまで国産飼料用米を給与し続けることとなります（図 5）。

図 5 卵用鶏の国産飼料用米給与期間



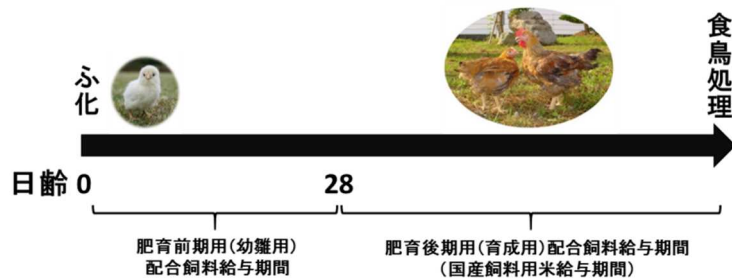
### 1.4.1.3 肉用鶏の国産飼料用米給与期間

肉用鶏に給与する飼料は、鶏の成長段階に合わせてふ化後 3～4 週齢（21～28 日齢）程度で肥育前期用（幼雛用）から肥育後期用（育成用）へと切り替えるのが一般的であり、国産飼料用米を給与する場合にあっては、粳米等によるひなの消化不良をできるだけ少なくするため 4 週齢（28 日齢）から給与を開始するのが適当と考えられます。なお、玄米であれば肥育前期に給与しても消化不良を起こしませんが、粳すりコスト、玄米としての冷蔵保存コスト（粳米は常温保存可能）及びこれらに関わる作業負担のいずれもが著しく増加します。よって、28 日齢から粳米を給与する方が、実用鶏飼育者の経営管理の観点から現実的です。

また、国産鶏種肉用鶏の一つである「たつの」の飼育期間は 65 日程度ですが、飼育期間に給与される飼料のうち肥育前期（28 日齢まで）に占める飼料摂取量は約 25%で、残りの 75%は食鳥処理までの肥育後期用飼料が占めています。従って、「たつの」の鶏肉の 3/4 は 28 日齢以降に給与される肥育後期用飼料に由来すると考えられます。また、他の国産鶏種では更に肥育期間が長くなる場合も多く、その割合はより高くなります。

これらことより、鶏の生理、経営管理、鶏肉の品質管理（付加価値管理）のいずれの観点からも、国産飼料用米割合の管理の起点を 28 日齢とすることが妥当と考えられます（図 6）。

図 6 肉用鶏の国産飼料用米給与期間



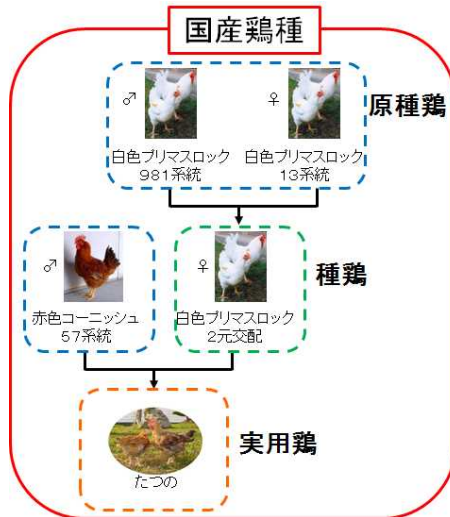
### 1.4.2 素びな（実用鶏）の規格基準

本規格における国産鶏種の定義は、「国内での育種改良により、外貌、能力等が遺伝的に固定された鶏の系統及びこれらを交配して作出された鶏」と規定されています。例えば、国産鶏種の原種鶏又は種鶏として独立行政法人家畜改良センターにより白色プリマスロック 981 系統、白色プリマスロック 13 系統、赤色コーニッシュ 57 系統（図 7 の青い破線で囲まれた鶏）などが造成されています。また、白色プリマスロック 981 系統及び 13 系統を 2 元交配して作出した種鶏（図 7 の緑の破線で囲まれた鶏）も国産鶏種に該当します。更に、白色プリマスロック 2 元交配の種鶏と赤色コーニッシュ 57 系統を 3 元交配して作出した実用鶏（実際に採卵又は肥育に利用する鶏）である「たつの」（図 7 のオレンジの破線で囲まれた鶏）も国産鶏種です<sup>10)</sup>。

本規格において鶏卵及び鶏肉は、「国産鶏種の素びなを利用して生産されなければならない。」と規定されています。国産鶏種の素びな（実用鶏）であることの証明は、実用鶏の養鶏業者が『実用鶏の「種鶏及び原種鶏の系統」、「交配方式」及び「種鶏及び原種鶏の系統を作出した育種改良機関又は民間育種場の名称及び所在地」、並びに、種鶏ふ卵業者（素びなを育成業者から受け入れる場合にあっては、育成業者を含む。）の名称及び所在地』を記録し保持することにより行います。なお、系統の証明書は、当該系統が国産鶏種であることを育種改良機関又は民間育種場が証明できるものに限りです。



図7 国産鶏種「たつの」の例



### 1.4.3 家畜排せつ物利用の規格基準

本規格では、国産飼料用米、国産鶏種及び家畜排せつ物等といった国内資源を活用し、持続可能性を考慮した鶏卵及び鶏肉の生産を推進しています。

家畜排せつ物利用における規格基準については、「卵用鶏・肉用鶏の飼育において発生した卵用鶏・肉用鶏の鶏ふんは、肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用を推進しなければならない。」と規定されています。鶏ふん利用の具体的な例として、堆肥化した鶏ふんの養鶏農家自らの経営内利用、焼成した鶏ふんの飼料用米耕種農家による地域内利用（耕畜連携）、メタン発酵、焼却、炭化等による、電気、熱等のエネルギーとしての利用が挙げられていますが、これらには限りません。例えば、発酵工程を伴うたい肥化ではなく、鶏ふんを単に乾燥させて肥料化する方法もあります。

年間の鶏ふん利用の管理については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）（第3条第2項）」に基づく管理基準に従った管理を想定し、家畜排せつ物の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について年間の記録をとることにより行うことを想定しています。なお、家畜排せつ物の発生量等を正確に把握することは難しい面があると考えられるため、当該管理基準に従った管理の記録では簡便な方法で記録できるよう様式<sup>1)</sup>（図8）が定められています。

図8 家畜排せつ物の発生量等に関する記録（記入様式）

**記入様式(採卵鶏)** ※白欄中の数字部分に数字を記入します。

平成 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録  
(記入日:平成 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:ト/年)

種類	平均的な飼養羽数(千羽) ①	平均当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		合計 ⑥
		ふん ②	尿 ③	ふん ④	尿 ⑤	
6か月齢未満	21.5	-	-	-	-	-
6か月齢以上	49.6	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

注1) 平均的な飼養羽数は、2月1日現在の羽数又は当該年と前年の2月1日現在の平均羽数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	新	新
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	新	新
③ 焼却施設で処理	新	新
④ その他( )	新	新
( )	新	新
合計	10 新	新

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

**記入様式(ブロイラー)** ※白欄中の数字部分に数字を記入します。

平成 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録  
(記入日:平成 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:ト/年)

種類	平均的な飼養羽数(千羽) ①	平均当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		合計 ⑥
		ふん ②	尿 ③	ふん ④	尿 ⑤	
ブロイラー	47.5	-	-	-	-	-

注1) 平均的な飼養羽数は、2月1日現在の羽数又は当該年と前年の2月1日現在の平均羽数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	新	新
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	新	新
③ 焼却施設で処理	新	新
④ その他( )	新	新
( )	新	新
合計	10 新	新

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

#### 1.4.4 その他の規格基準

規格原案を検討するにあたり、GAPの生産工程管理の取組について、「JGAP家畜・畜産物」の項目から本規格に取り入れることの適否を検討しました。検討にあたっては、他法令で遵守が求められているもの、努力義務であるもの、既に本規格基準の内部規程として同様の要求があるもの、規格要求事項として検討済みのものなどを適用外とし、「JGAP家畜・畜産物2017」<sup>4)</sup>の「7. アニマルウェルフェア」、「14. 人権・福祉と労務管理」、「15. 作業員および入場者の衛生管理」、「16. 労働安全管理および事故発生時の対応」、「17. 動物用医薬品等の管理」、「18. 施設の管理」、「20. エネルギー等の管理、地球温暖化防止」、「21. 廃棄物等の管理および資源の有効利用」及び「22. 周辺環境への配慮および地域社会との共生」の管理点及び適合基準を本規格に適用しました。なお、具体的な基準の記載については、「JGAP家畜・畜産物2017」の適合基準を基本としつつ、本規格の内容に適した表現に変更するとともに、「人工種苗生産技術による水産養殖産品のJAS」及び「障害者が生産行程に携わった食品のJAS」に同様の項目がある場合にはその記載に合わせました。

### 1.5 将来の見通し

#### 1.5.1 持続可能性を考慮した鶏卵・鶏肉の認証、格付の見込み

卵用鶏については、国産鶏普及協議会の会員において、また、肉用鶏については、たつの振興協議会の会員において本規格の認証、格付の見込みがあるとのこと。また、はりま振興協議会においても、規格化されれば、認証、格付について関係者で協議していくとのこと。

#### 1.5.2 将来的な輸出の可能性

国産鶏種の鶏肉の輸出量については、「たつの」（純和鶏）について、香港の外食業者向けに平成30年で40トン（正肉類20トン、鶏足（もみじ）20トン）の輸出実績があり<sup>12)</sup>、たつの振興協議会において格付の見込みがあることから、本規格による格付品についても将来的な輸出の可能性がります。

### 1.6 関連業界・団体

- ・国産鶏普及協議会（優良国産鶏の改良・増殖普及促進）
- ・（一社）日本養鶏協会（卵用鶏関係者団体）
- ・（一社）日本食鳥協会（肉用鶏関係者団体）
- ・（独）家畜改良センター（国産鶏種の元となる品種・系統の育種改良、種鶏・種卵供給者）
- ・各県の行政機関（畜産課、畜産試験場等）

国産鶏普及協議会は、優良国産鶏の改良・増殖普及を図るための会員相互間及び関係機関との連絡調整を保ちながら、我が国の養鶏産業の健全な発展に寄与することを目的とし、昭和62年5月に設立（平成11年4月統合）された組織です。国・県・民間の開発した優良国産鶏を官民一体となって普及促進を図っています。

（一社）日本養鶏協会は、昭和23年設立の非営利団体で、国民の食生活の向上と養鶏産業の健全な発展を目指し、養鶏生産物の需給の安定、消費の促進および養鶏に関する情報の収集・提供などのさまざまな活動を行っています。

（一社）日本食鳥協会は、昭和35年に設立され、昭和50年に日本ブロイラー流通協会及び全国ブロイラー工場会と合併しています。食鳥産業における生産・流通の改善、及び消費の普及増進等を図ることにより、畜産の発展と国民食生活の改善向上に寄与することを目的としています。

(独) 家畜改良センターは、地鶏や国産鶏種の元となる品種・系統の育種改良、種鶏・種卵の供給、地鶏・国産鶏種の改良に関する全国会議、シンポジウムの開催等を行っています。なお、各県等が開発した地鶏等（全国 49 銘柄）のうち 42 銘柄は、家畜改良センターが保有する品種・系統を交配利用したものです。

## 1.7 参考資料

- 1) 農林水産省「畜産物流通統計」  
[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan\\_ryutu/index.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan_ryutu/index.html)
- 2) 家畜改良センター調べ
- 3) はりま：生活クラブ生協調べ、たつの：(株)ニチレイフレッシュ調べ、その他の国産鶏種：(独)家畜改良センター調査、「全国地鶏銘柄鶏ガイドブック 2011（一般社団法人日本食鳥協会）」及び「全国地鶏・銘柄鶏ガイドブック 2017（一般社団法人日本食鳥協会）」から推計
- 4) JGAP 家畜・畜産物 2017  
[http://jgap.jp/LB\\_01/JGAP\\_Livestock\\_2017Ver.2\\_190329.pdf](http://jgap.jp/LB_01/JGAP_Livestock_2017Ver.2_190329.pdf)
- 5) 外務省 JAPAN SDGs Action Platform  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>
- 6) 人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格  
[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/kikaku\\_itiran2-186.pdf](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/kikaku_itiran2-186.pdf)
- 7) 障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格  
[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/kikaku\\_itiran2-217.pdf](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/kikaku_itiran2-217.pdf)
- 8) 飼料用米の推進について（令和元年 7 月、農林水産省政策統括官）p7「飼料用米の取組の現状」、p19「配合飼料原料に飼料用米を利用した場合の利用量（ケース別の試算）」p4「食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）における位置づけ」  
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/attach/pdf/siryouqa-108.pdf>
- 9) 家畜改良センター調べ
- 10) 全国地鶏・銘柄鶏ガイドブック 2017（一般社団法人日本食鳥協会）
- 11) 家畜排せつ物法の管理基準と記録について  
[http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t\\_mondai/04\\_zyokyo/pdf/standleaf.pdf](http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t_mondai/04_zyokyo/pdf/standleaf.pdf)
- 12) (株)ニチレイフレッシュ聞き取り

## 2 規格及び関連告示の解説

日本農林規格 JAS0013 並びにその関連告示である認証の技術的基準（生産行程管理者）、検査方法及び認証の技術的基準（小分け業者）について解説します。

### 2.1 日本農林規格 JAS0013 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

#### 2.1.1 適用範囲

本規格における適用範囲が記載されています。

##### 1 適用範囲

この規格は、持続可能性に配慮した生産行程による鶏卵・鶏肉について規定する。

#### 2.1.2 引用規格

本規格における引用規格が記載されています。

##### 2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

#### 2.1.3 用語及び定義

本規格における用語及び定義が記載されています。

##### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

###### 3.1

##### 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

この規格の要求事項を満たす鶏卵・鶏肉

**注釈 1** 鶏卵は、殻付きのものに限る。

**注釈 2** 鶏肉には、ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（血ぬきを含む。以下同じ。）、すなぎも（すじなしを含む。以下同じ。）、もつ（きも及びすなぎも以外の可食内臓をいう。）、がら及び足を含む。

###### 3.2

##### 飼料

鶏卵を生産する卵用鶏及び鶏肉を生産する肉用鶏の栄養に供することを目的として使用されるもの

###### 3.3

##### 生産履歴

鶏卵・鶏肉の生産に用いられる素びなの管理が開始された時点から、鶏卵・鶏肉として出荷されるまでの生産行程に関する情報

###### 3.4

##### 生産ロット

同一の生産履歴に関連付けられる卵用鶏、肉用鶏及びそれらから生産された鶏卵・鶏肉を識別するための単位

###### 3.5

##### 国産飼料用米

飼料のうち、国内で生産された米

**注釈 1** 備蓄米等であつて飼料の用に供された米が含まれる。

### 3.6

#### 国産飼料用米割合

飼料の重量に占める国産飼料用米の重量の割合

### 3.7

#### 国産鶏種

国内での育種改良により、外貌、能力等が遺伝的に固定された鶏の系統及びこれらを交配して作出された鶏

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉(3.1)については、生鮮の鶏卵・鶏肉のみが含まれます。鶏卵については、注釈 1 に記載されているとおり、殻付きのものに限り、殻を割った液卵は加工食品であるため、含まれません。鶏肉については、地鶏肉の日本農林規格の第 1 条（適用の範囲）と同じく、注釈 2 に記載されているとおり、骨付き肉（丸どり、手羽類、むね類、もも類）、正肉類（むね肉、もも肉等）、副品目（ささみ、こにく、かわ等）が含まれますが、本規格では、足（一般的に「モミジ」と呼ばれる部位のこと。）も含まれます。これは、平成 30 年に香港の外食業者向けに国産鶏種の鶏足の 20 トンの輸出実績があったことから、鶏足も適用範囲に含めることとなりました。

生産履歴(3.3)については、卵用鶏養鶏業者又は肉用鶏養鶏業者が国産鶏種の素びなを仕入れて管理を開始した時点から、鶏卵・鶏肉を出荷するまでの間の生産行程に関する一連の情報が該当します。

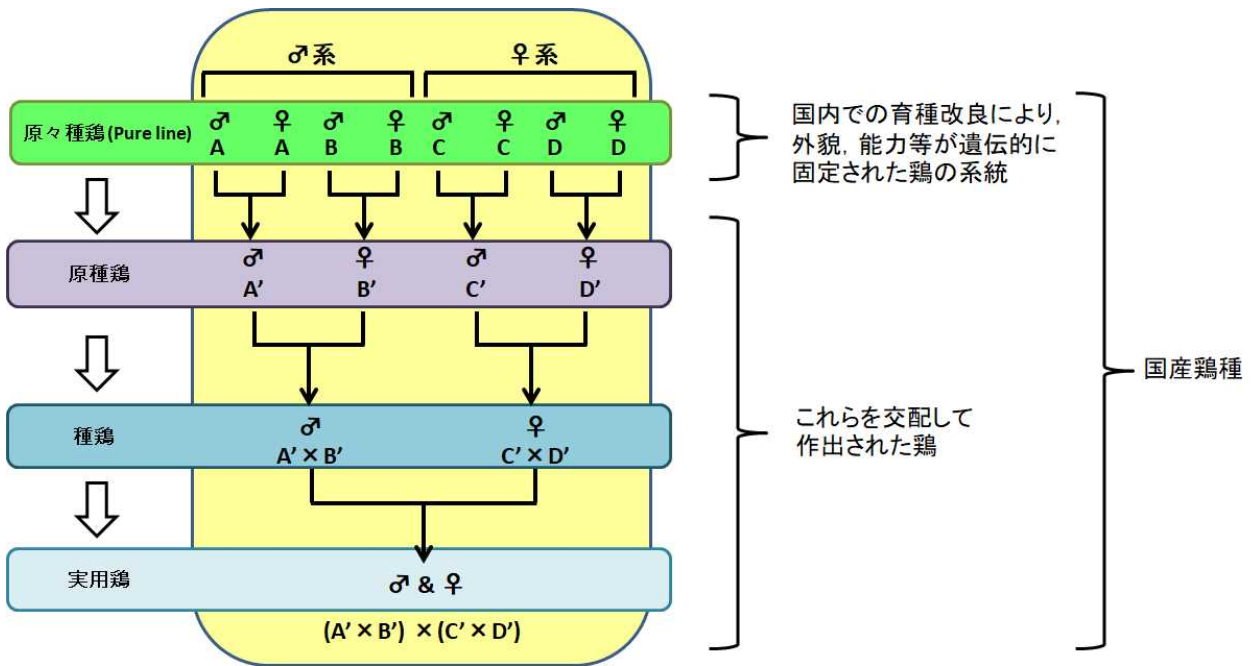
生産ロット(3.4)については、生産履歴が同一である卵用鶏又は肉用鶏、及びそれらから生産された鶏卵又は鶏肉を識別するためのまとまりの単位で、例えば、1,000 羽の肉用鶏を収容できる鶏舎において同じ生産行程で飼養された同一生産履歴を有する肉用鶏は 1 つの生産ロットとなります。

国産飼料用米(3.5)については、注釈 1 に記載されているとおり、政府の備蓄米を飼料用として転用したのも含まれます。

国産鶏種(3.7)については、養鶏業界において原々種鶏(Pure Line)と呼ばれているものを「外貌、能力等が遺伝的に固定された鶏の系統」として定義し（本規格には、原々種鶏(Pure Line)の用語自体は登場しません。）、更に、国内で育種改良した原々種鶏を「国産鶏種」と定義しています。また、国産鶏種の原々種鶏同士を掛け合わせた原種鶏や、原種鶏同士を掛け合わせた種鶏、更に、種鶏を掛け合わせた実用鶏も、全て「これらを交配して作出された鶏」として国産鶏種に含まれるように定義しています（図 9）。

なお、一般的に、ある系統の原々種鶏のオスとメスを交配して作出された原種鶏については、元の原種鶏の系統名で呼ばれることが多く、また、原種鶏を経ずに原々種鶏から直接種鶏を生産する（原々種鶏を原種鶏として利用する）場合もあるため、この後の解説においては、説明を単純化するために原種鶏以降について図示します。

図9 国産鶏種の定義



#### 2.1.4 原則

本規格における原則が記載されています。

### 4 原則

#### 4.1 一般

4.2～4.6に示す持続可能性への配慮における原則は、簡条5に規定する要求事項の基礎であり、要求事項ではない。これらの原則は、意思決定を行う必要がある場合の指針として適用することが望ましい。

#### 4.2 国産資源活用の推進

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 外国鶏種からの国産鶏種への移行
- － 国内の飼料資源（飼料用米，農場残さ，未利用地等）の活用

#### 4.3 環境保全・資源循環に配慮した生産の推進

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 鶏ふんの適切な処理や利用
- － 自給飼料生産（飼料に用いる飼料用米生産への鶏ふん還元等）
- － 施設周辺への騒音，悪臭等の低減
- － 二酸化炭素の排出量の低減
- － 廃プラスチック等の廃棄物の適切な処理

#### 4.4 快適性に配慮した卵用鶏・肉用鶏の飼育管理の推進

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 卵用鶏・肉用鶏の健康状態を把握するための日々の観察や記録

- － 良質な飼料や水の給与

#### 4.5 労働安全の確保及び適切な労働環境の提供の推進

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 安全な作業の遂行上必要な作業衣や保護具の着用
- － 危険箇所等を示す表示板等の設置等による作業環境の改善
- － 農薬、燃料等の適切な管理
- － 児童労働、強制労働、差別等の禁止

#### 4.6 鶏卵・鶏肉の安全性の維持

次の事項に取り組むことを推奨する。

- － 適切な衛生管理
- － 安全な飼料の給与
- － 家きんサルモネラ感染症の発生予防
- － 動物用医薬品の適切な使用

本規格の**箇条 4**の内容は、あくまで原則であり、本規格の要求事項は**箇条 5**に記載されているとおりです。**箇条 5**の要求事項を満たすための具体的な内容を決めるにあたり、指針として**箇条 4**の推奨事項を参照することとなります。

#### 2.1.5 要求事項

本規格における一般の要求事項が記載されています。

本規格の要求事項については、大きく分けて次の3つの内容に分類されます。

##### ① ロットを区分して管理するための要求事項

###### 5.1 一般

##### ② 持続的な生産を行うための主要な要求事項

###### 5.2 国産鶏種の利用

###### 5.3 国産飼料用米の利用

###### 5.6 家畜排せつ物の利用

##### ③ 畜産のJGAP、SDGsの考え方を取り入れたその他の要求事項

###### 5.4 アニマルウェルフェアへの配慮

###### 5.5 周辺環境への配慮

###### 5.7 防疫管理

###### 5.8 従事者及び入場者の衛生管理

###### 5.9 安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供

①のロットを区分して管理するための要求事項については、製品の認証を行う規格であれば必須の要求事項です。

②の持続的な生産を行うための主要な要求事項については、国産鶏種、国産飼料用米及び国産鶏種の鶏ふんの3つの国内資源を循環させ、国内で鶏卵・鶏肉の生産を持続可能なものとするための、本規格の主要な要求事項です。

③の畜産のJGAP、SDGsの考え方を取り入れたその他の要求事項については、“JGAP 家畜・畜産物2017”（一般財団法人日本GAP協会）とSDGsを参考として、持続可能な生産・流通現場とするための様々な取り組みについて規定しています。

### 2.1.5.1 一般

#### 5 要求事項

##### 5.1 一般

##### 5.1.1 卵用鶏・鶏卵の区分管理

**5.1.1.1** 卵用鶏は、受け入れた素びなの管理が開始された時点から廃用とされるまでの間、他の生産ロットの卵用鶏と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの卵用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

**5.1.1.2** 鶏卵は、卵用鶏による産卵から出荷されるまでの間、他の生産ロットの鶏卵と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの鶏卵をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

##### 5.1.2 肉用鶏・鶏肉の区分管理

**5.1.2.1** 肉用鶏は、受け入れた素びなの管理が開始された時点から食鳥処理されるまでの間、他の生産ロットの肉用鶏と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの肉用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

**5.1.2.2** 鶏肉は、食鳥処理から出荷されるまでの間、他の生産ロットの鶏肉と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの鶏肉をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

一般要求事項については、卵用鶏・鶏卵・肉用鶏・鶏肉の区分管理について規定しています。

卵用鶏の「受け入れた素びなの管理が開始された時点から廃用とされるまでの間」とは、卵用鶏養鶏業者が、種鶏孵卵業者又は育成業者から素びなを受け入れた時点から、卵用鶏を廃用とするまでの間が該当します。

鶏卵の「卵用鶏による産卵から出荷とされるまでの間」とは、次の①～③の一連の生産行程が該当します。

①卵用鶏養鶏業者が、鶏卵を採卵した時点から、鶏卵を卵選別包装業者に出荷するまでの間

②卵選別包装業者が、卵用鶏養鶏業者から鶏卵を受け入れた時点から、選別・包装等を行った鶏卵を小売店・加工業者等又は流通業者に出荷するまでの間



③流通業者が、卵選別包装業者又は流通業者から鶏卵を受け入れた時点から、小分け後の鶏卵を小売店・加工業者等又は流通業者に出荷するまでの間

肉用鶏の「受け入れた素びなの管理が開始された時点から食鳥処理されるまでの間」とは、次の①～②の一連の生産行程が該当します。

①肉用鶏養鶏業者が、種鶏孵卵業者から素びなを受け入れた時点から、肉用鶏を食鳥処理業者に出荷するまでの間

②食鳥処理業者が、肉用鶏養鶏業者から肉用鶏を受け入れた時点から、食鳥処理するまでの間

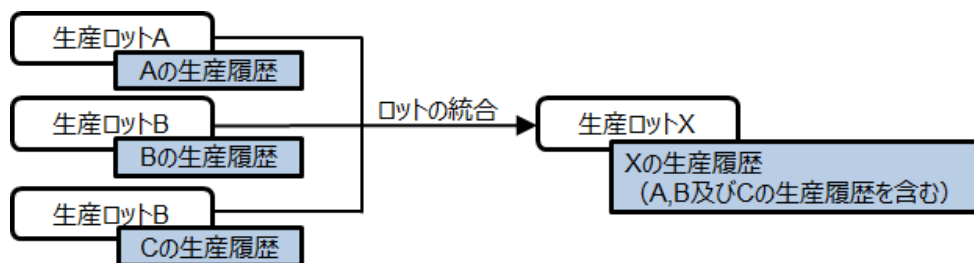
鶏肉の「食鳥処理から出荷されるまでの間」とは、次の①～②の一連の生産行程が該当します。

①食鳥処理業者が、食鳥処理を行った鶏肉を小売店・加工業者等又は流通業者に出荷するまでの間

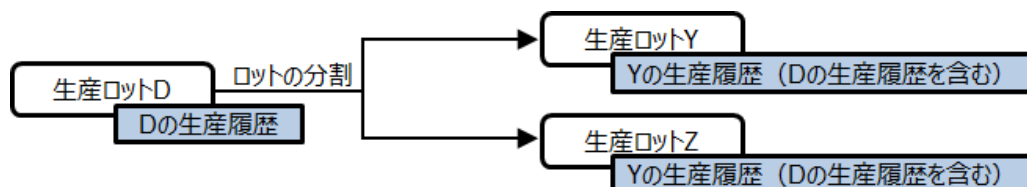
②流通業者が、食鳥処理業者又は流通業者から鶏肉を受け入れた時点から、小分け後の鶏肉を小売店・加工業者等又は流通業者に出荷するまでの間

一連の生産行程の管理（又は把握）に複数の事業者が関与する場合は、前行程を管理する事業者から後行程を管理する事業者へ、生産ロットの区分管理が維持された状態で引き継がなければなりません。

原則、特定の生産ロットが他の生産ロットと混合しないように区分して管理する必要がありますが、「複数の生産ロットの鶏卵、肉用鶏又は鶏肉をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合」に該当すれば、例外的に、複数の生産ロットを統合（混合）して新たに設定した生産ロットとして管理することが可能です。具体的には、複数の生産ロットをまとめて新たに設定した生産ロットについて、その生産履歴から、まとめる前の各生産ロットの生産履歴を追跡することが可能な場合に限り、複数の生産ロットをまとめることが認められます。



同様に、ある生産ロットを複数の生産ロットに分割する場合も、分割前の生産ロットの生産履歴を追跡することが可能であれば、分割可能です。



### 2.1.5.2 要求事項（国産鶏種の利用）

本規格における国産鶏種の利用に係る要求事項が記載されています。

## 5.2 国産鶏種の利用

鶏卵・鶏肉は、国産鶏種の素びなを利用して生産されなければならない。

地鶏肉の日本農林規格において、地鶏肉の生産に用いられる素びなは、「在来種由来血液百分率が 50 %以上のもの」と規定されていますが、本規格の生産に用いられる素びなは、「国産鶏種 100 %」であることが求められます。国産鶏種の素びなであること具体的な証明方法については、認証の技術的基準の解説 2.2.4.2.1.3 をご参照ください。

### 2.1.5.3 要求事項（国産飼料用米の利用）

本規格における国産飼料用米の利用に係る要求事項が記載されています。

## 5.3 国産飼料用米の利用

### 5.3.1 卵用鶏に給与される飼料

産卵前の 10 日間に給与される飼料の国産飼料用米割合は、5 %以上でなければならない。

### 5.3.2 肉用鶏に給与される飼料

ふ化後 28 日齢から食鳥処理までの間に給与される飼料の国産飼料用米割合は、5 %以上でなければならない。

卵用鶏及び肉用鶏のそれぞれについて、国産飼料用米の給与期間と国産飼料用米割合が規定されています。飼料の具体的な給与管理の方法及び国産飼料用米割合の計算方法については、認証の技術的基準の解説 2.2.4.2.1.4 をご参照ください。

### 2.1.5.4 要求事項（アニマルウェルフェアへの配慮）

本規格におけるアニマルウェルフェアへの配慮に係る要求事項が記載されています。

## 5.4 アニマルウェルフェアへの配慮

5.4.1 アニマルウェルフェアの考え方に基づき、卵用鶏・肉用鶏の飼養環境の改善に取り組まなければならない。

**注記** アニマルウェルフェアへの取組については、“アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（公益社団法人畜産技術協会）”を参考とすることが考えられる。

5.4.2 卵用鶏・肉用鶏の輸送に当たっては、アニマルウェルフェアに配慮するとともに、卵用鶏・肉用鶏の衛生管理及び安全の保持並びに卵用鶏・肉用鶏による事故の防止に努めなければならない。

世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関である国際獣疫事務局（OIE）の勧告において、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義されています。

アニマルウェルフェアへの取組については、注記にあるとおり“アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針”及び“アニマルウェルフェアの考え方に対応した肉用鶏の飼養管理指針”（公益社団法人畜産技術協会）を参照して、卵用鶏・肉用鶏の飼養環境の改善に関する具体的な実施方法を決めます。なお、本指針では、家畜にとってより良いアニマルウェルフェアを普及啓発するという観点から、その意味合いが反映されるようにアニマルウェルフェアを「快適性に配慮した家畜の飼養管理」としています。

卵用鶏・肉用鶏の輸送については、注記に記載されていませんが、“アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針”（公益社団法人畜産技術協会）を参照し、アニマルウェルフェアへの配慮、卵用鶏・肉用鶏の衛生管理及び安全の保持並びに卵用鶏・肉用鶏による事故の防止に関する具体的な実施方法を決めるのが望ましいと考えられます。

アニマルウェルフェアの配慮に関する詳細については、認証の技術的基準の解説 **2.2.4.2.1.5** をご参照ください。

### 2.1.5.5 要求事項（周辺環境への配慮）

本規格における周辺環境への配慮に係る要求事項が記載されています。

#### 5.5 周辺環境への配慮

**5.5.1** 卵用鶏・肉用鶏の鶏舎の周辺住民等に対して騒音、悪臭、虫害、煙、埃及び有害物質の飛散又は流失等に配慮しなければならない。

**5.5.2** 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、省エネルギーの取組及び温室効果ガスである二酸化炭素の発生抑制に努めなければならない。

**5.5.3** 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出等に関して、廃棄物の処理及び清掃に関連する法令、悪臭防止に関連する法令並びに水質汚濁防止に関連する法令に従い処分しなければならない。

**5.5.4** 鶏ふんの処理又は保管の用に供する施設は、次の要件を満たすよう保守管理しなければならない。

- a) 床、覆い、側壁又は貯留槽に鶏ふんが飛散又は流出するような破損がないこと。
- b) 送風装置、かく拌装置等を設置している場合は、当該装置が故障していないこと。

周辺環境への配慮については、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者の施設周辺の民家、草地、河川等の環境への配慮を想定しています。具体的な要求事項については、“JGAP 家畜・畜産物 2017”における次の項目等を参考としています。詳細については、認証の技術的基準の解説 **2.2.4.2.1.6** をご参照ください。

本規格	JGAP 家畜・畜産物 2017
<b>5.5.1</b>	<b>22. 周辺環境への配慮および地域社会との共生</b> <b>22.1 周辺環境への配慮</b>
<b>5.5.2</b>	<b>20. エネルギー等の管理、地球温暖化防止</b> <b>20.2 温室効果ガス(CO2)の発生抑制および省エネルギーの努力</b>

5.5.3	21. 廃棄物等の管理および資源の有効利用 21.1 廃棄物等の保管・処理
5.5.4	18. 施設の管理 18.3 家畜排せつ物の管理施設

#### 2.1.5.6 要求事項（家畜排せつ物の利用）

本規格における家畜排せつ物の利用に係る要求事項が記載されています。

#### 5.6 家畜排せつ物の利用

卵用鶏・肉用鶏の飼育において発生した卵用鶏・肉用鶏の鶏ふんは、肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用を推進しなければならない。

**注記** 肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用には、次の方法が含まれるが、これらに限らない。

- － 堆肥化した鶏ふんの養鶏農家自らの経営内利用
- － 焼成した鶏ふんの飼料用米耕種農家による地域内利用（耕畜連携）
- － メタン発酵、焼却、炭化等による、電気、熱等のエネルギーとしての利用

家畜排せつ物の利用については、卵用鶏又は肉用鶏の飼育において発生した鶏ふんを、肥料、土壌改良資材又はエネルギーとして利用し、それを推進することを要求事項としています。

なお、注記に3種類の利用方法（肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用）が明示されていますがこれらに限定されず、何らかの方法によって肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用が推進されていれば、当該要求事項を満たすこととなります。注記の2例目については、“JGAP 家畜・畜産物 2017”における次の項目も参考としています。

詳細については、認証の技術的基準の解説 **2.2.4.2.1.7** をご参照ください。

本規格	JGAP 家畜・畜産物 2017
5.6	22. 周辺環境への配慮および地域社会との共生 22.2 地域内の循環を考慮した農業の実践

#### 2.1.5.7 要求事項（防疫管理）

本規格における防疫管理に係る要求事項が記載されています。

#### 5.7 防疫管理

**5.7.1** 鶏舎内への、昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防に努めなければならない。

**5.7.2** 動物用医薬品は投薬指示書（処方箋）に従い使用しなければならない。

**5.7.3** ワクチンの活用、衛生管理の徹底等による抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策に取り組まなければならない。

**5.7.4** 動物用医薬品の保管に当たっては、容器・包装の表示や添付文書の記載のとおり保管することとしなければならない。

**5.7.5** 有害動物を駆除する場合は、鶏卵・鶏肉に薬剤の影響が及ばない方法で実施しなければならない。

防疫管理については、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者における防疫管理を想定しています。(5.7.5の有害動植物の駆除については、全ての認証事業者について想定) 具体的な要求事項については、”JGAP家畜・畜産物 2017”における次の項目等を参考としています。

防疫管理の詳細については、認証の技術的基準の解説 **2.2.4.2.1.8** をご参照ください。

本規格	JGAP 家畜・畜産物 2017
<b>5.7.1</b>	<b>18. 施設の管理</b> <b>18.1 有害生物への対応</b>
<b>5.7.2</b>	<b>17. 動物医薬品等の管理</b> <b>17.1 動物用医薬品の使用</b>
<b>5.7.3</b>	<b>17. 動物医薬品等の管理</b> <b>17.2 抗生物質の慎重使用</b>
<b>5.7.4</b>	<b>17. 動物医薬品等の管理</b> <b>17.5 動物用医薬品の保管</b>
<b>5.7.5</b>	<b>18. 施設の管理</b> <b>18.1 有害生物への対応</b>

#### 2.1.5.8 要求事項（従事者及び入場者の衛生管理）

本規格における従事者及び入場者の衛生管理に係る要求事項が記載されています。

#### 5.8 従事者及び入場者の衛生管理

**5.8.1** 従事者並びに鶏舎，卵選別包装処理施設及び食鳥処理場への入場者に対して，生産した鶏卵・鶏肉を通じ消費者若しくは鶏に感染する可能性がある疾病に罹患している，又はその疑いがあることについて，従事又は入場する前に報告を求めなければならない。当該報告を受けた場合は，該当する者に対して，従事並びに鶏舎，卵選別包装処理施設及び食鳥処理場への入場を禁止，又は対策を講じた上で許可しなければならない。

**5.8.2** 次の事項について，従事者並びに鶏舎，卵選別包装処理施設及び食鳥処理場への入場者に周知徹底を図り，実施させることとしなければならない。

- a) 作業着，帽子，マスク，長靴及び手袋等の着用
- b) 衛生管理区域内への装着品及び所持品持込みの制限
- c) 手洗いの手順，手の消毒及び爪の手入れ
- d) 喫煙，飲食，痰・唾の処理及び咳・くしゃみ等の制限
- e) トイレ利用の手順

**5.8.3** 鶏舎，卵選別包装処理施設及び食鳥処理場内において喫煙又は飲食をする場合は，卵用鶏・肉用鶏及び鶏卵・鶏肉に影響がないよう対策を講じなければならない。

従事者及び入場者の衛生管理については、卵用鶏養鶏業者、肉用鶏養鶏業者、卵選別包装業者及び食鳥処理業者における従業者及び入場者の衛生管理を想定しています。具体的な要求事項については、”JGAP 家畜・畜産物 2017”における次の項目等を参考としています。

詳細については、認証の技術的基準の解説 **2.2.4.2.1.9** をご参照ください。

本規格	JGAP 家畜・畜産物 2017
<b>5.8.1</b>	<b>15. 作業者および入場者の衛生管理</b> <b>15.1 作業者および入場者の健康状態の把握と対策</b>
<b>5.8.2</b>	<b>15. 作業者および入場者の衛生管理</b> <b>15.2 作業者および入場者のルール</b>
<b>5.8.3</b>	<b>15. 作業者および入場者の衛生管理</b> <b>15.5 喫煙・飲食の場所</b>

### 2.1.5.9 要求事項（従事者の安全衛生及び労務管理）

本規格における従事者の安全衛生及び労務管理に係る要求事項が記載されています。

#### 5.9 従事者の安全衛生及び労務管理

##### 5.9.1 安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供

次の事項を実施しなければならない。

- a) 従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具を提供すること
- b) 従事者に対する安全衛生の教育訓練を実施すること
- c) 健康及び安全に関わる環境・事象を記録し、必要に応じ是正処置を講ずること
- d) 労働災害について記録し、是正処置を講ずること

##### 5.9.2 児童労働，強制労働，差別等の禁止

**5.9.2.1** 児童労働を禁止しなければならない。ただし、家族労働における手伝いの範ちゅうに属するものを除く。

**5.9.2.2** 雇用開始時に被雇用者のパスポート又は運転免許証その他の身分証明書の原本を引き渡すよう要求してはならない。

**5.9.2.3** 雇用終了時に被雇用者の給料，財産及び便益の一部を差し引くことを禁止しなければならない。

**5.9.2.4** いかなる場合においても性別，年齢，人種，出身地域等による差別的な扱いを禁止するとともに，ハラスメント行為に対する対応システムを構築しなければならない。

従事者の安全衛生及び労務管理については、卵用鶏養鶏業者、肉用鶏養鶏業者、卵選別包装業者及び食鳥処理業者における労務管理を想定しています。具体的な要求事項については、”JGAP 家畜・畜産物 2017”における次の項目等を参考としています。

詳細については、認証の技術的基準の解説 **2.2.4.2.1.10** をご参照ください。

本規格	JGAP 家畜・畜産物 2017
<b>5.9.1</b>	<b>13. 責任者および教育訓練</b> <b>13.8 作業者への教育訓練</b> <b>16. 労働安全管理および事故発生時の対応</b> <b>16.1 作業者の労働安全</b>
<b>5.9.2</b>	<b>14. 人権・福祉と労務管理</b> <b>14.1 労働力の適切な確保</b> <b>11.2 人権・福祉と労務管理農場のルール違反への対応</b> <b>11.2.1 農場のルール違反への対応手順</b>

## 2.2 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準

### 2.2.1 適用範囲

当該認証の技術的基準における適用範囲が記載されています。

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

認証の技術的基準とは、あるJASについて認証を受けたいと考えている事業者が当該JASの要求事項を満たしているかどうかを判断するための技術的な基準が規定された文書です。

当該認証の技術的基準では、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉JASについての生産行程管理者及び外国生産行程管理者が満たすべき技術的基準が規定されています。

### 2.2.2 引用規格

当該認証の技術的基準における引用規格が記載されています。

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

**JAS 0013** 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

### 2.2.3 用語及び定義

当該認証の技術的基準における用語及び定義が記載されています。

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JAS 0013**による。

###### 3.1

###### 卵用鶏養鶏業者

認証生産行程管理者等のうち、卵用鶏を飼育し、鶏卵を生産する者

###### 3.2

###### 肉用鶏養鶏業者

認証生産行程管理者等のうち、肉用鶏を生産する者

###### 3.3

###### 卵選別包装業者

認証生産行程管理者等のうち、鶏卵の選別、包装等を行う者



### 3.4

#### 食鳥処理業者

認証生産行程管理者等のうち、肉用鶏の食鳥処理を行う者

### 3.5

#### 鶏卵流通業者

認証生産行程管理者等のうち、鶏卵を小分けする者

### 3.6

#### 鶏肉流通業者

認証生産行程管理者等のうち、鶏肉を小分けする者

規格本体の用語及び定義に加えて、当該認証の技術的基準において新たに登場する用語について定義しています。

当該認証の技術的基準には、6種の認証生産行程管理者が登場します。大きく鶏卵関係と鶏肉関係の事業者に分かれ、鶏卵関係については、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者及び鶏卵流通業者の3事業者（図10）、また、鶏肉関係については、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者の3事業者となります（図11）。

卵用鶏養鶏業者、肉用鶏養鶏業者、卵選別包装業者及び食鳥処理業者については、文字どおりの事業者を指しますが、鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者については、鶏卵及び鶏肉の流通過程で小分けを行う卸業者やスーパーなどの小売業者等を想定しています。

図10 鶏卵関係の事業者等

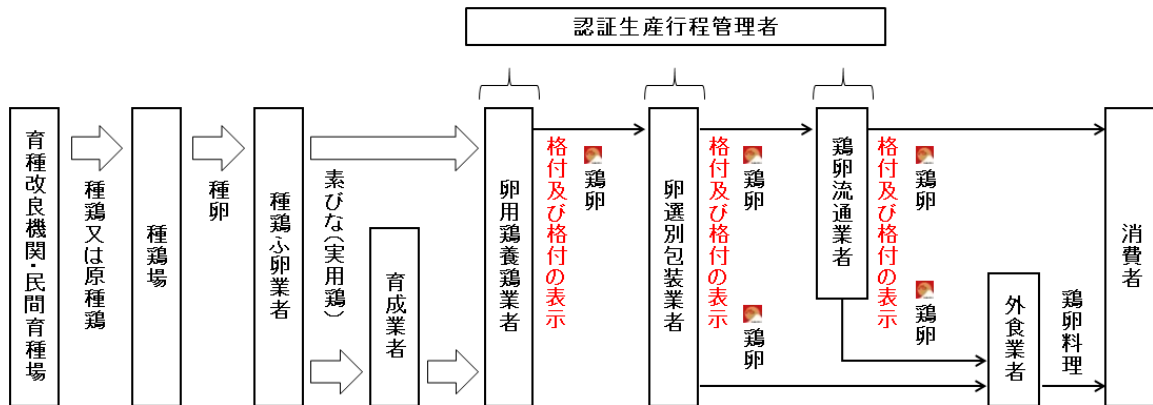
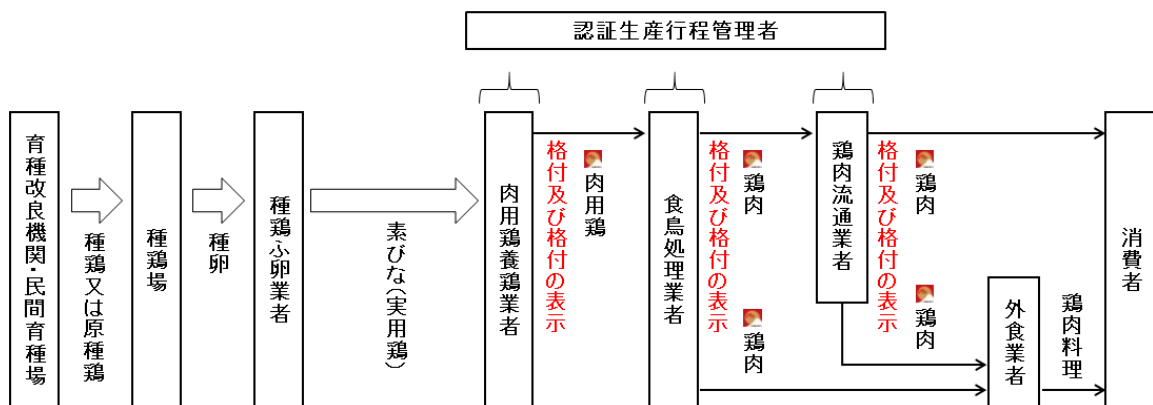


図11 鶏肉関係の事業者等



## 2.2.4 生産行程の管理又は把握の実施方法

### 2.2.4.1 生産行程管理者の職務

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 4.1 生産行程管理責任者の職務

4.3 b) に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) 生産行程の管理 [外注管理 (管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。] 又は把握に関する計画の立案及び推進
- b) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- c) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
- d) 従事者に対する教育訓練
- e) 地域住民、利害関係者等との対話の推進
- f) 生産行程において生じた異常等に関する処置又は指導

新規の申請に係る書類審査及び現地調査の際には、4.3 b) に規定された生産行程管理責任者が、a)～f) の職務を行う体制になっているかを確認します。

年次調査の際には、引き続き認証の技術的基準に適合しているかを確認するとともに、a)～f) の職務を適切に行っていたか、記録や聞き取りにより確認します。

### 2.2.4.2 内部規程

#### 2.2.4.2.1 内部規程の整備

新規の申請に係る書類審査及び現地調査の際には、4.2.1 に規定されている事項が生産行程管理者の内部規程に具体的かつ体系的に整備 (記載) されているかを確認します。

年次調査の際には、引き続き認証の技術的基準に適合しているかを確認します。

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 4.2 内部規程

##### 4.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、卵用鶏養鶏業者にあつては、b) 及び d) 2) を、肉用鶏養鶏業者にあつては、a)、b) 2) 及び d) 1) を除き、卵選別包装業者にあつては、a) 2)、h) 5) 及び i)～r) に、食鳥処理業者にあつては、b)、e) 2)、h) 5) 及び i)～r) に、鶏卵流通業者にあつては、a) 2)、h) 5) 及び k)～r) に、鶏肉流通業者にあつては、b) 2)、h) 5) 及び k)～r) に限る。

内部規程に整備する事項は、生産行程管理者 (卵用鶏養鶏業者、肉用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、食鳥処理業者、鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者) ごとに異なります。どの生産行程管理者がどの事項を内部規程に整備する必要があるかは表 4 を参照してください。

表4 内部規程 適用一覧

認証の技術的基準	内部規程	生産行程管理者					
		卵用鶏 養鶏業者	卵選別 包装業者	鶏卵 流通業者	肉用鶏 養鶏業者	食鳥処理 業者	鶏肉 流通業者
生産 行程 管理	4.2 内部規程						
	4.2.1 内部規程の整備						
	a) JAS0013の5.1.1に規定する卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項						
	1) 卵用鶏の区分管理	X					
	2) 鶏卵の区分管理 (受け入れた鶏卵の格付の表示の確認を含む。)	X	X	X			
	b) JAS0013の5.1.2に規定する肉用鶏・鶏内の区分管理に関する事項						
	1) 肉用鶏の区分管理 (受け入れた肉用鶏の格付の表示の確認を含む。)				X	X	
	2) 鶏肉の区分管理 (受け入れた鶏肉の格付の表示の確認を含む。)					X	X
	c) JAS0013の5.2に規定する国産鶏種のまひに関する事項	X			X		
	d) JAS0013の5.3に規定する国産飼料用米の利用に関する事項						
	1) 卵用鶏に給与される飼料の給与管理	X					
	2) 肉用鶏に給与される飼料の給与管理				X		
	e) JAS0013の5.4に規定するアマルウエルフェアへの配慮に関する事項						
	1) 鶏の飼育環境の改善への取組	X			X		
	2) 鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止	X			X	X	
	f) JAS0013の5.5に規定する周辺環境への配慮に関する事項						
	1) 周辺住民等に対する騒音、悪臭、煙、埃及び有害物質の飛散又は流失等の配慮	X			X		
	2) エネルギー使用量の把握、省エネルギーの取組及び二酸化炭素の発生抑制	X			X		
	3) 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出物の処分	X			X		
	4) 鶏ふん処理施設の床等の保守管理	X			X		
	5) 鶏ふん処理施設に設置している送風装置等の保守管理	X※1			X※1		
	g) JAS0013の5.6に規定する家禽排せつ物の利用に関する事項	X			X		
	h) JAS0013の5.7に規定する防疫管理に関する事項						
	1) 鶏舎内への昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防	X			X		
	2) 動物用医薬品の使用方法	X			X		
	3) 抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取組	X			X		
	4) 動物用医薬品の保管	X			X		
5) 有害動物の駆除	X※2	X※2	X※2	X※2	X※2	X※2	
i) JAS0013の5.8に規定する従事者及び入場者の衛生管理に関する事項							
1) 従事者及び施設への入場者に対する、疾病への罹患又はその疑いの報告の要求及び該当者に対する措置	X	X		X	X		
2) 従事者及び施設への入場者への次の事項の周知徹底	X	X		X	X		
3) 施設内において喫煙又は飲食をする場合の措置	X※3	X※3		X※3	X※3		
j) JAS0013の5.9に規定する従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項							
1) 安全衛生の推進及び適切な労働環境の提供のための次の事項の実施	X	X		X	X		
2) 児童労働、強制労働、差別等の禁止のための次の事項の実施	X	X		X	X		
k) 生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項	X	X	X	X	X	X	
l) 苦情処理に関する事項	X	X	X	X	X	X	
m) 内部監査に関する事項	X	X	X	X	X	X	
n) マネジメントレビューに関する事項	X	X	X	X	X	X	
o) 改善に関する事項	X	X	X	X	X	X	
p) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項	X	X	X	X	X	X	
q) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項	X	X	X	X	X	X	
r) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	X	X	X	X	X	X	
4.2.2 内部規程に従った業務の実施	X	X	X	X	X	X	
4.2.3 内部規程の見直し及び周知	X	X	X	X	X	X	

※1 については、鶏ふんの処理または保管の用に供する施設に送風装置、かく排装置等を設置していない場合は除く。  
 ※2 については、有害動物の駆除を行わない場合は除く。  
 ※3 については、施設内において喫煙及び飲食をしない場合は除く。

例えば、4.2.1 a) 2) 鶏卵の区分管理に関する事項については、表中で X 印が付いている卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者及び鶏卵流通業者に適用されます。

なお、登録認証機関の初回審査時には、認証の技術的基準に基づいて計画した内容について審査を行いますので、実際に運用した際の記録については必須ではありません。それに対し、登録認証機関の年次の調査においては、計画面の変更の有無の確認とともに、1年間運用した記録の調査が必須となります。

本 JAS ハンドブック中では、これらの書類（計画面の書類及び運用面の書類）が分かりやすく区別できるよう各書類の後に、計画面の書類については（計）を、運用面の書類については（運）をそれぞれ付記しましたのでご参照ください。

2.2.4.2.1.1 卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>a) JAS 0013 の 5.1.1 に規定する卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項</p> <p>卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。</p> <p>1) 卵用鶏の区分管理</p> <p>2) 鶏卵の区分管理 (受け入れた鶏卵の格付の表示の確認を含む。)</p>
--

## JAS 0013

### 5.1.1 卵用鶏・鶏卵の区分管理

5.1.1.1 卵用鶏は、受け入れた素びなの管理が開始された時点から廃用とされるまでの間、他の生産ロットの卵用鶏と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの卵用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

5.1.1.2 鶏卵は、卵用鶏による産卵から出荷されるまでの間、他の生産ロットの鶏卵と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの鶏卵をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。

#### 2.2.4.2.1.1.1 卵用鶏の区分管理に関する事項

卵用鶏養鶏業者に適用されます。

卵用鶏養鶏業者は、種鶏ふ卵業者又は育成業者から素びなを受け入れた時点から卵用鶏を廃用とするまでの間、他の生産ロットの卵用鶏と混合しないように区分して管理する必要があります。

なお、JAS0013では、原則として、生産行程が異なるロットを混合しないように区分して管理することを求めています。例外的に、複数の生産ロットをまとめることが認められる場合を、「複数の生産ロットの卵用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合」として規定しています。複数の生産ロットをまとめて新たに設定した生産ロットについて、その生産履歴から、まとめる前の各生産ロットの生産履歴を追跡することが可能な場合に限り、複数の生産ロットをまとめることが認められます。

同様に、ある生産ロットを複数の生産ロットに分割する場合も、分割前の生産ロットの生産履歴を追跡することが可能であれば、分割可能です。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者	作業手順書	・卵用鶏の区分管理に関する事項
	鶏舎、屋外飼育場等の図面	・他の生産ロットの卵用鶏と混合しないようなレイアウトとなっているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者	鶏舎、屋外飼育場等	・申請された図面のおりとなっているか。 ・他の生産ロットの卵用鶏と混合しないようなレイアウトとなっているか。

#### 2.2.4.2.1.1.2 鶏卵の区分管理に関する事項

卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者及び鶏卵流通業者に適用されます。

卵用鶏養鶏業者は、卵用鶏の区分管理を行った上で、鶏卵を採卵した時点から卵選別包装業者に出荷するまでの間、他の生産ロットの鶏卵と混合しないように区分して管理する必要があります。

卵選別包装業者は、卵用鶏養鶏業者から受け入れた鶏卵の格付の表示を確認し、鶏卵を受け入れた時点から、鶏卵を選別包装（洗卵、乾燥、検卵、軽量、殺菌、選別、包装、検査等）し、鶏卵流通業者に出荷するまでの間、他の生産ロットの鶏卵と混合しないように区分して管理する必要があります。

鶏卵流通業者は、卵選別包装業者等から受け入れた鶏卵の格付の表示を確認し、鶏卵を受け入れた時点から、鶏卵を小分けし出荷又は店頭に陳列するまでの間、他の生産ロットの鶏卵と混合しないように区分して管理する必要があります。

なお、**JAS0013**では、原則として、生産行程が異なるロットを混合しないように区分して管理することを求めています。が、例外的に、複数の生産ロットをまとめることが認められる場合を、「複数の生産ロットの卵用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合」として規定しています。複数の生産ロットをまとめて新たに設定した生産ロットについて、その生産履歴から、まとめる前の各生産ロットの生産履歴を追跡することが可能な場合に限り、複数の生産ロットをまとめることが認められます。

同様に、ある生産ロットを複数の生産ロットに分割する場合も、分割前の生産ロットの生産履歴を追跡することが可能であれば、分割可能です。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者	作業手順書（計）	・鶏卵の区分管理に関する事項
	鶏舎、屋外飼育場、集卵に係る設備、保管に係る施設等の図面（計）	・他の生産ロットの鶏卵と混合しないようなレイアウトとなっているか。
卵選別包装業者	作業手順書（計）	・鶏卵の区分管理に関する事項 ・受け入れた鶏卵の格付の表示の確認に関する事項
	鶏卵の選別包装、保管に係る施設等の図面（計）	・他の生産ロットの鶏卵と混合しないようなレイアウトとなっているか。
	鶏卵の選別包装の工程図（計）	・他の生産ロットの鶏卵と混合しないような作業工程となっているか。
鶏卵流通業者	作業手順書（計）	・鶏卵の区分管理に関する事項 ・受け入れた鶏卵の格付の表示の確認に関する事項
	鶏卵の小分け、保管に係る施設等の図面（計）	・他の生産ロットの鶏卵と混合しないようなレイアウトとなっているか。
	鶏卵の小分けの工程図（計）	・他の生産ロットの鶏卵と混合しないような作業工程となっているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者	鶏舎、屋外飼育場、集卵に係る設備、保管に係る施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請された図面のおりとなっているか。</li> <li>・他の生産ロットの鶏卵と混合しないようなレイアウトとなっているか。</li> </ul>
卵選別包装業者	鶏卵の選別包装、保管に係る施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請された図面及び工程図のおりとなっているか。</li> <li>・他の生産ロットの鶏卵と混合しないようなレイアウト及び作業工程となっているか。</li> </ul>
鶏卵流通業者	鶏卵の小分け、保管に係る施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請された図面及び工程図のおりとなっているか。</li> <li>・他の生産ロットの鶏卵と混合しないようなレイアウトとなっているか。</li> </ul>

#### 2.2.4.2.1.2 肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>b) JAS 0013 の 5.1.2 に規定する肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項</p> <p>肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 肉用鶏の区分管理（受け入れた肉用鶏の格付の表示の確認を含む。）</li> <li>2) 鶏肉の区分管理（受け入れた鶏肉の格付の表示の確認を含む。）</li> </ol>
---

<p><b>JAS 0013</b></p> <p><b>5.1.2 肉用鶏・鶏肉の区分管理</b></p> <p><b>5.1.2.1 肉用鶏は、受け入れた素びなの管理が開始された時点から食鳥処理されるまでの間、他の生産ロットの肉用鶏と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの肉用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。</b></p> <p><b>5.1.2.2 鶏肉は、食鳥処理から出荷されるまでの間、他の生産ロットの鶏肉と混合しないように区分して管理されなければならない。ただし、複数の生産ロットの鶏肉をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合にあっては、この限りではない。</b></p>
--

#### 2.2.4.2.1.2.1 肉用鶏の区分管理に関する事項

肉用鶏養鶏業者及び食鳥処理業者に適用されます。

肉用鶏養鶏業者は、種鶏ふ卵業者から素びなを受け入れた時点から肉用鶏を食鳥処理業者に出荷するまでの間、他の生産ロットの肉用鶏と混合しないように区分して管理する必要があります。

食鳥処理業者は、肉用鶏養鶏業者から受け入れた肉用鶏の格付の表示を確認し、肉用鶏を受け入れた時点から、肉用鶏を食鳥処理するまでの間、他の生産ロットの肉用鶏と混合しないように区分して管理する必要があります。なお、肉用鶏養鶏業者と食鳥処理業者の間の輸送中の管理責任の所在については、これら2者間での取り決めによります。

なお、JAS0013 では、原則として、生産行程が異なるロットを混合しないように区分して管理することを求めています。例外的に、複数の生産ロットをまとめることが認められる場合を、「複数の生産ロットの卵用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合」として規定しています。複数の生産ロットをまとめて新たに設定した生産ロットについて、その生産履歴から、まとめる前の各生産ロットの生産履歴を追跡することが可能な場合に限り、複数の生産ロットをまとめることが認められます。

同様に、ある生産ロットを複数の生産ロットに分割する場合も、分割前の生産ロットの生産履歴を追跡することが可能であれば、分割可能です。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
肉用鶏養鶏業者	作業手順書（計）	・肉用鶏の区分管理に関する事項
	鶏舎、屋外飼育場等の 図面（計）	・他の生産ロットの肉用鶏と混合しないようなレイアウト となっているか。
	肉用鶏出荷時の輸送カ ゴの区分に係る書類等 （計）	・他の生産ロットの肉用鶏と混合しないような輸送カゴを 用いているか。 ・輸送カゴは識別票などが取り付けられるようになっている か。
食鳥処理業者	作業手順書（計）	・肉用鶏の区分管理に関する事項 ・受け入れた肉用鶏の格付の表示の確認に関する事項
	肉用鶏の保管に係る施 設等の図面（計）	・他の生産ロットの肉用鶏と混合しないようなレイアウト となっているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
肉用鶏養鶏業者	鶏舎、屋外飼育場等	・申請された図面のとおりとなっているか。 ・他の生産ロットの肉用鶏と混合しないようなレイアウト となっているか。
	肉用鶏出荷時の輸送カ ゴ	・申請された書類のとおり輸送カゴを使用しているか。 ・他の生産ロットの肉用鶏と混合しないような輸送カゴを 用いているか。 ・輸送カゴは識別票などが取り付けられるようになっている か。
食鳥処理業者	肉用鶏の保管に係る施 設等	・申請された図面のとおりとなっているか。 ・他の生産ロットの肉用鶏と混合しないようなレイアウト となっているか。

#### 2.2.4.2.1.2.2 鶏肉の区分管理に関する事項

食鳥処理業者及び鶏肉流通業者に適用されます。

食鳥処理業者は、肉用鶏の区分管理を行った上で、肉用鶏養鶏業者から受け入れた肉用鶏を食鳥処理し、鶏肉流通業者に出荷するまでの間、他の生産ロットの鶏肉と混合しないように区分して管理する必要があります。

鶏肉流通業者は、食鳥処理業者等から受け入れた鶏肉の格付の表示を確認し、鶏肉を受け入れた時点から、小分けし出荷又は店頭で陳列するまでの間、他の生産ロットの鶏肉と混合しないように区分して管理する必要があります。

なお、JAS0013では、原則として、生産行程が異なるロットを混合しないように区分して管理することを求めています。例外的に、複数の生産ロットをまとめることが認められる場合、「複数の生産ロットの卵用鶏をまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合」として規定しています。複数の生産ロットをまとめて新たに設定した生産ロットについて、その生産履歴から、まとめる前の各生産ロットの生産履歴を追跡することが可能な場合に限り、複数の生産ロットをまとめることが認められます。

同様に、ある生産ロットを複数の生産ロットに分割する場合も、分割前の生産ロットの生産履歴を追跡することが可能であれば、分割可能です。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
食鳥処理業者	作業手順書（計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶏肉の区分管理に関する事項</li> <li>受け入れた鶏肉の格付の表示の確認に関する事項</li> </ul>
	肉用鶏の食鳥処理、鶏肉の保管に係る施設等の図面（計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の生産ロットの鶏肉と混合しないようなレイアウトとなっているか。</li> </ul>
	肉用鶏の食鳥処理の工程図（計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の生産ロットの鶏肉と混合しないような作業工程となっているか。</li> </ul>
鶏肉流通業者	作業手順書（計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶏肉の区分管理に関する事項</li> <li>受け入れた鶏肉の格付の表示の確認に関する事項</li> </ul>
	鶏肉の小分け、保管に係る施設等の図面（計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の生産ロットの鶏肉と混合しないようなレイアウトとなっているか。</li> </ul>
	鶏肉の小分けの工程図（計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の生産ロットの鶏肉と混合しないような作業工程となっているか。</li> </ul>

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
食鳥処理業者	肉用鶏の食鳥処理、鶏肉の保管に係る施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請された図面及び工程図のとおりとなっているか。</li> <li>他の生産ロットの鶏肉と混合しないようなレイアウト及び作業工程となっているか。</li> </ul>
鶏肉流通業者	鶏肉の小分け、保管に係る施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請された図面及び工程図のとおりとなっているか。</li> <li>他の生産ロットの鶏肉と混合しないようなレイアウトとなっているか。</li> </ul>

#### 2.2.4.2.1.3 国産鶏種の素びなに関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>c) JAS 0013 の 5.2 に規定する国産鶏種の素びなに関する事項</p>
---



**JAS 0013****5.2 国産鶏種の利用**

鶏卵・鶏肉は、国産鶏種の素びなを利用して生産されなければならない。

国産鶏種の素びなに関する事項については、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者に適用されます。

**JAS0013**では、「国産鶏種」を「国内での育種改良により、外貌，能力等が遺伝的に固定された鶏の系統及びこれらを交配して作出された鶏」と定義しています。

卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者は、種鶏ふ卵業者又は育成業者から受け入れた素びなが国産鶏種であることを示す根拠として、生産ロットごとに書類（記録）を保持しておく必要があります。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。書類審査後の実地調査では、書類審査を補完するための調査を適宜実施します。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 肉用鶏養鶏業者	作業手順書（計）	・国産鶏種の素びなの受け入れ及び根拠書類の確認方法に関する事項
	国産鶏種の素びなであることの証明書（運）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用鶏の「種鶏及び原種鶏の系統」（育種改良機関又は民間育種場が、当該系統が国産鶏種であることを証明できるものに限る。）</li> <li>・実用鶏の「交配方式」</li> <li>・実用鶏の「種鶏及び原種鶏の系統を作出した育種改良機関又は民間育種場の名称及び所在地」</li> <li>・種鶏ふ卵業者（素びなを育成業者から受け入れる場合にあっては、育成業者を含む。）の名称及び所在地</li> </ul>

なお、平成28年度時点で、37の都道府県及び民間において51銘柄の国産鶏種が生産されており、代表的な例として、表5の実用鶏が挙げられます。※

**表5 実用鶏（卵用鶏及び肉用鶏）の例**

実用鶏の名称	卵用鶏／肉用鶏	育種改良機関／民間育種場
はりま	肉用鶏	家畜改良センター兵庫牧場
たつの	肉用鶏	家畜改良センター兵庫牧場
岡崎おうはん	卵肉兼用鶏	家畜改良センター岡崎牧場
もみじ	卵用鶏	後藤孵卵場
さくら	卵用鶏	後藤孵卵場
甲州頬落鶏	肉用鶏	山梨県

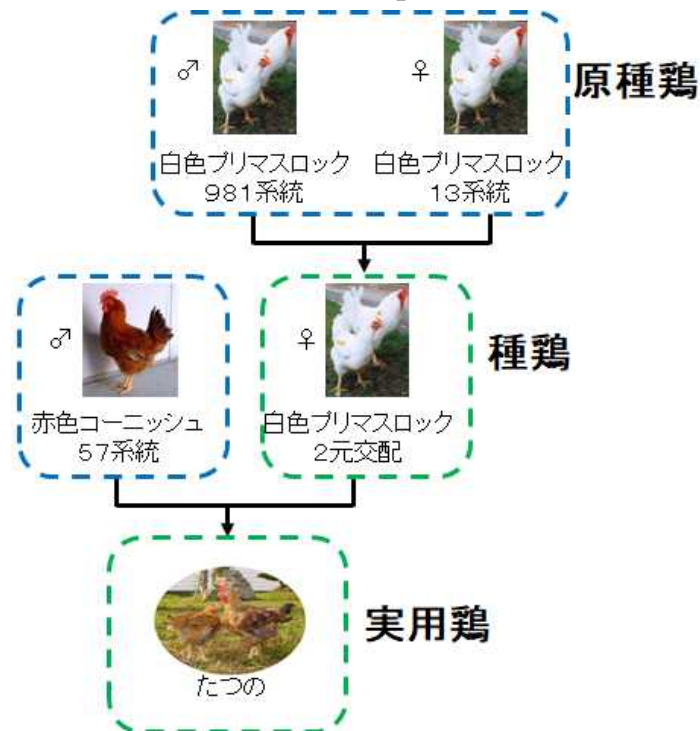
※ 全国地鶏・銘柄鶏ガイドブック 2011（一般社団法人日本食鳥協会）  
 全国地鶏・銘柄鶏ガイドブック 2017（一般社団法人日本食鳥協会）

<参考>

「国産鶏種の素びなであることの証明書」については、次の表ものが想定されます。ここでは、国産鶏種の一つである実用鶏「たつの」の例を紹介します。

国産鶏種の素びなであることの証明書（運） （次の事項が記載されているもの）	例：「たつの」の場合
実用鶏の「種鶏及び原種鶏の系統」（育種改良機関又は民間育種場が、当該系統が国産鶏種であることを証明できるものに限る。）	種鶏 ・赤色コーニッシュ 57 系統 原種鶏 ・白色プリマスロック 981 系統 ・白色プリマスロック 13 系統
実用鶏の「交配方式」	赤色コーニッシュ 57 系統♂×（白色プリマスロック 981 系統♂×白色プリマスロック 13 系統♀）♀（図 1 2）
実用鶏の「種鶏及び原種鶏の系統を作出した育種改良機関又は民間育種場の名称及び所在地」	独立行政法人家畜改良センター兵庫牧場 兵庫県たつの市揖西町土師 954-1
種鶏ふ卵業者（素びなを育成業者から受け入れる場合にあつては、育成業者を含む。）の名称及び所在地	株式会社イシイ東北孵卵場 岩手県紫波郡矢巾町煙山 4-138

図 1 2 「たつの」の交配方式



※ 国産鶏種の定義において、青の点線内の鶏は「国内での育種改良により、外貌、能力等が遺伝的に固定された系統」に該当し、緑の点線内の鶏は「これらを交配して作出された鶏」に該当します。

#### 2.2.4.2.1.4 国産飼料用米の利用に関する事項

##### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 4.2.1 内部規程の整備

##### d) JAS 0013 の 5.3 に規定する国産飼料用米の利用に関する事項

国産飼料用米の利用に関する事項には、次の事項が含まれる。

- 1) 卵用鶏に給与される飼料の給与管理
- 2) 肉用鶏に給与される飼料の給与管理

##### JAS 0013

##### 5.3 国産飼料用米の利用

##### 5.3.1 卵用鶏に給与される飼料

産卵前の 10 日間に給与される飼料の国産飼料用米割合は、5%以上でなければならない。

##### 5.3.2 肉用鶏に給与される飼料

ふ化後 28 日齢から食鳥処理までの間に給与される飼料の国産飼料用米割合は、5%以上でなければならない。

国産飼料用米の利用に関する事項については、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者に適用されます。

JAS0013 では、「国産飼料用米」を「飼料のうち、国内で生産された米」と定義しており、これには備蓄米、自家消費米等であって飼料の用に供される米も含まれています。

#### 2.2.4.2.1.4.1 卵用鶏に給与される飼料の給与管理

卵用鶏養鶏業者は、産卵前の 10 日間に卵用鶏に給与した飼料の国産飼料用米割合（飼料の重量に占める国産飼料用米の重量の割合）が 5%以上となるように管理し、その記録を保持する必要があります。一般的に、卵用鶏はひなの育成業者において 120 日齢程度まで育成された後、卵用鶏養鶏業者に引き渡されて採卵が開始され、その後、産卵となるまで連続して採卵されます。これらのことを考慮すると、飼料の給与計画のシンプルな例として、120 日齢程度から産卵となるまで 5%以上の国産飼料用米割合の飼料を給与し続けることが考えられます（図 1 3）。

図 1 3 卵用鶏の国産飼料用米給与期間



卵用鶏養鶏業者は、飼料の種類（名称、商品名等）ごとに国産飼料用米割合を管理又は把握しておくことが必要となります。国産飼料用米割合の根拠となる書類、記録等の入手は、飼料によって表 6 の 3 つのケースが考えられます。

表6 国産飼料用米配合割合の根拠となる書類、記録等（運）の入手

飼料	入手先	根拠となる書類、記録等
飼料メーカーから販売されている国産飼料用米が配合された飼料	飼料メーカー	・ 飼料の種類及び国産飼料用米割合が記載された証明書
飼料メーカーに委託して、国産飼料用米を配合してもらった飼料	委託した飼料メーカー	・ 配合してもらった飼料の種類及び国産飼料用米割合が記載された証明書
国産飼料用米を自ら配合した飼料	自身	・ 国産飼料用米の入手記録 ・ 飼料の配合記録（国産飼料用米配合割合を含む。）

<参考>

例えば・・・(極端な例として)

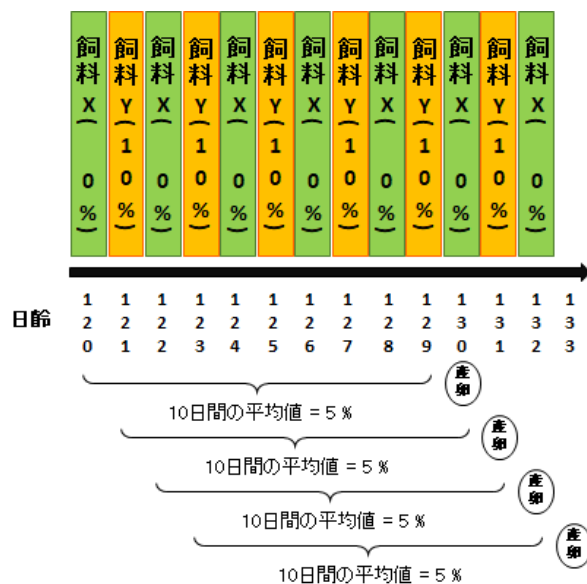
120日齢以降の卵用鶏に、次の給与計画で飼料を給与し、130日齢以降に産卵した鶏卵を毎日採卵した場合、いずれの産卵日の鶏卵も産卵前10日間に卵用鶏に給与した飼料の国産飼料用米割合の平均値は5%となります。

このように、産卵前10日間の一部の期間で、給与する飼料の国産飼料用米割合が5%に満たなくても、産卵前10日間に給与した全飼料の国産飼料用米割合の平均が5%以上となるように管理すれば要求事項を満たしていることとなります。

ただし、当該事例のように日によって給与する飼料の国産飼料用米割合を変動させる計画については、小規模農家であれば実施可能と考えられますが、中・大規模の養鶏業者にとっては5%以上の一定の国産飼料用米割合の飼料を給与し続ける方が現実的であり管理しやすいと考えられます。

○飼料の給与計画

120, 122, 124,・・・日齢（偶数日齢） 飼料 X（国産飼料用米割合 0%）を給与  
 121, 123, 125,・・・日齢（奇数日齢） 飼料 Y（国産飼料用米割合 10%）を給与



書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者	作業手順書（計）	・卵用鶏に給与される飼料の給与管理に関する事項
	飼料の証明書、記録等（運）	・飼料の種類、国産飼料用米割合
	飼料の給与計画（計）	・飼料の給与期間、国産飼料用米割合
	飼料を給与するためのサイロ等の図面（計）	・飼料の給与計画どおり、飼料を給与できる構造となっているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

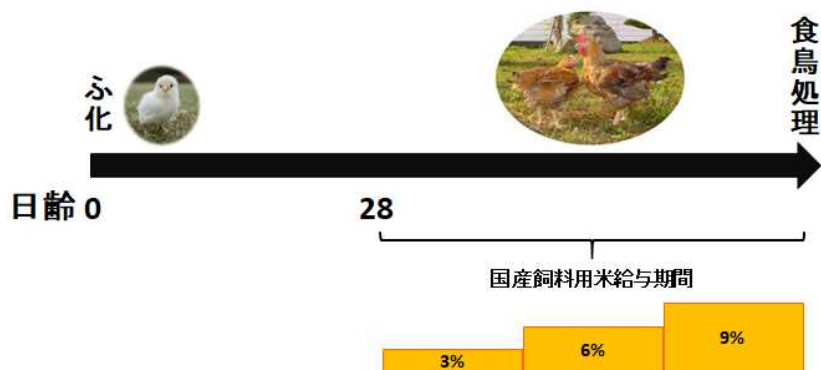
生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者	飼料を給与するためのサイロ等	・飼料の給与計画どおり、飼料を給与できる構造となっているか。

#### 2.2.4.2.1.4.2 肉用鶏に給与される飼料の給与管理

肉用鶏飼育者は、生産ロットごとに、素びなのふ化後 28 日齢から食鳥処理までの間に給与した飼料の国産飼料用米割合が 5%以上になるように管理し、その記録を保持する必要があります。一般的に、肉用鶏に給与する飼料は、鶏の成長段階に合わせて配合する原料を変えていくため、国産飼料用米についても飼料中の国産飼料用米割合を増やしていくことが想定されます。図 1 4 のケースでは、28 日齢からしばらくは 3%の国産飼料用米割合の飼料を給与し、その後、6%、9%と段階的に国産飼料用米割合を増やしています。このように、28 日齢以降の一部の期間で、給与する飼料の国産飼料用米割合が 5%に満たなくても、28 日齢以降に給与した全飼料の国産飼料用米割合の平均が 5%以上となるように管理すれば要求事項を満たしていることとなります。

従って、28 日齢以降に給与する飼料の国産飼料用米割合の平均が 5%以上であることを証明するためには、給与する全ての飼料の国産飼料用米配合割合が確認できる書類、記録等とこれらの飼料の給与計画を元に 28 日齢以降に給与する飼料の国産飼料用米割合の平均値を求める必要があります。

図 1 4 肉用鶏の国産飼料用米給与期間



書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
肉用鶏養鶏業者	作業手順書（計）	・肉用鶏に給与される飼料の給与管理に関する事項
	飼料の証明書、記録等（運）	・飼料の種類及び国産飼料用米配合割合
	飼料の給与計画（計）	・飼料の給与期間、国産飼料用米割合、給与した重量
	飼料を給与するためのサイロ等の図面（計）	・飼料の給与計画どおり、飼料を給与できる構造となっているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
肉用鶏養鶏業者	飼料を給与するためのサイロ等	・飼料の給与計画どおり、飼料を給与できる構造となっているか。

#### <参考>

例えば・・・

鶏舎 A において品種 B の国産鶏種 1 万羽の生産ロットに、次の給与計画で飼料を給与し、65 日齢で肉用鶏を出荷した場合、国産飼料用米割合の平均値は約 6.7% となります。

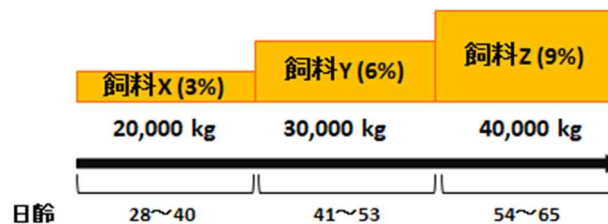
$$\text{国産飼料用米割合の平均値} = \frac{0.03 \times 20,000 + 0.06 \times 30,000 + 0.09 \times 40,000}{20,000 + 30,000 + 40,000} \times 100 \approx 6.7\%$$

#### ○飼料の給与計画

28～40 日齢 飼料 X（国産飼料用米割合 3%）を計 20,000 kg 給与

41～53 日齢 飼料 Y（国産飼料用米割合 6%）を計 30,000 kg 給与

54～65 日齢 飼料 Z（国産飼料用米割合 9%）を計 40,000 kg 給与



#### 2.2.4.2.1.5 アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項

##### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 4.2.1 内部規程の整備

##### e) JAS 0013 の 5.4 に規定するアニマルウェルフェアへの配慮に関する事項

アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項には、次の事項が含まれる。

##### 1) 鶏の飼養環境の改善への取組

2) 鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止

**JAS 0013**

**5.4 アニマルウェルフェアへの配慮**

**5.4.1** アニマルウェルフェアの考え方に基づき、卵用鶏・肉用鶏の飼養環境の改善に取り組まなければならない。

注記 アニマルウェルフェアへの取組については、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（公益社団法人畜産技術協会）”を参考とすることが考えられる。

**5.4.2** 卵用鶏・肉用鶏の輸送に当たっては、アニマルウェルフェアに配慮するとともに、卵用鶏・肉用鶏の衛生管理及び安全の保持並びに卵用鶏・肉用鶏による事故の防止に努めなければならない。

アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項のうち、鶏の飼養環境の改善への取組については、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者に適用されます。

鶏の飼養環境の改善への取組については、**JAS0013** の注記のとおり、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（公益社団法人畜産技術協会）」、当該指針に関するチェックリスト等を参考として検討を行い、その実施方法を内部規程に規定します。そしてその実施状況を、生産ロットごとの飼養管理表に「アニマルウェルフェアへの配慮」という欄を設けて毎日適否を記録します。不適合が確認された場合には、その内容を記録します。

アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項のうち、鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止については、肉用鶏養鶏業者及び食鳥処理業者に適用されます。

鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止については、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針（公益社団法人畜産技術協会）」等を参考として検討を行い、その実施方法を内部規程に規定します。そしてその実施状況を、肉用鶏養鶏業者にあつては、肉用鶏の毎回の出荷時に「アニマルウェルフェアへの配慮」の欄を設けた出荷票等に、また、食鳥処理業者にあつては、肉用鶏の毎回の受け入れ時に「アニマルウェルフェアへの配慮」の欄を設けた受入票等に記録します。不適合が確認された場合には、その内容を記録します。

なお、肉用鶏養鶏業者と食鳥処理業者の間の輸送中の管理責任の所在については、これら2者間での取り決めによります。また、肉用鶏の輸送を外部に委託する場合には、アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項が含まれている委託誓約書等も必要になります。

アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項に不適合が確認された場合には、速やかに不適合の改善に取り組みます。また、当該不適合及びその改善への取り組みについては、アニマルウェルフェア自己点検記録等の文書に記録しておき、定期的（四半期に一度など）に自己点検を行います。

なお、不適合が確認された場合、改善に取り組まない又は取り組みが困難な場合は、当該生産ロットにJASマークを付すことはできませんが、改善への取り組みに着手し、着手した内容が記録で確認できれば適合と判断し、格付、出荷ができます。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 肉用鶏養鶏業者	作業手順書（計）	・アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項（飼養環境の改善の実施方法）
	アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に関するチェックリスト（計）	・チェックリストに記入されているか。
	鶏舎、屋外飼育場等の図面（計）	・飼養環境の改善のために、鶏舎、屋外飼育場等を改良した場合は、その内容を図面で確認する。
	飼育管理表（計）	・「アニマルウェルフェアへの配慮」の欄
	アニマルウェルフェア自己点検記録等（計）	・不適合の内容の記載欄、改善への取り組みの記載欄、自己点検記録の記載欄
肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者	作業手順書（計）	・鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止の実施方法
	出荷票、受入票等（計）	・「アニマルウェルフェアへの配慮」の欄
	アニマルウェルフェア自己点検記録等（計）	・不適合の内容の記載欄、改善への取り組みの記載欄、自己点検記録の記載欄
	肉用鶏の輸送に係る委託契約書（運）	・アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項が含まれているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 肉用鶏養鶏業者	鶏舎、屋外飼育場等	・申請された図面のとおり、飼養環境の改善のための改良がなされているか。
肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者	鶏の輸送設備等	・作業手順書とおりの鶏の輸送が実施可能な設備となっているか。

#### 2.2.4.2.1.6 周辺環境への配慮に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>f) JAS 0013 の 5.5 に規定する周辺環境への配慮に関する事項</p> <p>周辺環境への配慮に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、鶏ふんの処理又は保管の用に供する施設（以下“鶏ふん処理施設”という。）に送風装置、かく拌装置等を設置していない場合は、5)を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 周辺住民等に対する騒音、悪臭、虫害、煙、埃及び有害物質の飛散又は流失等の配慮</li> <li>2) エネルギー使用量の把握、省エネルギーの取組及び二酸化炭素の発生の抑制</li> <li>3) 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出物の処分</li> <li>4) 鶏ふん処理施設の床等の保守管理</li> <li>5) 鶏ふん処理施設に設置している送風装置等の保守管理</li> </ol>
--



## JAS 0013

### 5.5 周辺環境への配慮

5.5.1 卵用鶏・肉用鶏の鶏舎の周辺住民等に対して騒音、悪臭、虫害、煙、埃及び有害物質の飛散又は流失等に配慮しなければならない。

5.5.2 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、省エネルギーの取組及び温室効果ガスである二酸化炭素の発生抑制に努めなければならない。

5.5.3 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出等に関して、廃棄物の処理及び清掃に関連する法令、悪臭防止に関連する法令並びに水質汚濁防止に関連する法令に従い処分しなければならない。

5.5.4 鶏ふんの処理又は保管の用に供する施設は、次の要件を満たすよう保守管理しなければならない。

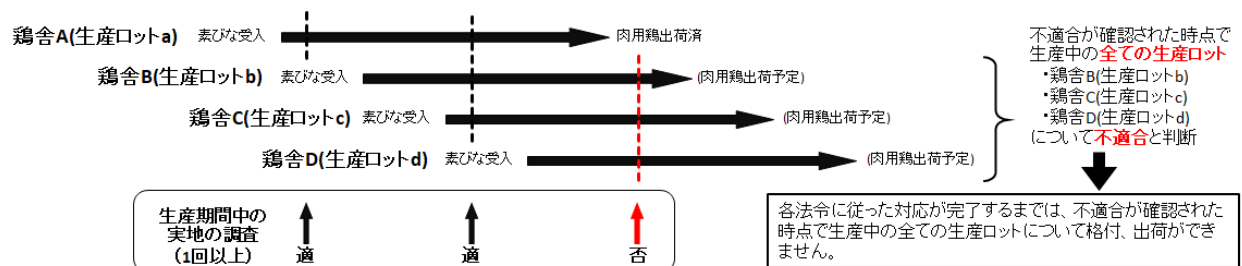
- a) 床、覆い、側壁又は貯留槽に鶏ふんが飛散又は流出するような破損がないこと。
- b) 送風装置、かく拌装置等を設置している場合は、当該装置が故障していないこと。

周辺環境への配慮に関する事項については、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者に適用されます。

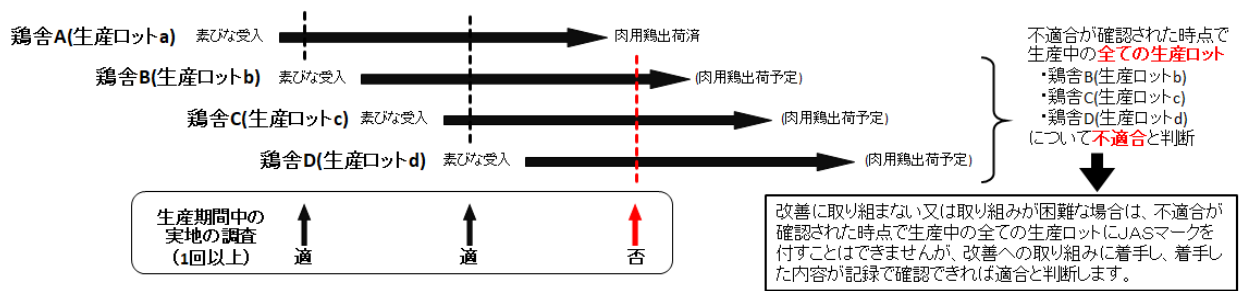
周辺住民等に対する騒音、悪臭、虫害、煙、埃及び有害物質の飛散又は流失等の配慮については、周辺住民等からの苦情の有無を確認し、苦情があった場合は記録し、当該苦情が対応すべきものである場合は対応策を検討するとともに必要に応じて対応策を実施し、その記録を作成します。なお、当該苦情が対応すべき苦情である場合は、その対応策を検討した上で着手し、着手した対応策を記録することをもって適合と判断します。

エネルギー使用量の把握、省エネルギーの取組及び二酸化炭素の発生の抑制については、定期的（年度、四半期等）にエネルギー使用量をとりまとめ、省エネルギー及び二酸化炭素の発生抑制に係る対応策を検討した上で、対策マニュアル等を策定し実施します。

使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出物の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関連する法令、悪臭防止に関連する法令並びに水質汚濁防止に関連する法令に従った処分方法を内部規程に規定し実施する必要があります。なお、毎月の水質検査などのモニタリングの結果により不適合が確認された場合は、各法令に従った対応が完了するまでは、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットについて格付、出荷ができません。



鶏ふん処理施設の床等の保守管理及び鶏ふん処理施設に設置している送風装置等の保守管理については、JAS0013の5.5.4に従い保守管理を実施する必要があります。なお、不適合が確認された場合、改善に取り組みない又は取り組みが困難な場合は、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットにJASマークを付すことはできませんが、改善への取り組みに着手し、着手した内容が記録で確認できれば適合と判断します。



これらの実施状況については、各生産ロットの生産期間中に1回以上、実地で確認します。確認した結果については、生産ロットごとの飼育管理表に「周辺環境への配慮」の欄を設け、当該欄中に更に「苦情の有無」、「省エネルギー及び二酸化炭素の発生抑制にかかる対応」、「排出物の処分」及び「鶏ふん処理施設の床等の保守管理」の欄を設けて、適否を記録します。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 肉用鶏養鶏業者	作業手順書 (計)	・周辺環境への配慮に関する事項
	苦情等受付・対応マニュアル (計)	・苦情等の受付・対応に関する事項
	エネルギー使用量のとまりまとめ様式 (計)	・電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を定期的に取りまとめて把握できる様式になっているか。
	省エネルギー及び二酸化炭素発生抑制対策マニュアル (計)	・具体的な対応策が記載されているか。
	排出物処分マニュアル (計)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法令、悪臭防止に関する法令並びに水質汚濁防止に関する法令に従った処分方法が規定されているか。
	鶏ふん処理・保管施設保守管理マニュアル (計)	・鶏ふん処理施設等の床、送風装置等の保守管理について、具体的に記載されているか。
	鶏舎、屋外飼育場、省エネルギー及び二酸化炭素の発生抑制に係る施設、排出物処分に係る施設、並びに、鶏ふん処理施設の図面 (計)	・作業手順書、省エネルギー及び二酸化炭素発生抑制対策マニュアル、排出物処分マニュアル、並びに、鶏ふん処理・保管施設保守管理マニュアルに従った対応が可能な施設となっているか。
	飼育管理表 (計)	・「周辺環境への配慮」、「苦情の有無」、「省エネルギー及び二酸化炭素の発生抑制に係る対応」、「排出物の処分」及び「鶏ふん処理施設の床等の保守管理」の欄

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 肉用鶏養鶏業者	鶏舎、屋外飼育場、省エネルギー及び二酸化炭素の発生抑制に係る施設、排出物処分に係る施設、並びに、鶏ふん処理施設	・作業手順書、省エネルギー及び二酸化炭素発生抑制対策マニュアル、排出物処分マニュアル、並びに、鶏ふん処理・保管施設保守管理マニュアルに従った対応が可能な施設となっているか。

#### 2.2.4.2.1.7 家畜排せつ物の利用に関する事項

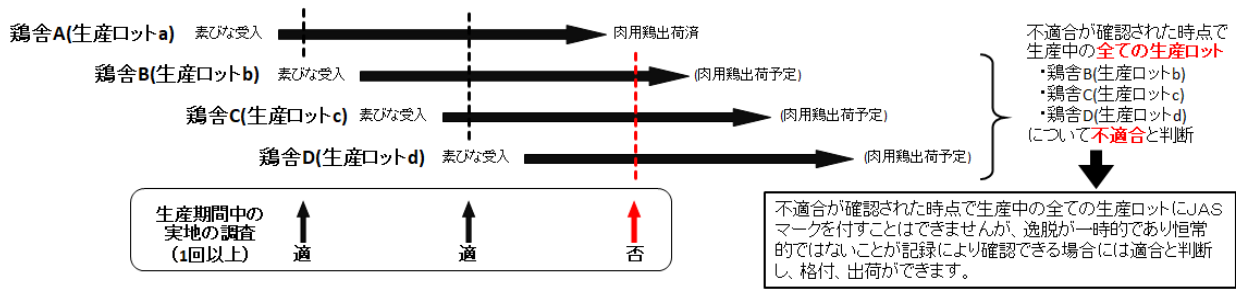
<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>g) JAS 0013 の 5.6 に規定する家畜排せつ物の利用に関する事項</p>
--

<p><b>JAS 0013</b></p> <p><b>5.6 家畜排せつ物の利用</b></p> <p>卵用鶏・肉用鶏の飼育において発生した卵用鶏・肉用鶏の鶏ふんは、肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用を推進しなければならない。</p> <p><b>注記</b> 肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用には、次の方法が含まれるが、これらに限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 堆肥化した鶏ふんの養鶏農家自らの経営内利用</li> <li>－ 焼成した鶏ふんの飼料用米耕種農家による地域内利用（耕畜連携）</li> <li>－ メタン発酵、焼却、炭化等による、電気、熱等のエネルギーとしての利用</li> </ul>
--

家畜排せつ物の利用に関する事項については、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者に適用されます。

卵用鶏・肉用鶏の飼育において発生した卵用鶏・肉用鶏の鶏ふんは、肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用を推進しなければなりません。その例として、堆肥化した鶏ふんの養鶏農家自らの経営内利用、焼成した鶏ふんの飼料用米耕種農家による地域内利用（耕畜連携）、メタン発酵、焼却、炭化等による、電気、熱等のエネルギーとしての利用が挙げられていますが、これらには限りません。例えば、発酵工程を伴うたい肥化ではなく、鶏ふんを単に乾燥させて肥料化する方法もあります。具体的な実施方法については、内部規程に規定した上で実施する必要があります。

実施状況については、各生産ロットの生産期間中に1回以上、実地で確認します。確認した結果については、生産ロットごとの飼育管理表に「家畜排せつ物の利用」の欄を設けて適否を記録します。なお、不適合が確認された場合は、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットにJASマークを付すことはできませんが、逸脱が一時的であり恒常的ではないことが記録により確認できる場合には適合と判断し、格付、出荷ができます。



なお、一定規模以上の家畜を飼養する畜産農家や事業者（鶏は2,000羽以上）については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）（第3条第2項）に基づいて、家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量について記入様式（図15）を用いて記録することが求められています。また、当該法律の対象とならない畜産農家や事業者（2,000羽未満）においても、当該記入様式を用いるか、同等の記録を保持することが望ましいです。

認証機関の年次の調査の際には、当該記入様式等を確認し、年間を通して適切に対応していることを確認することも重要です。

図15 家畜排せつ物の発生量等に関する記録（記入様式）

記入様式(採卵鶏)		記入様式(ブロイラー)																																															
平成 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録 (記入日:平成 年 月 日)		平成 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録 (記入日:平成 年 月 日)																																															
<b>1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:ト/年)</b> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">飼養羽数 (千羽)</th> <th colspan="4">1年当たり排せつ物発生量 (kg)</th> <th rowspan="2">合計 (kg)</th> </tr> <tr> <th>ふん ①</th> <th>尿 ②</th> <th>ふん ③ (①×②)</th> <th>尿 ④ (③×④)</th> </tr> <tr> <td>6ヵ月齢未満</td> <td>215</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月齢以上</td> <td>408</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>		種類	飼養羽数 (千羽)	1年当たり排せつ物発生量 (kg)				合計 (kg)	ふん ①	尿 ②	ふん ③ (①×②)	尿 ④ (③×④)	6ヵ月齢未満	215	—	—	—	—	6ヵ月齢以上	408	—	—	—	—	合計	—	—	—	—	—	<b>1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:ト/年)</b> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">飼養羽数 (千羽)</th> <th colspan="4">1年当たり排せつ物発生量 (kg)</th> <th rowspan="2">合計 (kg)</th> </tr> <tr> <th>ふん ①</th> <th>尿 ②</th> <th>ふん ③ (①×②)</th> <th>尿 ④ (③×④)</th> </tr> <tr> <td>ブロイラー</td> <td>475</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>		種類	飼養羽数 (千羽)	1年当たり排せつ物発生量 (kg)				合計 (kg)	ふん ①	尿 ②	ふん ③ (①×②)	尿 ④ (③×④)	ブロイラー	475	—	—	—	—
種類	飼養羽数 (千羽)			1年当たり排せつ物発生量 (kg)					合計 (kg)																																								
		ふん ①	尿 ②	ふん ③ (①×②)	尿 ④ (③×④)																																												
6ヵ月齢未満	215	—	—	—	—																																												
6ヵ月齢以上	408	—	—	—	—																																												
合計	—	—	—	—	—																																												
種類	飼養羽数 (千羽)	1年当たり排せつ物発生量 (kg)				合計 (kg)																																											
		ふん ①	尿 ②	ふん ③ (①×②)	尿 ④ (③×④)																																												
ブロイラー	475	—	—	—	—																																												
<b>2. 処理の方法及び処理の方法別の数量</b> <table border="1"> <tr> <th>処理方法</th> <th>割合 (%)</th> </tr> <tr> <td>① 自家処理し、自己の経営内で利用</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>③ 焼却施設で処理</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>④ その他( )</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10 新</td> </tr> </table>		処理方法	割合 (%)	① 自家処理し、自己の経営内で利用	新	② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	新	③ 焼却施設で処理	新	④ その他( )	新	( )	新	合計	10 新	<b>2. 処理の方法及び処理の方法別の数量</b> <table border="1"> <tr> <th>処理方法</th> <th>割合 (%)</th> </tr> <tr> <td>① 自家処理し、自己の経営内で利用</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>③ 焼却施設で処理</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>④ その他( )</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10 新</td> </tr> </table>		処理方法	割合 (%)	① 自家処理し、自己の経営内で利用	新	② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	新	③ 焼却施設で処理	新	④ その他( )	新	( )	新	合計	10 新																		
処理方法	割合 (%)																																																
① 自家処理し、自己の経営内で利用	新																																																
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	新																																																
③ 焼却施設で処理	新																																																
④ その他( )	新																																																
( )	新																																																
合計	10 新																																																
処理方法	割合 (%)																																																
① 自家処理し、自己の経営内で利用	新																																																
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	新																																																
③ 焼却施設で処理	新																																																
④ その他( )	新																																																
( )	新																																																
合計	10 新																																																

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 肉用鶏養鶏業者	作業手順書 (計)	・家畜排せつ物の利用に関する事項
	家畜排せつ物利用マニュアル (計)	・具体的な利用方法が記載されているか。
	鶏ふん処理施設の図面 (計)	・作業手順書及び家畜排せつ物利用マニュアルに従って、鶏ふんを処理できる施設となっているか。
	鶏ふんをエネルギーとして利用する施設の図面 (計)	・作業手順書及び家畜排せつ物利用マニュアルに従って、鶏ふんをエネルギーとして利用できる施設となっているか。
	飼育管理表 (計)	・「家畜排せつ物の利用」の欄
	家畜排せつ物の発生量等に関する記録 (計)	・家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量が記載できる様式になっているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 肉用鶏養鶏業者	鶏ふん処理施設	・作業手順書及び家畜排せつ物利用マニュアルに従って、鶏ふんを処理できる施設となっているか。
	鶏ふんをエネルギーとして利用する施設	・作業手順書及び家畜排せつ物利用マニュアルに従って、鶏ふんをエネルギーとして利用できる施設となっているか。

#### 2.2.4.2.1.8 防疫管理に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>h) JAS 0013 の 5.7 に規定する防疫管理に関する事項</p> <p>防疫管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、有害動物の駆除を行わない場合は、5)を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 鶏舎内への昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防</li> <li>2) 動物用医薬品の使用方法</li> <li>3) 抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取組</li> <li>4) 動物用医薬品の保管</li> <li>5) 有害動物の駆除</li> </ol>
---

<p><b>JAS 0013</b></p> <p><b>5.7 防疫管理</b></p> <p><b>5.7.1</b> 鶏舎内への、昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防に努めなければならない。</p> <p><b>5.7.2</b> 動物用医薬品は投薬指示書（処方箋）に従い使用しなければならない。</p> <p><b>5.7.3</b> ワクチンの活用、衛生管理の徹底等による抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策に取り組まなければならない。</p> <p><b>5.7.4</b> 動物用医薬品の保管に当たっては、容器・包装の表示や添付文書の記載のとおり保管することとしなければならない。</p> <p><b>5.7.5</b> 有害動物を駆除する場合は、鶏卵・鶏肉に薬剤の影響が及ばない方法で実施しなければならない。</p>
---

防疫管理に関する事項については、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者に適用されます。また、防疫管理に関する事項のうち有害動物の駆除については、卵選別包装業者、食鳥処理業者、鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者にも適用されます。

鶏舎内への昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生については、その危害を及ぼす要因を分析し、内部規程にそれらを防止する重要管理点及びその実施方法を規定し実施する必要があります。なお、不適合が確認された場合、改善に取り組まない又は取り組みが困難な場合は、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットにJASマークを付すことはできませんが、改善への取り組みに着手し、着手した内容が記録で確認できれば適合と判断し、格付、出荷ができます

動物用医薬品については、投薬指示書（処方箋）に従って使用しなければならないことを内部規程に規定し使用する必要があります。また、使用した場合には、投薬指示書（処方箋）に従って使用したかどうか

を動物用医薬品投与記録等に記録する必要があります。なお、投薬指示書からの逸脱が確認された場合は、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットにJASマークを付すことはできませんが、逸脱の程度が軽微であり管理獣医師等の指示による再処方等に対応できる場合は適合と判断し、格付、出荷ができます。

抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取り組みについては、管理獣医師に相談し実行可能な対策に取り組まなければならないことを内部規程に規定し実施する必要があります。なお、何らかの実行可能な対策に取り組んでいれば適合と判断しますが、実行可能な対策がない場合であっても管理獣医師に相談の上、その内容を記録していれば適合と判断します。

動物用医薬品の保管については、容器・包装の表示や添付文書の記載のとおり保管するよう内部規程に規定し、動物用医薬品保管記録等に記録する必要があります。なお、保管場所以外に長時間放置した場合は不適合となりますが、一時的な場合は保管場所に戻せば適合と判断します。

有害動物の駆除については、鶏卵・鶏肉（これらの元となる卵用鶏及び肉用鶏も含む。）に薬剤の影響が及ばない方法で実施しなければならないことを内部規程に規定し実施する必要があります。また、実施した場合には、その実施日、実施場所、実施者、実施方法（鶏卵・鶏肉への薬剤の影響の有無）等を有害動物駆除記録等に記録する必要があります。なお、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者にあつては、原則、家畜伝染病予防法第十二条の三に基づく飼養衛生管理基準が策定され、実施されていれば適合と判断します。当然ながら、鶏卵・鶏肉に薬剤の影響が及んだ場合には、薬剤の影響が及んだ全ての生産ロットにJASマークを付すことはできません。

これらの実施状況については、生産ロットごとの飼育管理表にも「特記事項」の欄を設けて、実施した事項の概要を実施日の箇所に記録します。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者	作業手順書※（計）	・防疫管理に関する事項
肉用鶏養鶏業者	有害動物侵入・発生予防マニュアル（計）	・具体的な予防方法が記載されているか。
次の生産行程管理者については※の書類等に限る。 卵選別包装業者 食鳥処理業者 鶏卵流通業者 鶏肉流通業者	鶏舎、屋外飼育場、敷地全体等の図面（計）	・有害動物の侵入・発生について、予防策を実施した箇所が記載されているか。
	動物用医薬品投与記録等（計）	・動物用医薬品の投与記録が具体的に記載できる様式になっているか。
	管理獣医師巡回記録等（運）	・抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取り組みについて、管理獣医師との相談内容が記載されているか。
	動物用医薬品保管記録等（計）	・動物用医薬品の保管に係る記録ができる様式になっているか。
	鶏舎等の図面（計）	・動物用医薬品の保管場所が記載されているか。
	有害動物駆除記録等※（計）	・実施日、実施場所、実施者、実施方法（鶏卵・鶏肉への薬剤の影響の有無）等が記載できる様式になっているか。

	飼養衛生管理基準 (計)	・家畜伝染病予防法第十二条の三に基づき作成されているか。
	飼育管理表 (計)	・「特記事項」の欄(防疫管理の実施状況について、実施した事項の概要を実施日の箇所に記載)

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 肉用鶏養鶏業者	鶏舎、屋外飼育場、敷地全体等	・有害動物の侵入・発生について、予防策が実施されているか。
	鶏舎等	・申請された図面どおりの保管場所に動物用医薬品が保管されているか。また、その保管状況は容器・包装の表示や添付文書の記載のとおりか。

#### 2.2.4.2.1.9 従事者及び入場者の衛生管理に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>i) JAS 0013 の 5.8 に規定する従事者及び入場者の衛生管理に関する事項</p> <p>従事者並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場(以下“施設”という。)への入場者の衛生管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、施設内において喫煙及び飲食をしない場合は、3)を除く。</p> <p>1) 従事者及び施設への入場者に対する、疾病へのり患又はその疑いの報告の要求及び該当する者に対する措置</p> <p>2) 従事者及び施設への入場者への次の事項の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 作業着、帽子、マスク、長靴及び手袋等の着用</li> <li>－ 衛生管理区域内への装着品及び所持品持込みの制限</li> <li>－ 手洗いの手順、手の消毒及び爪の手入れ</li> <li>－ 喫煙、飲食、痰・唾の処理及び咳・くしゃみ等の制限</li> <li>－ トイレ利用の手順</li> </ul> <p>3) 施設内において喫煙又は飲食をする場合の措置</p>
---

## JAS 0013

### 5.8 従事者及び入場者の衛生管理

**5.8.1** 従事者並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場への入場者に対して、生産した鶏卵・鶏肉を通じ消費者若しくは鶏に感染する可能性がある疾病に罹患している、又はその疑いがあることについて、従事又は入場する前に報告を求めなければならない。当該報告を受けた場合は、該当する者に対して、従事並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場への入場を禁止、又は対策を講じた上で許可しなければならない。

**5.8.2** 次の事項について、従事者並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場への入場者に周知徹底を図り、実施させることとしなければならない。

- a) 作業着、帽子、マスク、長靴及び手袋等の着用
- b) 衛生管理区域内への装着品及び所持品持込みの制限
- c) 手洗いの手順、手の消毒及び爪の手入れ
- d) 喫煙、飲食、痰・唾の処理及び咳・くしゃみ等の制限
- e) トイレ利用の手順

**5.8.3** 鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場内において喫煙又は飲食をする場合は、卵用鶏・肉用鶏及び鶏卵・鶏肉に影響がないよう対策を講じなければならない。

従事者及び入場者の衛生管理に関する事項については、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、肉用鶏養鶏業者及び食鳥処理業者に適用されます。

従事者及び施設への入場者に対する、疾病への罹患又はその疑いの報告の要求及び該当する者に対する措置については、従事又は入場する前の報告の徹底、該当者への適切な対応（従事者は毎日、入場者は入場当日）を内部規程に規定し必要な報告を求めなければなりません。なお、報告及び対応義務からの逸脱が確認された場合は、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットにJASマークを付すことはできません。

従事者及び施設への入場者への作業着の着用等の周知徹底については、従事者及び入場者へのルール及び周知方法（場内への掲示等）を内部規程に規定するとともに、規定に従い周知徹底する必要があります。なお、逸脱が確認された場合は、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットにJASマークを付すことはできませんが、逸脱が一時的であり恒常的ではないことが記録により確認できる場合は適合と判断し、格付、出荷ができます。

施設内において喫煙又は飲食をする場合の措置については、喫煙及び飲食可能な場所を鶏舎等と明確に区分し、それ以外の場所では喫煙及び飲食を禁止するなど卵用鶏・肉用鶏及び鶏卵・鶏肉に影響が及ばないような対策を内部規程により規定し、実施する必要があります。なお、逸脱が確認された場合は、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットにJASマークを付すことはできませんが、逸脱が一時的であり恒常的ではないことが記録により確認できる場合は適合と判断し、格付、出荷ができます。

これらの実施状況については、生産ロットごとの飼育管理表にも「従事者及び入場者の衛生管理」の欄を設けて毎日適否を記録します。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。



生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者	作業手順書（計）	・従事者及び入場者の衛生管理に関する事項
	施設入場マニュアル（計）	・施設に入場する際の具体的な手順等が記載されているか。
	施設入場時チェックリスト、報告書等（計）	・疾病へのり患又はその疑いについて確認できる内容になっているか。
	周知方法（場内への掲示等）の写し、画像等及び掲示場所の図面（計）	・周知方法、周知内容及び掲示場所は適切か。
	鶏舎、屋外飼育場等の図面（計）	・喫煙及び飲食可能な場所が明確に区分されているか。卵用鶏・肉用鶏及び鶏卵・鶏肉に影響が及ばないような対策が講じられているか。
	飼育管理表（計）	・「従事者及び入場者の衛生管理」の欄

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者	掲示物等	・申請された掲示物が、申請された掲示場所に掲示されているか。
	鶏舎、屋外飼育場等	・申請された図面のとおり、喫煙及び飲食可能な場所が明確に区分されているか。卵用鶏・肉用鶏及び鶏卵・鶏肉に影響が及ばないような対策が講じられているか。

#### 2.2.4.2.1.10 従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>j) JAS 0013 の 5.9 に規定する従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項</p> <p>従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項には、次の事項が含まれる。</p> <p>1) 安全衛生の推進及び適切な労働環境の提供のための次の事項の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具の提供</li> <li>－ 従事者に対する安全衛生の教育訓練</li> <li>－ 健康及び安全に関わる環境・事象の整備</li> <li>－ 労働災害の防止</li> </ul> <p>2) 児童労働、強制労働、差別等の禁止のための次の事項の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 児童労働の禁止</li> <li>－ 身分証明書の原本の引渡しの要求の禁止</li> <li>－ 給料等の一部の差引きの禁止</li> <li>－ 差別的な扱いの禁止及びハラスメント行為に対する対応システムの構築</li> </ul>
--

## JAS 0013

### 5.9 従事者の安全衛生及び労務管理

#### 5.9.1 安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供

次の事項を実施しなければならない。

- 従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具を提供すること
- 従事者に対する安全衛生の教育訓練を実施すること
- 健康及び安全に関わる環境・事象を記録し、必要に応じ是正処置を講ずること
- 労働災害について記録し、是正処置を講ずること

#### 5.9.2 児童労働、強制労働、差別等の禁止

5.9.2.1 児童労働を禁止しなければならない。ただし、家族労働における手伝いの範ちゅうに属するものを除く。

5.9.2.2 雇用開始時に被雇用者のパスポート又は運転免許証その他の身分証明書の原本を引き渡すよう要求してはならない。

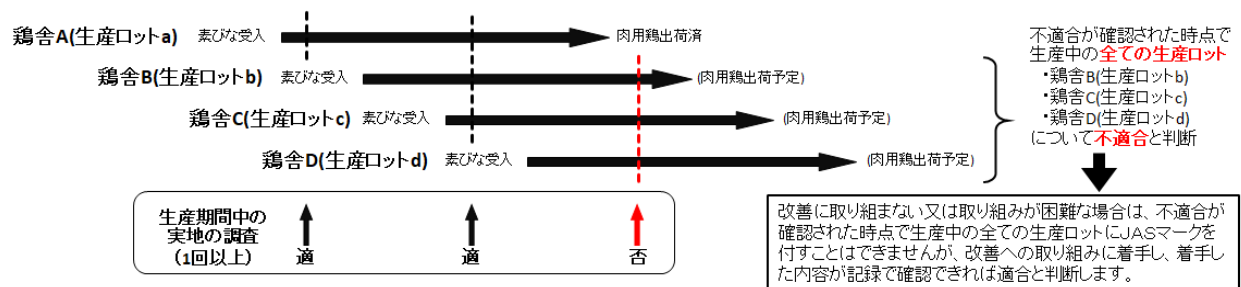
5.9.2.3 雇用終了時に被雇用者の給料、財産及び便益の一部を差し引くことを禁止しなければならない。

5.9.2.4 いかなる場合においても性別、年齢、人種、出身地域等による差別的な扱いを禁止するとともに、ハラスメント行為に対する対応システムを構築しなければならない。

従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項については、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、肉用鶏養鶏業者及び食鳥処理業者に適用されます。

安全衛生の推進及び適切な労働環境の提供については、従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具の提供、従事者に対する安全衛生の教育訓練及び健康及び安全に関わる環境・事象の整備、労働災害の防止について内部規程に規定し、規定に基づき教育訓練を実施し、これらに関して必要な記録（安全衛生教育訓練記録、労働災害に係る記録、安全衛生委員会記録等）を保持しておくことが必要です。

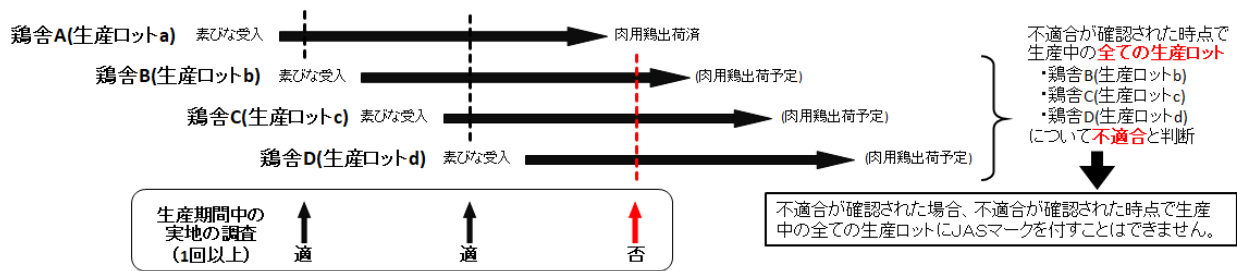
なお、不適合が確認された場合、改善に取り組みない又は取り組みが困難な場合は、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットにJASマークを付すことはできませんが、改善への取り組みに着手し、着手した内容が記録で確認できれば適合と判断し、格付、出荷ができます。



児童労働、強制労働、差別等の禁止については、児童労働の禁止、身分証明書の原本の引渡し等の要求の禁止、給料等の一部の差引きの禁止並びに差別的な扱いの禁止及びハラスメント行為に対する対応システムの構築について内部規程及び事業者の人事規程等に規定し、規定に基づき確実に実施しなければなりません。特に外国人労働者に対しては適切な雇用条件の下に雇用されていること、差別、ハラスメント行為の申し出に対するコミュニケーションの場を設けるなどを明確に規定する必要があります。

また、関連する雇用契約、対応マニュアル等についても整備しておく必要があります。

なお、不適合が確認された場合、不適合が確認された時点で生産中の全ての生産ロットにJASマークを付すことはできません。



書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者	作業手順書、人事規程、雇用契約書の様式等 (計)	・従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項
	従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具リスト (計)	・リストの内容は従事者の安全衛生に適切に配慮したものであると認められるか。
	安全衛生教育訓練記録、(計)	・教育訓練等の必要な記録が記録できる様式になっているか。
	労働災害に係る記録、安全衛生委員会記録等 (計)	・労働災害に係る記録、是正処置、予防措置等について、適切に記録できる様式になっているか。
	ハラスメント行為対応マニュアル (計)	・ハラスメント行為の申し出に対する対応が具体的に記載されているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者	従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具	・申請されたリストの労働環境及び器具が提供されているか。

#### 2.2.4.2.1.11 生産、選別、包装、食鳥処理、小分等に使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p><b>k) 生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項</b></p>
---

生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項については、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者に適用されます。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 鶏卵流通業者 肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者 鶏肉流通業者	作業手順書（計）	・生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項
	機械、器具、運搬車両等保管場所施設見取図及び施設位置図（計）	・使用する全ての機械、器具、運搬車両等の保管場所が適切に記されているか。
	機械・器具・運搬車両等リスト（計）	・使用する全ての機械、器具、運搬車両等がリストに掲載されているか。
	機械・器具・運搬車両等管理マニュアル（計）	・使用する全ての機械、器具、運搬車両等の管理について記載されているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	施設等	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 鶏卵流通業者 肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者 鶏肉流通業者	機械、器具、運搬車両等保管場所	・申請されたリスト中の全ての機械、器具、運搬車両等が、申請された図面どおりの保管場所に保管されているか。

#### 2.2.4.2.1.12 苦情処理、内部監査、マネジメントレビュー及び改善に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>l) 苦情処理に関する事項</p> <p>m) 内部監査に関する事項</p> <p>n) マネジメントレビューに関する事項</p> <p>o) 改善に関する事項</p>
--

苦情処理、内部監査、マネジメントレビュー及び改善に関する事項については、全ての認証事業者（卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者）に適用されます。

これらの事項については、ISO 9001の「9 パフォーマンス評価」、「10 改善」等を参考にして内部規程を整備されるとよいでしょう。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 鶏卵流通業者	苦情処理マニュアル (計)	・苦情の処理方法等が適切に記載されているか。
肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者 鶏肉流通業者	内部監査マニュアル (計)	・内部監査に関する事項が適切に記載されているか。
	マネジメントレビュー に関する規程 (計)	・マネジメントレビューに関する事項が適切に記載されているか。
	業務改善手順書 (計)	・改善に関する手順等が適切に記載されているか。

#### 2.2.4.2.1.13 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>p) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項</p>
--

生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項については、全ての認証事業者（卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者）に適用されます。

認証の技術的基準「5.1 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成」に規定されている事項についての作成及び保存に関する事項を規定します。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 鶏卵流通業者	生産行程の管理又は把握に係る記録の作成手順 (計)	・生産行程の管理又は把握に係る記録の作成手順が適切に記載されているか。
肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者 鶏肉流通業者	生産行程の管理又は把握に係る記録の保存に関する事項 (計)	・内部規程等に、当該記録の保存に関する事項（保存方法、保存期間等）が適切に規定されているか。

#### 2.2.4.2.1.14 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>q) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項</p>
--

年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項については、全ての認証事業者（卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者）に適用されます。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 鶏卵流通業者	年間の生産計画の策定に関する手順（計）	・内部規程等に、当該手順が適切に規定されているか。
肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者 鶏肉流通業者	年間の生産計画の認証機関への通知に関する手順（計）	・内部規程等に、当該手順が適切に規定されているか。

#### 2.2.4.2.1.15 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.1 内部規程の整備</b></p> <p>r) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p>
---

生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項については、全ての認証事業者（卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者）に適用されます。

生産行程の管理または把握の実施状況に関する認証機関による確認等の業務（年次調査、臨時調査等）への対応手順等について、適切に実施するための事項を規定します。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 鶏卵流通業者 肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者 鶏肉流通業者	認証機関による確認等の業務への対応手順等（計）	・内部規程等に、認証機関による確認等の業務への対応手順等が適切に規定されているか。

#### 2.2.4.2.2 内部規程に従った業務の実施

<p><b>生産行程管理者の認証の技術的基準</b></p> <p><b>4.2.2 内部規程に従った業務の実施</b></p> <p>内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。</p>
--

当然のことですが、4.2の規定により具体的かつ体系的に整備した内部規程に従って、適切に業務を行う必要があります。

年次調査の際には、内部規程に従って適切に業務を行ったかを確認します。

### 2.2.4.2.3 内部規程の見直し及び周知

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 4.2.3 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従事者に十分周知しなければならない。

内部規程については、適切な見直しを定期的に行い、その結果について、従事者に十分な周知を行う必要があります。認証事業者は、引き続き認証の技術的基準に適合しているか、概ね1年以内に認証機関から年次調査を受けることから、内部規程に見直しについても、1年ごとに行うのが望ましいと考えられます。また、見直しを行った場合には、内部規程の修正の有無に関わらず、内部規程の見直し及び従業員への周知の履歴を残しておく必要があります。

年次調査の際には、内部規程の見直し及び従業員への周知の履歴について確認します。

### 2.2.4.3 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 4.3 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **生産行程管理担当者** 生産行程管理担当者として、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者又は鶏卵流通業者にあつては、鶏卵の生産行程の管理又は把握に関する知識を有する者が1人以上、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者又は鶏肉流通業者にあつては、鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する知識を有する者が1人以上（認証生産行程管理者等が複数の生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。
- b) **生産行程管理責任者** 生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から1人選任されていなければならない。

鶏卵関係の生産行程管理担当者については、鶏卵の生産行程の管理又は把握に関する知識を、また、鶏肉関係の生産行程管理担当者については、鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する知識を有する者を1人以上配置する必要があります。

有機JASの生産行程管理者の認証の技術的基準では、生産行程管理担当者について、一定の学業の経歴があること又は一定の業務経験があることが条件として付されており、また、生産行程管理責任者については、認証機関の指定する講習会を修了していることが条件として付されていますが、当該認証の技術的基準では、これらを条件として付していません。当該知識を有することの証明方法については具体的に規定されていないので、何らかの客観的証拠があれば差し支えありません。

なお、鶏卵又は鶏肉の生産等に関係した学歴や業務経験の提示や、認証機関の指定するJAS法及び関連告示等に係る講習会並びに人持続可能性に配慮した鶏卵又は鶏肉の生産等に係る講習会の受講も、鶏卵又は鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する知識を有していることの客観的な証明になり得ると考えられます。

## 2.2.5 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存

### 2.2.5.1 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成

内部規程に従い実施した結果を含めて、認証の技術的基準 5.1 に規定した事項について記録を作成し、保存します。

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 5 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存

###### 5.1 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成

4.2.2 の結果を次の事項を含め記録し、保存しなければならない。ただし、卵用鶏養鶏業者にあつては、b)及びd)2)を、肉用鶏養鶏業者にあつては、a)、b)2)及びd)1)を除き、卵選別包装業者にあつては、a)2)、h)5)及びi)～o)に、食鳥処理業者にあつては、b)、e)2)、h)5)及びi)～o)に、鶏卵流通業者にあつては、a)2)、h)5)及びk)～o)に、鶏肉流通業者にあつては、b)2)、h)5)及びk)～o)に限る。

作成及び保存しなければならない記録は、生産行程管理者（卵用鶏養鶏業者、肉用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、食鳥処理業者、鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者）ごとに異なります。記録は、生産ロットごとの生産履歴となります。どの生産行程管理者がどの事項を作成及び保存する必要があるかは表7のとおり8.2.4.2.1の項の表4とほぼ同じですが、p)～r)については含まれていません。



表7 生産行程の管理または把握に係る記録の作成及び保管 適用一覧

認証の技術的基準	生産行程管理者	生産行程管理者					
		卵用鶏 養鶏業者	卵選別 包装業者	鶏卵 流通業者	肉用鶏 養鶏業者	食鳥処理 業者	鶏肉 流通業者
5	生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存						
5.1	生産行程の管理又は把握に係る記録の作成						
	a) 卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項 (JAS 0013 の5.1.1参照)						
	1) 卵用鶏の区分管理	X					
	2) 鶏卵の区分管理 (受け入れた鶏卵の格付の表示の確認を含む。)	X	X	X			
	b) 肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項 (JAS 0013 の5.1.2参照)						
	1) 肉用鶏の区分管理 (受け入れた肉用鶏の格付の表示の確認を含む。)				X	X	
	2) 鶏肉の区分管理 (受け入れた鶏肉の格付の表示の確認を含む。)					X	X
	c) 国産鶏種の素びなに関する事項 (JAS 0013 の5.2 参照)	X			X		
	d) 国産飼料用米の利用に関する事項 (JAS 0013 の5.3 参照)						
	1) 卵用鶏に給与される飼料の給与管理	X					
	2) 肉用鶏に給与される飼料の給与管理				X		
	e) アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項 (JAS 0013 の5.4参照)						
	1) 鶏の飼養環境の改善への取組	X			X		
	2) 鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止	X			X	X	
	f) 周辺環境への配慮に関する事項 (JAS 0013 の5.5 参照)						
	1) 周辺住民等に対する騒音、悪臭、虫害、埃及び有害物質の飛散又は流失等の配慮	X			X		
	2) エネルギー使用量の把握、省エネルギーの取組及び二酸化炭素の発生抑制	X			X		
	3) 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出物の処分	X			X		
	4) 鶏ふん処理施設の床等の保守管理	X			X		
	5) 鶏ふん処理施設に設置している送風装置等の保守管理	X※1			X※1		
	g) 家畜排せつ物の利用に関する事項 (JAS 0013 の5.6 参照)	X			X		
	h) 防疫管理に関する事項 (JAS 0013 の5.7 参照)						
	1) 鶏舎内への昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防	X			X		
	2) 動物用医薬品の使用方法	X			X		
	3) 抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取組	X			X		
	4) 動物用医薬品の保管	X			X		
	5) 有害動物の取除	X※2	X※2	X※2	X※2	X※2	X※2
	i) 従事者及び入場者の衛生管理に関する事項 (JAS 0013 の5.8 参照)						
	1) 従事者及び施設への入場者に対する、疾病への患又はその疑いの報告の要求及び該当する者に対する措置	X	X		X	X	
	2) 従事者及び施設への入場者への次の事項の周知徹底	X	X		X	X	
	3) 施設内において喫煙又は飲食をする場合の措置	X※3	X※3		X※3	X※3	
	j) 従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項 (JAS 0013 の5.9参照)						
	1) 安全衛生の推進及び適切な労働環境の提供のための次の事項の実施	X	X		X	X	
	2) 児童労働、強制労働、差別等の禁止のための次の事項の実施	X	X		X	X	
	k) 生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項	X	X	X	X	X	X
	l) 畜情処理に関する事項	X	X	X	X	X	X
	m) 内部監査に関する事項	X	X	X	X	X	X
	n) マネジメントレビューに関する事項	X	X	X	X	X	X
	o) 改善に関する事項	X	X	X	X	X	X

※1 については、鶏ふんの処理または保管の用に供する施設に送風装置、かく拌装置等を設置していない場合は除く。  
 ※2 については、有害動物の駆除を行わない場合は除く。  
 ※3 については、施設内において喫煙及び飲食をしない場合は除く。

2.2.5.2 生産行程の管理又は把握に係る記録等の保存

生産行程管理者の認証の技術的基準	
5.2 生産行程の管理又は把握に係る記録等の保存	
5.2.1	5.1 の a)~j) の記録及び当該記録の根拠となる書類は、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者及び鶏卵流通業者にあつては、鶏卵の出荷の日から 2 年間、肉用鶏養鶏業者にあつては、肉用鶏の出荷の日から 3 年間、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者にあつては、鶏肉の出荷の日から 3 年間保存しなければならない。
5.2.2	5.1 の k)~o) の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から 2 年間保存しなければならない。

鶏卵及び鶏肉が消費される期間は、製造業者、流通業者等における保管を考慮しても、それぞれ 1 年以内及び 2 年以内と見積もられたことから、各生産ロットの a)~j) の記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間は、これらの期間に 1 年を加えれば十分であると考え、それぞれ 2 年間及び 3 年間と規定しています。

また、k)～o)については、マネジメントに関係するものであり、それらの記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間については、「JGAP 家畜・畜産物 2017」(一般財団法人日本 GAP 協会)の 3.3 記録の保管で求められている「過去 2 年以上」との整合を図り、2 年間と規定しています

## 2.2.6 格付の組織及び実施方法

### 2.2.6.1 格付の組織

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 6 格付の組織及び実施方法

###### 6.1 格付の組織

格付を行う部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

格付を行う部門については、公平性を維持するために、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有する必要があります。特に、営業部門からの独立性については留意する必要があります。

### 2.2.6.2 格付規程の整備

新規の申請に係る書類審査及び現地調査の際には、生産行程管理者の認証の技術的基準「6.2 格付規程の整備」に規定されている事項が生産行程管理者の格付規程に具体的かつ体系的に整備（記載）されているかを確認します。

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 6.2 格付規程の整備

次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a) 生産行程についての検査に関する事項
- b) 格付の表示に関する事項
- c) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- d) 出荷後に JAS 0013 に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- e) 苦情処理に関する事項
- f) 内部監査に関する事項
- g) マネジメントレビューに関する事項
- h) 改善に関する事項
- i) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- j) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

格付規程に整備する事項は、全ての生産行程管理者（卵用鶏養鶏業者、肉用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、食鳥処理業者、鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者）で同じです。

a)の生産行程についての検査に関する事項については、「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産行程についての検査方法」を引用して、具体的な検査手順等を規定します。

b)の格付の表示に関する事項については、格付の表示（JAS マークの貼付）の具体的な手順等を規定します。

c)の格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項については、格付後の荷口の出荷や出荷しない場合の荷口の処分に関する具体的な手順等を規定します。

d)の出荷後に **JAS 0013** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項については、万一、出荷後に当該荷口の不適合が明らかとなった場合の対処方法等（出荷先への通知、荷口の回収等）を具体的に規定します。

e) ~h)の苦情処理、内部監査、マネジメントレビュー及び改善に関する事項については、**ISO 9001** の「**9 パフォーマンス評価**」、「**10 改善**」等を参考にして内部規程を整備されるとよいでしょう。

i)の格付に係る記録の作成及び保存に関する事項については、格付に係る記録の作成及び保存に関する事項を規定します。

j)の格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項については、認証機関による年次調査や臨時調査への対応、6月末までに認証機関への報告が求められている格付実績の報告等について、適切に実施するための事項を規定します。

### 2.2.6.3 格付の実施方法

#### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 6.3 格付の実施方法

格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められなければならない。

当然のことですが、**6.2**の規定により具体的かつ体系的に整備した格付規程に従って、適切に格付及び格付の表示に関する業務を行うことにより、格付の表示が適切に付され（JAS マークが適切に貼付される必要があります）。

認証機関による年次調査等では、出荷済み格付品のトレースバック等を実施し、格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行っているかを確認することになります。

＜参考＞

格付に関する記録の保存について

格付に関する記録の保存期間については、日本農林規格等に関する法律施行規則（J A S法施行規則）第四十六条 第一項第一号ニに規定されています。

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十六条 第一項第一号ニ

(11) 認証事業者は、その行った格付（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては、格付の表示。以下この(11)において同じ。）に関する記録を、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める期間保存すること。

(i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第七号に規定する消費期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）又は賞味期限（食品表示基準第二条第八号に規定する賞味期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間。(ii)において同じ。）が一年以上である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から三年間）

(ii) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該農林物資の格付の日から一年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から一年間）

(iii) 当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚又は人工種苗生産技術による水産養殖産品について行われた場合 農林水産大臣が別に定める期間

・ 格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年以上である場合

保存期間：格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間

・ 消費期限又は賞味期限の定めがなく、出荷から消費までに通常要すると見込まれる期間が一年以上である場合

保存期間：出荷の日から三年間

・ 格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合

保存期間：格付の日から一年間

・ 消費期限又は賞味期限の定めがなく、出荷から消費までに通常要すると見込まれる期間が一年未満である場合

保存期間：出荷の日から一年間

#### 2.2.6.4 格付を担当する者の能力及び人数

##### 生産行程管理者の認証の技術的基準

##### 6.4 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **格付担当者** 格付を担当する者として、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者又は鶏卵流通業者にあつては、鶏卵の生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を有する者が1人以上、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者又は鶏肉流通業者にあつては、鶏肉の生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を有する者が1人以上（認証生産行程管理者等が複数の生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。
- b) **格付責任者** 格付責任者として、格付担当者の中から1人選任されていなければならない。

鶏卵関係の格付担当者については、鶏卵の生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を、また、鶏肉関係の格付担当者については、鶏肉の生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を有する者を1人以上配置する必要があります。

有機 JAS の生産行程管理者の認証の技術的基準では、格付担当者について、一定の学業の経歴があること又は一定の業務経験があること及び認証機関の指定する講習会を修了していることが条件として付されていますが、当該認証の技術的基準では、これらを条件として付していません。当該知識を有することの証明方法については具体的に規定されていないので、何らかの客観的証拠があれば差し支えありません。

なお、鶏卵又は鶏肉の生産等に関係した学歴や業務経験の提示や、認証機関の指定する JAS 法及び関連告示等に係る講習会並びに持続可能性に配慮した鶏卵又は鶏肉の格付及び格付の表示に係る講習会の受講も、鶏卵又は鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する知識を有していることの客観的な証明になり得ると考えられます。

## 2.3 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産行程についての検査方法

### 2.3.1 適用範囲

当該検査方法における適用範囲が記載されています。

#### 検査方法

##### 1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定 による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者が行う持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産行程についての検査方法を規定する。

当該検査方法には、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉 JAS についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下、「生産行程管理者等」という。）が格付を行う際に、当該生産ロットが規格及び認証の技術的基準の要求事項を満たしているかどうかを確認するための検査方法について規定されています。

### 2.3.2 引用規格等

当該検査方法における引用規格等が記載されています。

#### 検査方法

##### 2 引用規格

次に掲げる引用規格等は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格等は、その最新版を適用する。

##### **JAS 0013** 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和 2 年 3 月 17 日農林水産 省告示第 512 号

引用規格等として、規格本体及び生産行程管理者の認証の技術的基準を引用し、当該検査方法の要求事項としています。

### 2.3.3 用語及び定義

当該検査方法における用語及び定義が記載されています。

#### 検査方法

##### 3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 0013 及び持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準による。

規格本体及び生産行程管理者の認証の技術的基準における用語及び定義を引用しています。

### 2.3.4 生産行程についての検査

当該検査方法における生産行程についての検査が記載されています。

## 検査方法

### 4 生産行程についての検査

生産ロットごとに、次によって検査をしなければならない。ただし、鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者にあつては、b)を除く。

- a) 当該生産についての記録の調査（箇条 5 参照）
- b) 当該生産行程の実地の調査（箇条 6 参照）

生産行程についての検査は、当該検査方法箇条 5 の記録の調査と当該検査方法箇条 6 の実地の調査の 2 種類の調査があります。

### 2.3.5 生産についての記録の調査

当該検査方法における記録の調査についての方法が記載されています。

記録の調査とは、生産行程管理者等が格付をしようとする生産ロットについて、その生産についての記録が適正に作成・保管されていることを生産行程管理者等が自ら確認する調査です。

## 検査方法

### 5 生産についての記録の調査

5.1 次に掲げる事項について、当該生産ロットの生産についての記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認をしなければならない。ただし、卵用鶏養鶏業者にあつては、b)及び d) 2)を、肉用鶏養鶏業者にあつては、a)、 b) 2)及び d) 1)を除き、卵選別包装業者にあつては、a) 2)、 f) 5)及び g)に、食鳥処理業者にあつては、b)、 e) 2)、 f) 5)及び g)に、鶏卵流通業者にあつては、a) 2)及び f) 5)に、鶏肉流通業者にあつては、b) 2)及び f) 5)に限る。

### 2.3.5.1 生産についての記録の調査

確認する事項は、生産行程管理者（卵用鶏養鶏業者、肉用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、食鳥処理業者、鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者）ごとに異なります。どの生産行程管理者がどの事項を確認する必要があるかは表 8 を参照してください。

表8 検査方法（生産についての記録の調査）適用一覧

検査方法		生産行程管理者					
		卵用鶏 養鶏業者	卵選別 包装業者	鶏卵 流通業者	肉用鶏 養鶏業者	食鳥処理 業者	鶏肉 流通業者
5	生産についての記録の調査						
5.1	a) 卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項						
	1) 卵用鶏の区分管理	X					
	2) 鶏卵の区分管理（受け入れた鶏卵の格付の表示の確認を含む。）	X	X	X			
	b) 肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項						
	1) 肉用鶏の区分管理（受け入れた肉用鶏の格付の表示の確認を含む。）				X	X	
	2) 鶏肉の区分管理（受け入れた鶏肉の格付の表示の確認を含む。）					X	X
	c) 国産鶏種の素びなに関する事項	X			X		
	d) 国産飼料用米の利用に関する事項						
	1) 卵用鶏に給与される飼料の給与管理	X					
	2) 肉用鶏に給与される飼料の給与管理				X		
	e) アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項						
	1) 鶏の飼養環境の改善への取組	X			X		
	2) 鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止	X			X	X	
	f) 防疫管理に関する事項						
	1) 鶏舎内への昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防	X			X		
	2) 動物用医薬品の使用方法	X			X		
	3) 抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取組	X			X		
	4) 動物用医薬品の保管	X			X		
	5) 有害動物の駆除	X※1	X※1	X※1	X※1	X※1	X※1
	g) 従事者及び入場者の衛生管理に関する事項						
	1) 従事者及び施設への入場者に対する、疾病へのり患又はその疑いの報告の要求及び該当する者に対する措置	X	X		X	X	
	2) 従事者及び施設への入場者への次の事項の周知徹底	X	X		X	X	
	3) 施設内において喫煙又は飲食をしない場合の措置	X※2	X※2		X※2	X※2	

※1 については、有害動物の駆除を行わない場合は除く。  
 ※2 については、施設内において喫煙及び飲食をしない場合は除く。

例えば、5.1 a) 2) **鶏卵の区分管理**に関する事項については、表中でX印が付いている卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者及び鶏卵流通業者に適用されます。

検査方法
5.1
a) 卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項
卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
1) 卵用鶏の区分管理
2) 鶏卵の区分管理（受け入れた鶏卵の格付の表示の確認を含む。）
b) 肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項
肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる
1) 肉用鶏の区分管理（受け入れた肉用鶏の格付の表示の確認を含む。）
2) 鶏肉の区分管理（受け入れた鶏肉の格付の表示の確認を含む。）
c) 国産鶏種の素びなに関する事項
d) 国産飼料用米の利用に関する事項
国産飼料用米の利用に関する事項には、次の事項が含まれる。
1) 卵用鶏に給与される飼料の給与管理
2) 肉用鶏に給与される飼料の給与管理
e) アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項
アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項には、次の事項が含まれる。
1) 鶏の飼養環境の改善への取組
2) 鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止
f) 防疫管理に関する事項
防疫管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、有害動物の駆除を行わない場合は、5)を除く。
1) 鶏舎内への昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防
2) 動物用医薬品の使用方法
3) 抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取組



- 4) 動物用医薬品の保管
- 5) 有害動物の駆除
- g) 従事者及び入場者の衛生管理に関する事項
 

従事者並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場（以下“施設”という。）への入場者の衛生管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、施設内において喫煙及び飲食をしない場合は、3)を除く。

  - 1) 従事者及び施設への入場者に対する、疾病へのり患又はその疑いの報告の要求及び該当する者に対する措置
  - 2) 従事者及び施設への入場者への次の事項の周知徹底
    - － 作業着，帽子，マスク，長靴及び手袋等の着用
    - － 衛生管理区域内への装着品及び所持品持込みの制限
    - － 手洗いの手順，手の消毒及び爪の手入れ
    - － 喫煙，飲食，痰・唾の処理及び咳・くしゃみ等の制限
    - － トイレ利用の手順
  - 3) 施設内において喫煙又は飲食をする場合の措置

### 2.3.6 生産行程の実地の調査

当該検査方法における生産行程の実地の調査についての方法が記載されています。

実地の調査とは、各生産ロットについて、**JAS 0013**の「**5.5** 周辺環境への配慮」、「**5.6** 家畜排せつ物の利用」及び「**5.9** 従事者の安全衛生及び労務管理」に適合しているかどうかを、当該生産ロットの生産期間中に1回以上、生産行程管理者等が自ら実地で確認する調査です。

#### 検査方法

##### 6 生産行程の実地の調査

当該生産ロットに係る生産行程が、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者にあつては、**JAS 0013**の**5.5**、**5.6**及び**5.9**に、卵選別包装業者及び食鳥処理業者にあつては、**JAS 0013**の**5.9**に適合するものであることについて、当該生産ロットの生産期間中に1回以上実地で確認をしなければならない。

#### JAS 0013

##### 5.5 周辺環境への配慮

**5.5.1** 卵用鶏・肉用鶏の鶏舎の周辺住民等に対して騒音，悪臭，虫害，煙，埃及び有害物質の飛散又は流失等に配慮しなければならない。

**5.5.2** 電気，ガス，重油，ガソリン，軽油，灯油等のエネルギー使用量を把握した上で，省エネルギーの取組及び温室効果ガスである二酸化炭素の発生抑制に努めなければならない。

**5.5.3** 使用済みプラスチック等の廃棄物，臭気及び排水等の排出等に関して，廃棄物の処理及び清掃に関連する法令，悪臭防止に関連する法令並びに水質汚濁防止に関連する法令に従い処分しなければならない。

**5.5.4** 鶏ふんの処理又は保管の用に供する施設は，次の要件を満たすよう保守管理しなければならない。

- a) 床，覆い，側壁又は貯留槽に鶏ふんが飛散又は流出するような破損がないこと。
- b) 送風装置，かく拌装置等を設置している場合は，当該装置が故障していないこと。

## 5.6 家畜排せつ物の利用

卵用鶏・肉用鶏の飼育において発生した卵用鶏・肉用鶏の鶏ふんは、肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用を推進しなければならない。

**注記** 肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用には、次の方法が含まれるが、これらに限らない。

- － 堆肥化した鶏ふんの養鶏農家自らの経営内利用
- － 焼成した鶏ふんの飼料用米耕種農家による地域内利用（耕畜連携）
- － メタン発酵、焼却、炭化等による、電気、熱等のエネルギーとしての利用

## 5.9 従事者の安全衛生及び労務管理

### 5.9.1 安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供

次の事項を実施しなければならない。

- a) 従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具を提供すること
- b) 従事者に対する安全衛生の教育訓練を実施すること
- c) 健康及び安全に関わる環境・事象を記録し、必要に応じ是正処置を講ずること
- d) 労働災害について記録し、是正処置を講ずること

### 5.9.2 児童労働、強制労働、差別等の禁止

**5.9.2.1** 児童労働を禁止しなければならない。ただし、家族労働における手伝いの範ちゅうに属するものを除く。

**5.9.2.2** 雇用開始時に被雇用者のパスポート又は運転免許証その他の身分証明書の原本を引き渡すよう要求してはならない。

**5.9.2.3** 雇用終了時に被雇用者の給料、財産及び便益の一部を差し引くことを禁止しなければならない。

**5.9.2.4** いかなる場合においても性別、年齢、人種、出身地域等による差別的な扱いを禁止するとともに、ハラスメント行為に対する対応システムを構築しなければならない。

確認する事項は、生産行程管理者（卵用鶏養鶏業者、肉用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、食鳥処理業者）ごとに異なります。どの生産行程管理者がどの事項を確認する必要があるかは表9を参照してください。

**表9 検査方法（生産行程の実地の調査）適用一覧**

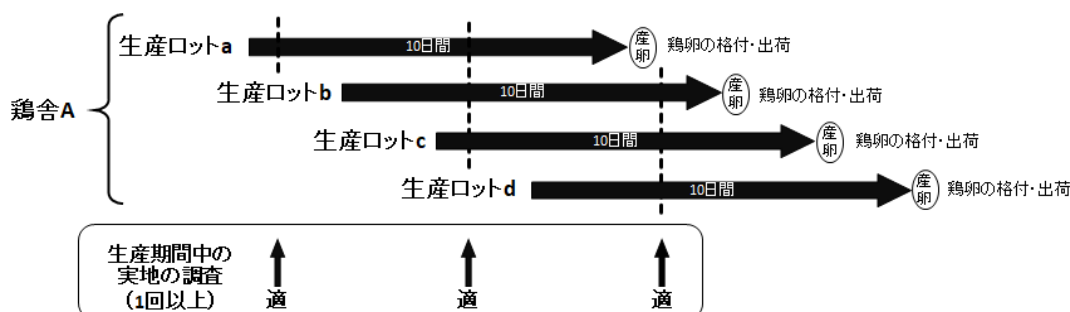
検査方法		生産行程管理者					
		卵用鶏 養鶏業者	卵選別 包装業者	鶏卵 流通業者	肉用鶏 養鶏業者	食鳥処理 業者	鶏肉 流通業者
生産 行程 管理	6	生産行程の実地の調査					
		JAS0013の5.5に規定する周辺環境への配慮に関する事項					
		1) 周辺住民等に対する騒音、悪臭、虫害、煙、埃及び有害物質の飛散又は流失等の配慮					
		2) エネルギー使用量の把握、省エネルギーの取組及び二酸化炭素の発生抑制					
		3) 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出物の処分					
		4) 鶏ふん処理施設の床等の保守管理					
		5) 鶏ふん処理施設に設置している送風装置等の保守管理					
		JAS0013の5.6に規定する家畜排せつ物の利用に関する事項					
		JAS0013の5.9に規定する従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項					
		1) 安全衛生の推進及び適切な労働環境の提供のための次の事項の実施					
	2) 児童労働、強制労働、差別等の禁止のための次の事項の実施						
※ については、鶏ふんの処理または保管の用に供する施設に送風装置、かく挿装置等を設置していない場合は除く。							

<参考>

当該生産ロットの生産期間中に1回以上、実地で確認する方法の例を次に示します。

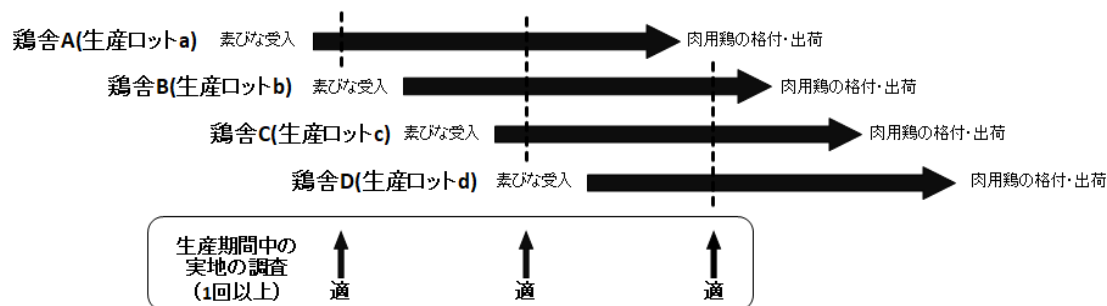
●卵用鶏養鶏業者（鶏卵）の場合

卵用鶏養鶏業者における鶏卵の場合、1つの鶏舎において、ある日に産卵された鶏卵を集めたものが1つの生産ロットとなります。生産行程管理者の認証の技術的基準「5.3.1 卵用鶏に給与される飼料」では、「産卵前の10日間に給与される飼料の国産飼料用米割合は、5%以上でなければならない。」と規定されているため、鶏卵の生産ロットの生産期間は、産卵の10日前からとなります。従って、次の図のとおり、10日以内の間隔で定期的に実地の調査を行えば、必ず生産期間中に1回以上実施することとなります。



●肉用鶏養鶏業者（肉用鶏）の場合

肉用鶏養鶏業者における肉用鶏の場合、基本的に1つの鶏舎において飼育された鶏群が1つの生産ロットとなります。肉用鶏の生産ロットの生産期間は、素びなを受け入れてから肉用鶏として出荷するまでとなります。例えば、生産期間が60日間である場合、次の図のとおり、60日以内の間隔で定期的に実地の調査を行えば、必ず生産期間中に1回以上実施することとなります。



## 2.4 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基準

### 2.4.1 適用範囲

当該認証の技術的基準における適用範囲が記載されています。

#### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 11 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定に基づき行う持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。

認証の技術的基準とは、ある JAS について認証を受けたいと考えている事業者が当該 JAS の要求事項を満たしているかどうかを判断するための技術的な基準が規定された文書です。

当該認証の技術的基準では、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉 JAS についての小分け業者及び外国小分け業者が満たすべき技術的基準が規定されています。

### 2.4.2 引用規格

当該認証の技術的基準における引用規格等が記載されています。

#### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

**JAS 0013** 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

### 2.4.3 用語及び定義

当該認証の技術的基準における用語及び定義が記載されています。

#### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0013** による。

なお、当該認証の技術的基準における小分け業者とは、生産行程管理者の認証の技術的基準における鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者に該当します。

### 2.4.4 小分けの実施方法

#### 2.4.4.1 小分け責任者の職務

#### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 4 小分けの実施方法

##### 4.1 小分け責任者の職務

4.4 b)に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) 小分けに関する計画の立案及び推進
- b) 内部規程の制定，確認及び改廃についての統括
- c) 従事者に対する教育訓練
- d) 地域住民，利害関係者等との対話の推進
- e) 小分け工程に生じた異常等に関する処置又は指導

新規の申請に係る書類審査及び現地調査の際には、**4.4 b)** に規定された小分け責任者が、**a)～e)**の職務を行う体制になっているかを確認します。

年次調査の際には、引き続き認証の技術的基準に適合しているかを確認するとともに、**a)～e)**の職務を適切に行っていたか、記録や聞き取りにより確認します。

## 2.4.4.2 内部規程

### 2.4.4.2.1 内部規程の整備

新規の申請に係る書類審査及び現地調査の際には、**4.2.1** に規定されている事項が小分け業者の内部規程に具体的かつ体系的に整備（記載）されているかを確認します。

年次調査の際には、引き続き認証の技術的基準に適合しているかを確認します。

## 小分け業者の認証の技術的基準

### 4.2 内部規程

#### 4.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a) 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の受入れ及び保管に関する事項
- b) 小分け前の持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の格付の表示の確認に関する事項
- c) 小分けの方法に関する事項
- d) 小分けをする持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の区分管理に関する事項
- e) 有害動物の駆除に関する事項
- f) 小分けに使用する機械，器具，運搬車両等の管理に関する事項
- g) 苦情処理に関する事項
- h) 内部監査に関する事項
- i) マネジメントレビューに関する事項
- j) 改善に関する事項
- k) 小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項
- l) 小分けの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

内部規程に整備する事項は、表10のとおり、全ての小分け業者（鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者）で同じです。

表 10 小分け業者の認証の技術的基準 適用一覧

認証の技術的基準		小分け業者	
		鶏卵 流通業者	鶏肉 流通業者
4.2	内部規程		
4.2.1	内部規程の整備		
小 分 け	a) 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の受入れ及び保管に関する事項	X	X
	b) 小分け前の持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の格付の表示の確認に関する事項	X	X
	c) 小分けの方法に関する事項	X	X
	d) 小分けをする持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の区分管理に関する事項	X	X
	e) 有害動物の駆除に関する事項	X	X
	f) 小分けに使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項	X	X
	g) 苦情処理に関する事項	X	X
	h) 内部監査に関する事項	X	X
	i) マネジメントレビューに関する事項	X	X
	j) 改善に関する事項	X	X
	k) 小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	X	X
l) 小分けの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	X	X	
4.2.2	内部規程に従った業務の実施	X	X
4.2.3	内部規程の見直し及び周知	X	X

なお、登録認証機関の初回審査時には、認証の技術的基準に基づいて計画した内容について審査を行いますので、実際に運用した際の記録については必須ではありません。それに対し、登録認証機関の年次の調査においては、計画画面の変更の有無の確認とともに、1年間運用した記録の調査が必須となります。

本 JAS ハンドブック中では、これらの書類（計画画面の書類及び運用面の書類）が分かりやすく区別できるよう各書類の後に、計画画面の書類については（計）を、運用面の書類については（運）をそれぞれ付記しましたのでご参照ください。

**2.4.4.2.1.1 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の受入れ及び保管に関する事項、小分け前の持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の格付の表示の確認に関する事項、小分けの方法に関する事項及び小分けをする持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の区分管理に関する事項**

4.2.1 a)～d) のこれらの項は、生産行程管理者の認証の技術的基準の「4.2.1 a) 2) 鶏卵の区分管理」及び「4.2.1 b) 2) 鶏肉の区分管理」に対応しています。

鶏卵流通業者は、卵選別包装業者等から受け入れた鶏卵の格付の表示を確認し、鶏卵を受け入れた時点から、鶏卵を小分けし出荷又は店頭で陳列するまでの間、他の生産ロットの鶏卵と混合しないように区分して管理する必要があります。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

小分け業者	内部規程	確認する内容
鶏卵流通業者	作業手順書（計）	・鶏卵の区分管理に関する事項 ・受け入れた鶏卵の格付の表示の確認に関する事項
	鶏卵の小分け、保管に係る施設等の図面（計）	・他の生産ロットの鶏卵と混合しないようなレイアウトとなっているか。
	鶏卵の小分けの工程図（計）	・他の生産ロットの鶏卵と混合しないような作業工程となっているか。

書類審査後の現地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、現地調査では書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

小分け業者	施設等	確認する内容
鶏卵流通業者	鶏卵の小分け、保管に係る施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請された図面及び工程図のとおりとなっているか。</li> <li>・他の生産ロットの鶏卵と混合しないようなレイアウトとなっているか。</li> </ul>

鶏肉流通業者は、食鳥処理業者等から受け入れた鶏肉の格付の表示を確認し、鶏肉を受け入れた時点から、小分けし出荷又は店頭で陳列するまでの間、他の生産ロットの鶏肉と混合しないように区分して管理する必要があります。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

小分け業者	内部規程	確認する内容
鶏肉流通業者	作業手順書（計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏肉の区分管理に関する事項</li> <li>・受け入れた鶏肉の格付の表示の確認に関する事項</li> </ul>
	鶏肉の小分け、保管に係る施設等の図面（計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の生産ロットの鶏肉と混合しないようなレイアウトとなっているか。</li> </ul>
	鶏肉の小分けの工程図（計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の生産ロットの鶏肉と混合しないような作業工程となっているか。</li> </ul>

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

小分け業者	施設等	確認する内容
鶏肉流通業者	鶏肉の小分け、保管に係る施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請された図面及び工程図のとおりとなっているか。</li> <li>・他の生産ロットの鶏肉と混合しないようなレイアウトとなっているか。</li> </ul>

#### 2.4.4.2.1.2 有害動物の駆除に関する事項

4.2.1 e) の項は、生産行程管理者の認証の技術的基準の「4.2.1 h) 5) 有害動植物の駆除」に対応しています。

有害動物の駆除については、鶏卵・鶏肉に薬剤の影響が及ばない方法で実施しなければならないことを内部規程に規定し実施する必要があります。また、実施した場合には、その実施日、実施場所、実施者、実施方法（鶏卵・鶏肉への薬剤の影響の有無）等を有害動物駆除記録等に記録する必要があります。当然ながら、鶏卵・鶏肉に薬剤の影響が及んだ場合には、薬剤の影響が及んだ全ての生産ロットにJASマークを付すことはできません。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

小分け業者	施設等	確認する内容
鶏卵流通業者 鶏肉流通業者	作業手順書（計）	・防疫管理に関する事項
	有害動物駆除記録等（計）	・実施日、実施場所、実施者、実施方法（鶏卵・鶏肉への薬剤の影響の有無）等が記載できる様式になっているか。

#### 2.4.4.2.1.3 小分けに使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項

4.2.1 f) の項は、生産行程管理者の認証の技術的基準の「4.2.1 k) 生産、選別、包装、食鳥処理、小分等に使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項」に対応しています。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。

小分け業者	内部規程	確認する内容
鶏卵流通業者 鶏肉流通業者	作業手順書（計）	・小分けに使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項
	機械、器具、運搬車両等保管場所施設見取図及び施設位置図（計）	・使用する全ての機械、器具、運搬車両等の保管場所が適切に記されているか。
	機械・器具・運搬車両等リスト（計）	・使用する全ての機械、器具、運搬車両等がリストに掲載されているか。
	機械・器具・運搬車両等管理マニュアル（計）	・使用する全ての機械、器具、運搬車両等の管理について記載されているか。

書類審査後の実地調査で確認する施設等及び内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

小分け業者	施設等	確認する内容
鶏卵流通業者 鶏肉流通業者	機械、器具、運搬車両等保管場所	・申請されたリスト中の全ての機械、器具、運搬車両等が、申請された図面どおりの保管場所に保管されているか。

#### 2.4.4.2.1.4 苦情処理に関する事項、内部監査に関する事項、マネジメントレビューに関する事項及び改善に関する事項

4.2.1 g)～j) のこれらの項は、生産行程管理者の認証の技術的基準の「4.2.1 l) 苦情処理に関する事項」、「4.2.1 m) 内部監査に関する事項」、「4.2.1 n) マネジメントレビューに関する事項」及び「4.2.1 o) 改善に関する事項」にそれぞれ対応しています。

これらの事項については、ISO 9001 の「9 パフォーマンス評価」、「10 改善」等を参考にして内部規程を整備されるとよいでしょう。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。



小分け業者	内部規程	確認する内容
鶏卵流通業者 鶏肉流通業者	苦情処理マニュアル (計)	・苦情の処理方法等が適切に記載されているか。
	内部監査マニュアル (計)	・内部監査に関する事項が適切に記載されているか。
	マネジメントレビュー に関する規程 (計)	・マネジメントレビューに関する事項が適切に記載されて いるか。
	業務改善手順書 (計)	・改善に関する手順等が適切に記載されているか。

#### 2.4.4.2.1.5 小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項

4.2.1 k) の項は、生産行程管理者の認証の技術的基準の「4.2.1 p) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項」に対応しています。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

小分け業者	内部規程	確認する内容
鶏卵流通業者 鶏肉流通業者	小分けに係る記録の作 成手順 (計)	・生産行程の管理又は把握に係る記録の作成手順が適切に 記載されているか。
	小分けに係る記録の保存 に関する事項 (計)	・内部規程等に、当該記録の保存に関する事項 (保存方 法、保存期間等) が適切に規定されているか。

#### 2.4.4.2.1.6 小分けの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

4.2.1 l) の項は、生産行程管理者の認証の技術的基準の「4.2.1 r) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項」に対応しています。

書類審査で確認する内部規程及び確認する内容は、次の表のものが想定されます。また、実地調査では当該書類審査を補完するための調査も適宜実施します。

生産行程管理者	内部規程	確認する内容
卵用鶏養鶏業者 卵選別包装業者 鶏卵流通業者 肉用鶏養鶏業者 食鳥処理業者 鶏肉流通業者	認証機関による確認等 の業務への対応手順等 (計)	・内部規程等に、認証機関による確認等の業務への対応手 順等が適切に規定されているか。

#### 2.4.4.2.2 内部規程に従った業務の実施

##### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 4.2.2 内部規程に従った業務の実施

内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。

当然のことですが、4.2.1の規定により具体的かつ体系的に整備した内部規程に従って、適切に業務を行う必要があります。

年次調査の際には、内部規程に従って適切に業務を行ったかを確認します。

#### 2.4.4.2.3 内部規程の見直し及び周知

##### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 4.2.3 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従事者に十分周知しなければならない。

内部規程については、適切な見直しを定期的に行い、その結果について、従事者に十分な周知を行う必要があります。認証事業者は、引き続き認証の技術的基準に適合しているか、概ね1年以内に認証機関から年次調査を受けることから、内部規程に見直しについても、1年ごとに行うのが望ましいと考えられます。また、見直しを行った場合には、内部規程の修正の有無に関わらず、内部規程の見直し及び従業員への周知の履歴を残しておく必要があります。

年次調査の際には、内部規程の見直し及び従業員への周知の履歴について確認します。

#### 2.4.4.3 記録等の保存

##### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 4.3 記録等の保存

**4.3.1** 4.2.1のa)～f)に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、鶏卵の小分けにあつては、鶏卵の出荷の日から2年間、鶏肉の小分けにあつては、鶏肉の出荷の日から3年間保存しなければならない。

**4.3.2** 4.2.1のg)～j)に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から2年間保存しなければならない。

#### 2.4.4.4 小分けを担当する者の能力及び人数

##### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 4.4 小分けを担当する者の能力及び人数

小分け担当者及び小分け責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **小分け担当者** 小分け担当者として、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分けに関する知識を有する者が1人以上置かれていなければならない。
- b) **小分け責任者** 小分け責任者として、格付担当者の中から1人選任されていなければならない。

小分け担当者として、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分けに関する知識を有する者を1人以上配置する必要があります。

有機JASの小分け業者の認証の技術的基準では、小分け担当者について、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であること、かつ、食品の流通の実務に2年以

上従事した経験を有する者であることが条件として付されており、また、小分け責任者については、認証機関の指定する講習会を修了していることが条件として付されていますが、当該認証の技術的基準では、これらを条件として付していません。持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分けに関する知識を有することの証明方法については具体的に規定されていませんので、何らかの客観的証拠があれば差し支えありません。

なお、認証機関の指定する JAS 法及び関連告示等に係る講習会並びに持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分け等に係る講習会の受講も、鶏卵・鶏肉の小分けに関する知識を有していることの客観的な証明になり得ると考えられます。

#### 2.4.5 格付の表示を付する組織及び実施方法

当該認証の技術的基準における格付の表示を付する組織及び実施方法が記載されています。

##### 2.4.5.1 格付の表示を付する組織

###### 小分け業者の認証の技術的基準

###### 5.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

格付の表示を付する部門については、公平性を維持するために、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有する必要があります。特に、営業部門からの独立性については留意する必要があります。

##### 2.4.5.2 格付表示規程の整備

新規の申請に係る書類審査及び現地調査の際には、小分け業者の認証の技術的基準「**5.2 格付表示規程の整備**」に規定されている事項が小分け者の格付規程に具体的かつ体系的に整備（記載）されているかを確認します。

###### 小分け業者の認証の技術的基準

###### 5.2 格付表示規程の整備

次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a) 格付の表示に関する事項
- b) 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- c) 出荷後に JAS 0013 に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- d) 苦情処理に関する事項
- e) 内部監査に関する事項
- f) マネジメントレビューに関する事項
- g) 改善に関する事項
- h) 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
- i) 格付の表示の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

a)の格付の表示に関する事項については、格付の表示（JAS マークの貼付）の具体的な手順等を規定します。

b)の格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項については、格付の表示後の荷口の出荷や出荷し

ない場合の荷口の処分に関する具体的な手順等を規定します。

c)の出荷後に **JAS 0013** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項については、万一、出荷後に当該荷口の不適合が明らかとなった場合の対処方法等（出荷先への通知、荷口の回収等）を具体的に規定します。

d) ～g)の苦情処理、内部監査、マネジメントレビュー及び改善に関する事項については、**ISO 9001** の「**9 パフォーマンス評価**」、「**10 改善**」等を参考にして内部規程を整備されるとよいでしょう。

h)の格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項については、格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項を規定します。

i)の格付の表示に実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項については、認証機関による年次調査や臨時調査への対応、6月末までに認証機関への報告が求められている格付表示の実績の報告等について、適切に実施するための事項を規定します。

#### 2.4.5.3 格付の表示の実施方法

##### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 5.3 格付の表示の実施方法

格付表示規程に従い格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められなければならない。

当然のことですが、**5.2**の規定により具体的かつ体系的に整備した格付表示規程に従って、適切に格付の表示に関する業務を行うことにより、格付の表示が適切に付され（JAS マークが適切に貼付され）る必要があります。

認証機関による年次調査等では、出荷済み格付品のトレースバック等を実施し、格付規程に従い格付の表示に関する業務を適切に行っているかを確認することになります。

<参考>

格付の表示に関する記録の保存について

格付の表示に関する記録の保存期間については、日本農林規格等に関する法律施行規則（JAS法施行規則）第四十六条 第一項第一号ニに規定されています。

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十六条 第一項第一号ニ

- (11) 認証事業者は、その行った格付（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては、格付の表示。以下この(11)において同じ。）に関する記録を、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める期間保存すること。
- (i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第七号に規定する消費期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）又は賞味期限（食品表示基準第二条第八号に規定する賞味期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間。(ii)において同じ。）が一年以上である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から三年間）
- (ii) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該農林物資の格付の日から一年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から一年間）
- (iii) 当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚又は人工種苗生産技術による水産養殖産品について行われた場合 農林水産大臣が別に定める期間

- ・ 格付の表示の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年以上である場合  
保存期間：格付の表示の日から消費期限又は賞味期限までの期間
- ・ 消費期限又は賞味期限の定めがなく、出荷から消費までに通常要すると見込まれる期間が一年以上である場合  
保存期間：出荷の日から三年間
- ・ 格付表示の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合  
保存期間：格付の表示の日から一年間
- ・ 消費期限又は賞味期限の定めがなく、出荷から消費までに通常要すると見込まれる期間が一年未満である場合  
保存期間：出荷の日から一年間

#### 2.4.5.4 格付の表示を担当する者の能力及び人数

##### 小分け業者の認証の技術的基準

##### 5.4 格付の表示を担当する者の能力及び人数

格付の表示を担当する者として、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有する者が1人以上置かれていなければならない。

格付の表示を担当者として、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有する者を1人以上配置する必要があります。

有機 JAS の小分け業者の認証の技術的基準では、格付の表示を担当者について、認証機関の指定する講習会において格付の表示に関する過程を修了していることが条件として付されていますが、当該認証の技術的基準では、これを条件として付していません。持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有することの証明方法については具体的に規定されていないので、何らかの客観的証拠があれば差し支えありません。

なお、認証機関の指定する JAS 法及び関連告示等に係る講習会並びに持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分け及び格付の表示の実施方法等に係る講習会の受講も、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有していることの客観的な証明になり得ると考えられます。

### 3 Q&A

- 問1 本 JAS が提案された経緯
- 問2 本 JAS を制定する目的
- 問3 本 JAS を制定することで期待される効果
- 問4 本 JAS の制定は、JAS 法の目的に合致しているか
- 問5 本 JAS と SDGs の目標との関係
- 問6 「外国依存からの脱却、国産資源の有効活用」と「持続可能性」との関係如何
- 問7 「国産鶏普及協議会」とは
- 問8 生産者の取組状況は／本 JAS が規定する持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産は可能か
- 問9 国産飼料用米に注目する理由
- 問10 「飼料用米」の供給量は
- 問11 飼料用米の中には古米のようなものも含まれているのか。例えばコシヒカリのような主食用米の品種もあるのか。
- 問12 飼料用米にはどのような品種があるのか。
- 問13 本 JAS の制定は、飼料用米の増産（食料自給力の向上）につながるのか。
- 問14 「食料自給力」とは
- 問15 「飼料自給率」とは
- 問16 食用鶏卵及び食用鶏肉の生産量に占める国産鶏種の割合は
- 問17 本 JAS に適合することを示す JAS マークが表示される対象
- 問18 「地鶏肉の JAS」に規定されている「在来種」は「国産鶏種」に該当するか
- 問19 「JGAP（JGAP 家畜・畜産物）」（「GAP 取得チャレンジシステム」）とは
- 問20 認証の対象となる事業者
- 問21 単独認証（JAS 法施行規則第 27 条第 1 号）及び一体的認証（JAS 法施行規則第 27 条第 2 号）にはどのようなものが考えられるか
- 問22 一体的認証（JAS 法施行規則第 27 条第 2 号）の場合、格付及び格付の表示は誰がするのか
- 問23 「種鶏ふ卵業者」、「育成業者」とは
- 問24 生産行程に関与する「流通業者」と小分けに関与する「流通業者」にはどのような違いがあるか
- 問25 本 JAS における「4 原則」の位置づけ
- 問26 卵用鶏の「受け入れた素びなの管理が開始された時点から廃用とされるまでの間」（5.1.1.1）、鶏卵の「卵用鶏による産卵から出荷されるまでの間」（5.1.1.2.）とは
- 問27 肉用鶏の「受け入れた素びなの管理が開始された時点から食鳥処理されるまでの間」（5.1.2.1）、鶏肉の「食鳥処理から出荷されるまでの間」（5.1.2.2）とは
- 問28 「複数の生産ロットをまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実である場合」とは
- 問29 素びなが「国産鶏種」であることを示す根拠
- 問30 本 JAS が適用される鶏肉又は鶏卵の生産に利用される「国産鶏種」として、例えば、どのようなものが挙げられるか
- 問31 国産飼料用米割合の基準を「5%以上」とした根拠
- 問32 給与する飼料の国産飼料用米割合の管理とは如何
- 問33 卵用鶏について、国産飼料用米割合の基準（5%以上）が適用される期間を「産卵前の 10 日間」とした根拠
- 問34 肉用鶏について、国産飼料用米割合の基準（5%以上）が適用される期間を「ふ化後 28 日齢から食肉処理までの間」とした根拠
- 問35 飼料用米の特性等
- 問36 飼料用米の給与による鶏卵・鶏肉への影響

- 問 37 飼料用米を給餌する際の形状は？
- 問 38 飼料用米の安全性（使用農薬、残留農薬）
- 問 39 配合飼料の飼料原料
- 問 40 家畜排せつ物の「肥料、土壌改良資材及びエネルギーとしての利用の推進」とは
- 問 41 家畜排せつ物の「肥料としての利用」とは
- 問 42 「アニマルウェルフェア」とは
- 問 43 「周辺環境への配慮」とは
- 問 44 「受け入れた肉用鶏、鶏卵又は鶏肉の格付の表示の確認」とは
- 問 45 生産行程の管理又は把握に係る記録等の保存期間
- 問 46 「配慮する」、「取り組む」、「努める」及び「法令に従う」には、どのような違いがあるのか
- 問 47 本規格の内容を端的に示す標語として、事業者団体等による統一した用語はあるのか。



(問 1) 本 JAS が提案された経緯

(答)

我が国における鶏卵・鶏肉の生産の現状やその周辺の状況（問 8 参照）を踏まえて、①国産の飼料用米、国産鶏種及び家畜排せつ物（鶏ふん）といった国内資源を活用して付加価値の高い鶏卵及び鶏肉を生産するとともに、②JGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）に基づく家畜排せつ物の利活用及びアニマルウェルフェアの推進、従事者への適切な労働環境の提供に配慮することにより、国内における鶏卵・鶏肉の生産を持続可能なものとするを目的として、国産鶏普及協議会が農林水産省に対して本 JAS 制定の申し出を行いました。

(問 2) 本 JAS を制定する目的

(答)

- (1) 我が国における大部分の鶏卵・鶏肉の生産は、外国の育種会社で育種改良され供給されている素びなを利用し、輸入トウモロコシ等を原料とした配合飼料を給与して飼育するという、極めて海外依存度の高い構造の下に維持されています。このため、素びなや配合飼料の輸出国における干ばつ等の気候変動や高病原性鳥インフルエンザの発生等の不測の事態が発生した場合に、我が国における養鶏産業の存続が困難になることが懸念されます。
- (2) 近年の水田農業政策の見直し、飼料価格の上昇等を背景に、飼料用米等の自給飼料の生産・利用を拡大することの重要性が増し、堆肥利用と組み合わせた耕畜連携を推進する機運が高まっており、資源循環型の農業の推進を一層進めることが重要とされています。
- (3) 昨年（平成 30 年）3 月に、我が国において畜産では初めて「JGAP 家畜・畜産物」が公表され、今後、持続的な畜産経営を推進していく上で、JGAP の考え方に従った生産行程管理の取り組みの普及拡大が重要となっています。
- (4) こうした状況を踏まえて、国産の飼料用米、国産鶏種及び家畜排せつ物（鶏ふん）といった国産資源を活用して付加価値の高い鶏卵及び鶏肉を生産するとともに、JGAP に基づく家畜排せつ物の利活用及びアニマルウェルフェアの推進、従事者への適切な労働環境の提供に配慮することにより、国内における鶏卵・鶏肉の生産を持続可能なものとする日本農林規格の制定の申し出を行ったところであります。

(問 3) 本 JAS を制定することで期待される効果

(答)

- (1) 本 JAS を制定し、国産飼料用米、国産鶏種及び家畜排せつ物（鶏ふん）といった国内資源の活用を後押しすることで、海外依存に起因するリスクを低減するとともに、飼料用米等の生産拡大による食料自給力の向上が期待できます。
- (2) また、本 JAS が普及することによって、消費者が JAS マークが付された鶏卵・鶏肉を、国内における生産の持続可能性を考慮したものと認識して選択できるようになるとともに、持続可能な生産に取り組む生産者等の社会的評価及び所得の向上が期待できます。

(問4) 本 JAS の制定は、JAS 法の目的に合致しているか

(答)

- (1) JAS の制定にあたり、JAS 法の目的への適合性は、「日本農林規格の制定・見直しの基準（平成30年6月1日、日本農林規格調査会決定）」の1（JAS 制定の基準）の（1）ア～エのいずれかに該当していることをもって、その妥当性を判断することとされています。
- (2) 本 JAS 案は、これらのうち、
- ウ 農林物資に関する取引の円滑化が図られること。
  - エ 農林物資に関する一般消費者の合理的な選択の機会の拡大が図られること。
- に該当するものと考えられます。

<参考>

日本農林規格の制定・見直しの基準（抜粋）

平成30年6月1日  
日本農林規格調査会決定

1 JAS の制定の基準

JAS の制定に当たっては、JAS 案が以下のいずれにも該当していることをもって、その妥当性を判断するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。(JAS 法の目的に適合していること)

- ア 農林物資の品質の改善が図られること。
- イ 農林物資の生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化が図られること。
- ウ 農林物資に関する取引の円滑化が図られること。
- エ 農林物資に関する一般消費者の合理的な選択の機会の拡大が図られること。

(問5) 本 JAS と SDGs の目標との関係

(答)

- (1) 近年、社会的課題について自社の強みを盛り込んだ解決・実現モデルを標準化し、優位性を発揮しようとする動きが国際的に加速しており、その対象として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）に注目が集まっています。
- (2) こうした動きに呼応し、JAS においても、SDGs の実現に資するモデルについて、国際展開を見据えた規格化が順次進んでいます。SDGs は、2015 年に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された 17 の目標から構成されており、現在までに規格化されている「人工種苗生産技術による水産養殖製品の JAS」は、目標 14「海の豊かさを守ろう」に、また、「障害者が生産行程に携わった食品の JAS」は、目標 8「働きがいも経済成長も」にそれぞれ対応します。

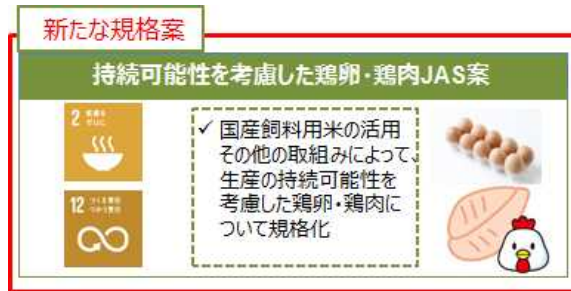
SDGs の 17 の目標



SDGs と関係する JAS (先行 2 規格)



(3) 本 JAS では、SDGs の 17 の目標目標のうち、2「飢餓をゼロに」及び目標 12「つくる責任つかう責任」を本規格と対応した目標としています。



(4) 目標 2 は、「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」というものであり、本規格は「持続可能な食料生産の達成」や「環境と調和した持続可能な農業の推進」に寄与しています。また、目標 12 は、「持続可能な生産消費形態を確保する」というものであり、本規格は、「環境の害を及ぼす物質の管理」や「持続可能な消費と生産パターンの推進」に寄与しています。

(問 6) 「外国依存からの脱却、国産資源の有効活用」と「持続可能性」との関係如何

(答)

(1) 本規格の原則の一つとして「4.2 国産資源活用の推進」に規定しているとおり、外国産資源から国産資源に切替え、外国鶏種や輸入飼料に過度に依存した畜産から国産鶏種及び国内の飼料資源を活用した畜産への転換を推進することによって、外部環境からもたらされる要因が軽減され、国内農業の生産基盤が強靱なものとなれば、安定した生産環境を持続することが可能と考えられます。

(2) また、これまで生産国の売り手市場であった輸入トウモロコシに対しても購入側の競争力、いわゆるバイイングパワーの向上も期待することができます。

その結果、国内における輸入飼料コストが軽減されれば、経営に占める飼料コスト負担が大きい小規模な事業者であっても、経営資源を国産飼料に配分することが可能となり、規模の大小にかかわらず持続可能な経営が可能となると期待できます。

(問7)「国産鶏普及協議会」とは

(答)

- (1) 優良国産鶏の改良・増殖普及を図るための会員相互間及び関係機関との連絡調整を保ちながら、我が国の養鶏産業の健全な発展に寄与することを目的として、日本種鶏改良協会及び国産種鶏増殖センター協議会を傘下とし昭和62年5月に設立(平成11年4月統合)された組織です。国・県・民間の開発した優良国産鶏の普及促進、更には国産飼料米等も含めた国産自給の普及啓発を図っています。
- (2) 主な事業は次のとおりです。
- ・会員相互及び関係機関や団体との連絡協調
  - ・優良国産鶏の改良増殖普及に必要な知識や情報の交換
  - ・優良国産鶏の国内外への普及促進
  - ・研究会・研修会の開催、教育及び関係資料の発行
  - ・国産実用鶏及び普及候補実用鶏(種鶏も含む)の性能調査及び表彰
  - ・鶏卵及び鶏肉の計画的生産と消費促進
  - ・国産自給に関する普及啓発

(問8)生産者の取組状況は／

本JASが規定する持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産は可能か

(答)

- (1) 本JASの申出を行った時点で、国産鶏種、飼料用米を配合した飼料の給与、家畜排せつ物の有効活用に取り組む生産者は複数存在しており、規格化後、認証取得の意向を示している事業者も複数存在しています。
- (2) 将来的に十分な量の飼料用米が確保できないなど、鶏卵・鶏肉の生産に付随する環境からの影響を受ける可能性は否定できませんが、本JASが普及することにより、持続可能な畜産物の生産に対する生産者や消費者の意識が高まり、飼料用米の供給量の増加や家畜排せつ物の供給先の拡大につながれば、本JASが規定する鶏卵・鶏肉の生産が可能な環境が広がっていくものと考えます。

(問9)国産飼料用米に注目する理由

(答)

- (1)「食料・農業・農村基本計画」において、飼料用米の生産拡大を明記するとともに、令和7年までに平成25年度実績の10倍となる110万トン、飼料自給率を40%まで向上させる生産努力目標が掲げられています。
- (2) 飼料用米は、主食用米からの作付転換が比較的容易であることに加え、我が国の畜産業にとっても、国産飼料生産に立脚した安定的な畜産経営にも寄与することから、本作化の推進とともに、益々の生産・利用拡大が進められています。

- (3) また、我が国では、鶏卵及び鶏肉の大部分が、海外からの輸入とうもろこし等を原料とした配合飼料を利用して生産されていますが（飼料用とうもろこし輸入量約 1,000 万 t）、輸入飼料価格が今後高水準で推移する可能性がある中で、国産飼料用米は、輸入とうもろこしに代替できる国産飼料原料として、また、水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として注目されています。
- (4) 鶏の飼育中に給与される飼料は全量が濃厚飼料ですが、我が国において生産される濃厚飼料の中では、「飼料用米」の作付面積が最も大きくなっています。

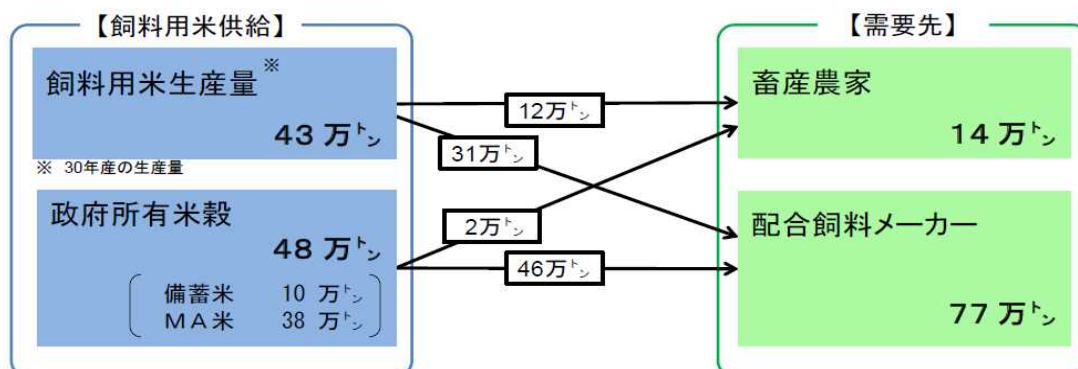
出典：（「飼料用米関連情報」「畜産酪農用語集」農林水産省 HP）

（問 10）「飼料用米」の供給量は

（答）

- (1) 現状（平成 30 年度（速報値））、飼料用に 91 万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されています。
- (2) そのうち、ミニマム・アクセス米（MA 米）を除く国産飼料用米は 53 万トン（備蓄米、MA 米を除く飼料用米は 43 万トン。）となっています。

#### 米の飼料用としての供給量（30年度）（速報値）



出典：飼料用米の推進について（令和元年 7 月・農林水産省）

（問 11）飼料用米の中には古米のようなものも含まれているのか。例えばコシヒカリのような主食用米の品種もあるのか。

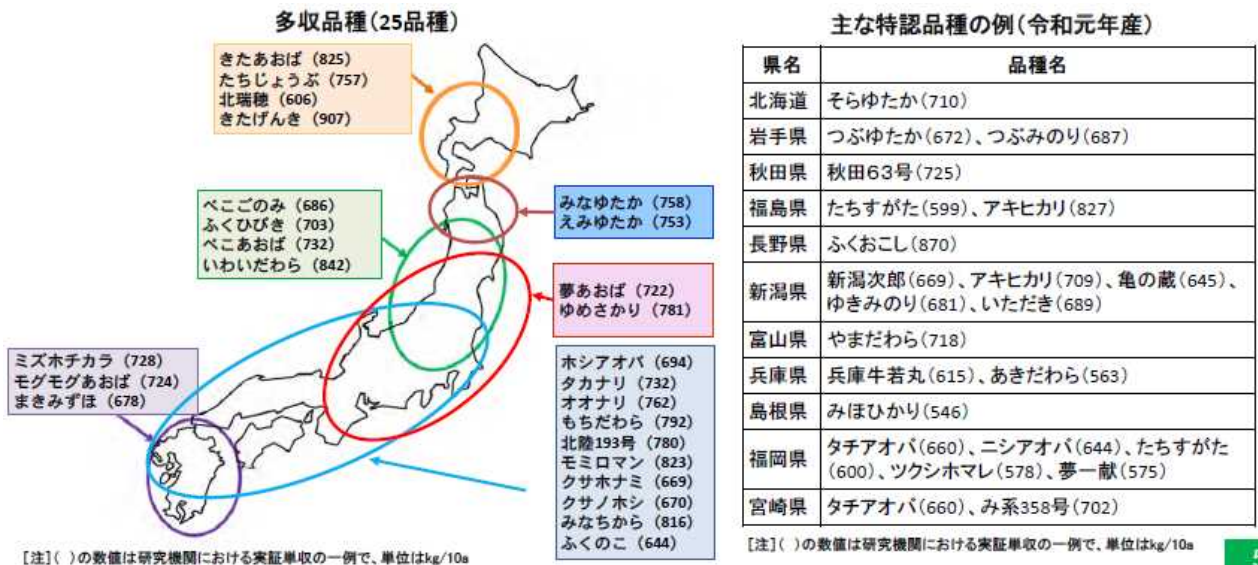
（答）

- (1) この規格の飼料用米には、備蓄米も含まれています。このため、コシヒカリのような主食用米の品種もあり得ます。
- (2) また、飼料用米の生産量は地域差が大きく、殆ど作付けが無い都道府県の耕畜兼業養鶏農家の中には自ら生産した古米等主食用米を与える場合があります、このような養鶏業者を含め古米等主食用米の給与を排除するものではありません。

(問 12) 飼料用米にはどのような品種があるのか。

(答)

- ① 飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された25品種（多収品種）。
- ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した 23 品種（特認品種）があります。



食料・農業・農村政策審議会食糧部会 資料（令和元年 11 月 20 日開催）

(問 13) 本 JAS の制定は、飼料用米の増産（食料自給力の向上）につながるのか。

(答)

- (1) 飼料用米については、主食用米の需要減少による耕作放棄地の有効活用等のため、農林水産省が戦略作物として生産拡大を政策目標に掲げ、水田面積を維持水田活用の直接支払交付金などの施策を通じて増産を後押ししているところです。  
飼料用米110万tへ生産拡大（令和7年度目標）

- (2) これら既存の取り組みに加えて、本JASを制定することにより、エンカル志向な消費者の鶏卵・鶏肉の消費動向に訴えるのみにとどまらず、一般の小売店舗の店頭で、一般の消費者も購入機会を得ることが可能となります。

また、このような機会の拡大による消費の後押しを通じて、本JASによる鶏卵・鶏肉の生産拡大がもたらされ、飼料用米の増産（食料自給力の向上）にも寄与することが期待されます。

(出典：飼料用米の推進について（令和元年7月・農林水産省）)

(問 14) 「食料自給力」とは

(答)

- (1) 「食料自給力」とは、「我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力」を表すものであり、国内の農地等をフル活用した場合、国内生産のみでどれだけの食料を生産することが可能か（食料の潜在生産能力）を示す指標（単位：kcal/人・日）として、栄養バランスを考慮して生産した場合のパターンA～カロリー重視（いも類中心）で生産した場合のパターンD、それらの中間的位置づけの指標としてパターンB及びパターンCまでの4パターンを指標として示しています。
- (2) 平成30年度においては、一定程度の栄養を考慮しつつ米・麦等の主要穀物中心に作付けした場合に賄えるのは約1400kcal/人、カロリー最大化（いも類中心）で生産した場合に賄えるのが約2600kcal/人・日と試算されています。
- (3) 「食料自給力指標」は、農地面積の減少、面積当たりの収穫量の伸び悩み等のため、低下傾向で推移しています。

(農林水産省 HP)

(問 15) 「飼料自給率」とは

(答)

- (1) 畜産物に仕向けられる飼料が、国内でどの程度賄われているかを示す指標。

$$\text{飼料自給率} = \text{純国内産資料生産量} / \text{飼料需要量}$$

(農林水産省 HP)

- (2) 平成30年度（概算）の飼料自給率（全体）は25%。

粗飼料自給率は76%、濃厚飼料自給率は12%。

(「飼料をめぐる情勢（令和元年9月）」 農林水産省 HP)

(問 16) 食用鶏卵及び食用鶏肉の生産量に占める国産鶏種の割合は

(答)

平成29年実績において国内の食用鶏卵の3.9%、食用鶏肉の0.6%が国産鶏種と推計されています。

(単位：トン)

	年次/年度	H27	H28	H29
鶏卵	年次	2,520,873	2,562,243	2,601,173
	国産鶏種（推計）	年次	102,347	101,465

	年次/年度	H27	H28	H29
鶏肉	年次	1,993,165	2,028,854	2,071,302
	国産鶏種（推計）	年度	12,163	11,746

(注) 上記表の数値は、次の資料から出典している。

- ・鶏卵：農林水産省「畜産物流通統計」

- ・国産鶏種：「(全国の食用鶏卵生産量) × (全国の卵用鶏ひな出荷羽数に占める国産鶏の普及割合)」により推計
- ・鶏肉：農林水産省「畜産物流通統計」肉用若鶏及びその他の肉用鶏の合計
- ・国産鶏種：はりま、たつの及びその他の国産鶏種（地鶏を除く）の合計

(問 17) 本 JAS に適合することを示す JAS マークが表示される対象

(答)

本 JAS に適合することを示す JAS マークが表示される対象は、次のとおりです。

- ・卵用鶏養鶏業者が、採卵し、卵選別包装業者（GP センター）に出荷する「鶏卵」
- ・卵選別包装業者が、JAS マークの表示された鶏卵を受け入れて、選別・包装等を行い、小売店、加工業者等に出荷する「鶏卵」
- ・肉用鶏養鶏業者が、飼育し、食鳥処理業者（食鳥処理場）に出荷する「肉用鶏」
- ・食鳥処理業者が、JAS マークの表示された肉用鶏を受け入れて、食鳥処理を行い、小売店、加工業者等に出荷する「鶏肉」
- ・流通業者が、JAS マークの表示された鶏卵又は鶏肉を受け入れて、小分けを行い、小売店、加工業者等に出荷又は直接消費者に販売する「鶏卵」又は「鶏肉」

(問 18) 「地鶏肉の JAS」に規定されている「在来種」は「国産鶏種」に該当するか

(答)

- (1) 「地鶏肉の JAS」では、「在来種」について「明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した鶏の品種」と定義しています。
- (2) 一方、本 JAS では、「国産鶏種」について「国内での育種改良により、外貌、能力等が遺伝的に固定された鶏の系統及びこれらを交配して作出された鶏」と定義しています。
- (3) このため、大部分の「在来種」は「国産鶏種」の中に包括されますが、「在来種」であっても、外国で育種改良された又は交配し、作出された鶏（の系統）は「国産鶏種」には該当しません。
- (4) なお、地鶏肉の JAS 格付品であっても、本 JAS の要求事項に適合するものであれば本 JAS の格付の対象となります。ただし、地鶏肉の JAS では、地鶏肉の生産に用いられる素びなは、「在来種由来血液百分率が 50 %以上のもの」と規定されていますが、本 JAS の生産に用いられる素びなは、「国産鶏種 100 %」であることが求められます。

(問 19) 「JGAP (JGAP 家畜・畜産物)」「GAP 取得チャレンジシステム」とは

(答)

(1) 「JGAP」とは、

- ① 農林水産省が推奨する農業生産工程管理手法の一つです。

人間と地球と利潤の間に矛盾のない農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指して、日本および東アジア・東南アジアの農場向けに開発された認証システムのことです。

生産から出荷までのチェックポイントについて専門の審査・認証機関が審査（第三者認証）を行うことにより客観性、信頼性を確保しています。一般財団法人日本GAP協会がその認証制度を開発・運営しており、その畜産物版として「JGAP家畜・畜産物」を制定しています。



② 「GAP取得チャレンジシステム」とは、「GLOBAL G.A.P」や「JGAP家畜・畜産物」への取組みへの前段として、農場内での記録やPDCAサイクルの定着を自己点検し、第三者が自己点検内容を確認、一定条件をクリアした農場名をweb上で公表し、その後の「JGAP家畜・畜産物」認証取得へとつなげることを目的として（公社）中央畜産会が運営しています。

③ 令和元年7月10日現在の経営体数は、次のとおりです。

JGAP 家畜・畜産物認証経営体数：卵用鶏 29、肉用鶏 0

GAP 取得チャレンジシステム確認済経営体数：卵用鶏 6、肉用鶏 4

(2) なお、東京オリンピック・パラリンピックの畜産物調達基準においてはGAPチャレンジシステムの基準に基づき生産されたことを第三者が確認した畜産物については、JGAP、GLOBAL GAP 同様に、持続可能性に配慮した畜産物として調達対象とされています。

(問 20) 認証の対象となる事業者
--------------------

(答)

(1) 鶏卵については、生産行程に関与する次の①～③の事業者及び小分けに関与する次の③の事業者が認証の対象となります。認証を取得する形態については、①～③の事業者が別々に単独で認証を受ける場合（単独認証（JAS 法施行規則第 27 条第 1 号））又は①～③の一部もしくは全部の事業者が一体的に認証を受ける場合（一体的認証（JAS 法施行規則第 27 条第 2 号））があります。

①卵用鶏養鶏業者

卵用鶏を飼育し、鶏卵を生産する者

②卵選別包装業者

鶏卵の選別、包装等を行う者

③鶏卵流通業者

鶏卵を小分けする者

(2) 鶏肉については、生産行程に関与する次の①～③の事業者及び小分けに関与する次の③の事業者が認証の対象となります。認証を取得する形態については、①～③の事業者が別々に単独で認証を受ける場合（単独認証（JAS 法施行規則第 27 条第 1 号））又は①～③の一部もしくは全部の事業者が一体的に認証を受ける場合（一体的認証（JAS 法施行規則第 27 条第 2 号））があります。

①肉用鶏養鶏業者

肉用鶏を生産する者

②食鳥処理業者

肉用鶏の食鳥処理を行う者

③鶏肉流通業者

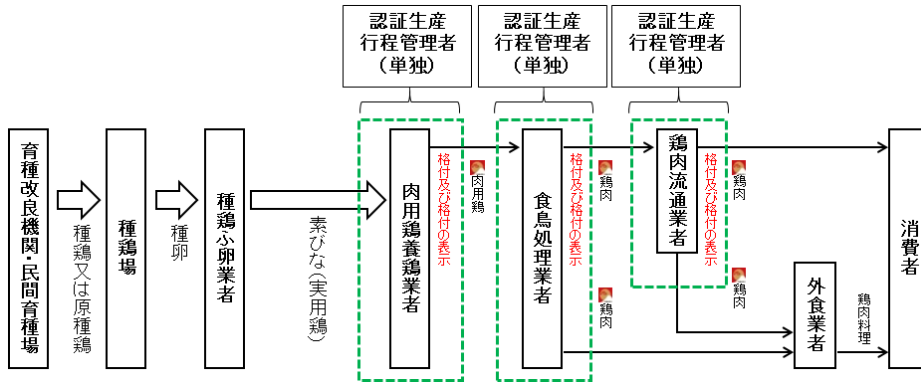
鶏肉を小分けする者

(問 21) 単独認証 (JAS 法施行規則第 27 条第 1 号) 及び一体的認証 (JAS 法施行規則第 27 条第 2 号) にはどのようなものが考えられるか

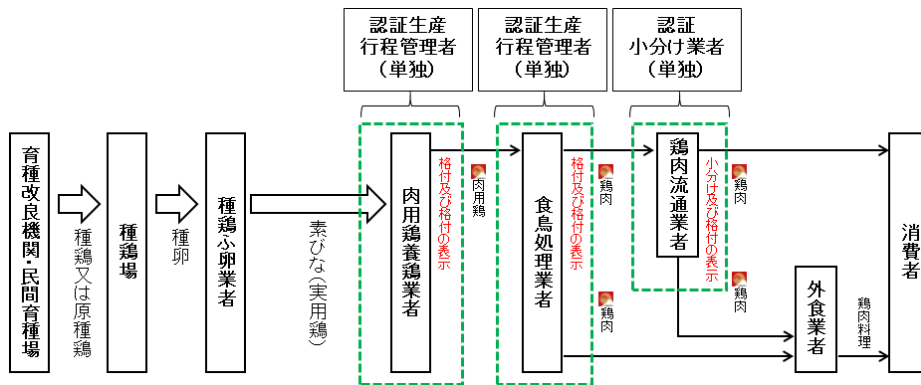
(答) 鶏肉関係の事業者の例を次に示します。鶏卵関係の事業者も同様です。

(1) 単独認証の例

① 肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者が認証生産行程管理者として別々に単独で認証を受ける場合

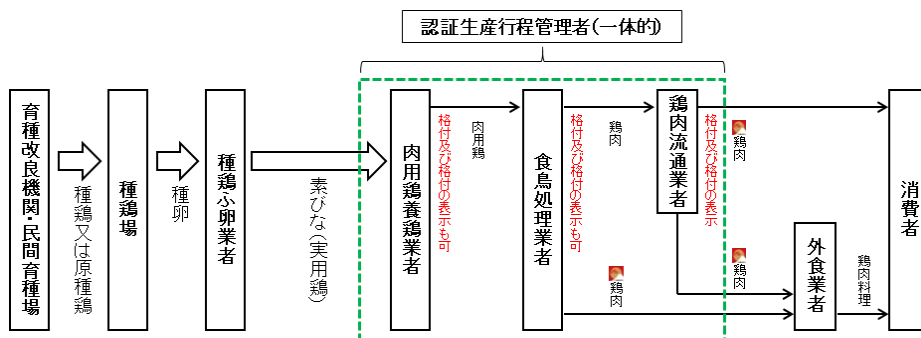


② 肉用鶏養鶏業者及び食鳥処理業者が認証生産行程管理者として別々に単独で認証を受け、鶏肉流通業者が認証小分け業者として単独で認証を受ける場合

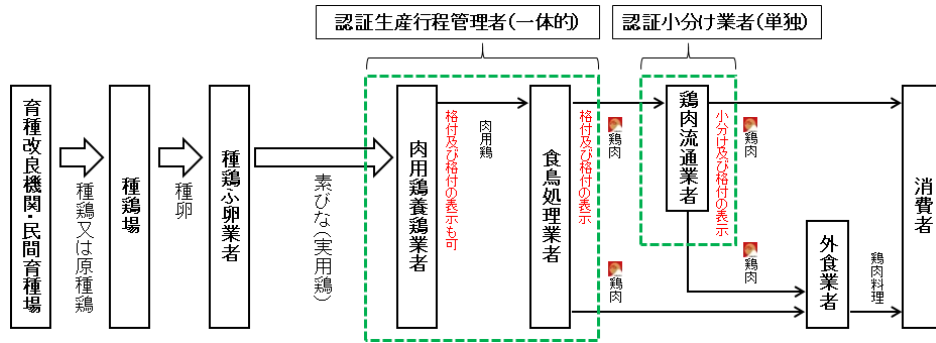


(2) 一体的認証の例

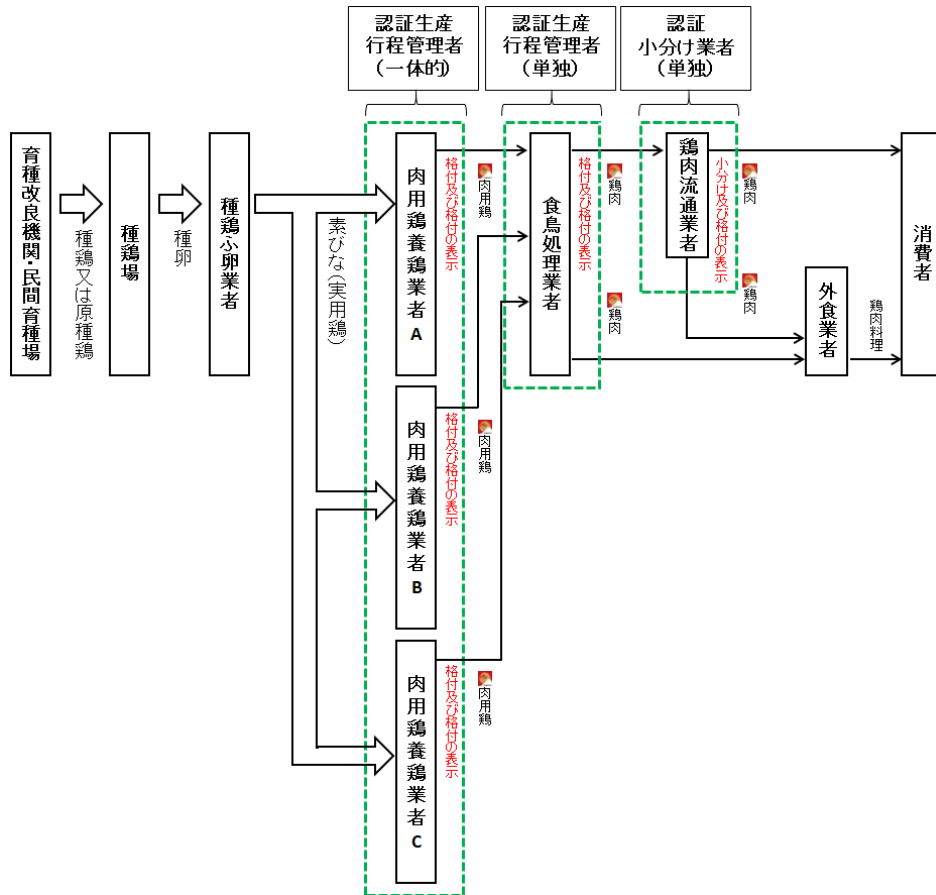
① 肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者が認証生産行程管理者として一体的認証を受ける場合



②肉用鶏養鶏業者及び食鳥処理業者が認証生産行程管理者として一体的に認証を受け、鶏肉流通業者が認証小分け業者として単独で認証を受ける場合



③ 複数の肉用鶏養鶏業者 A, B 及び C がグループを構成し、認証生産行程管理者として一体的認証を受け、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者がそれぞれ認証生産行程管理者及び認証小分け業者として単独で認証を受ける場合



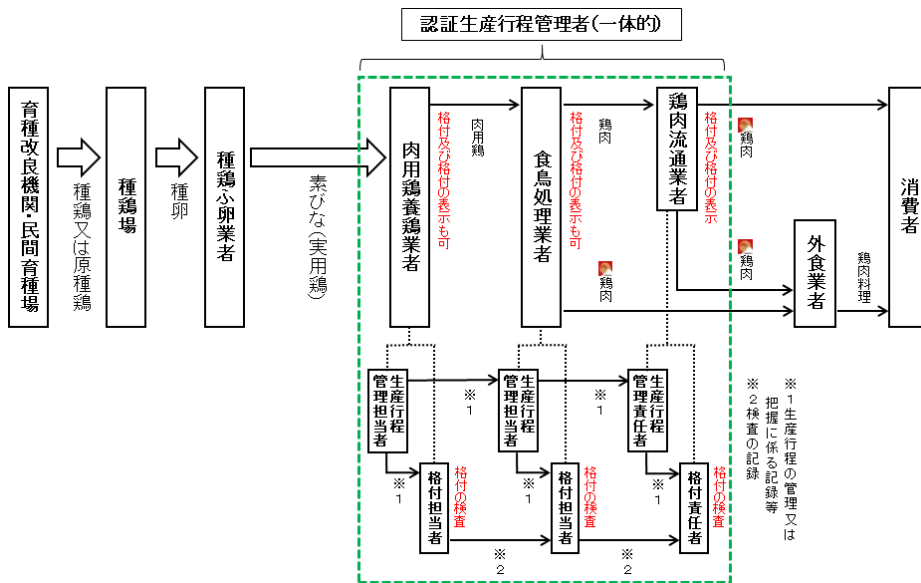
(問 22) 一体的認証 (JAS 法施行規則第 27 条第 2 号) の場合、格付及び格付の表示は誰がするのか

(答)

例えば、(問 21) の (2) 「①肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者が認証生産行程管理者として一体的認証を受ける場合」において、次の図のように生産行程管理担当者、生産行程管理責任者、格付担当者及び格付責任者を設置した場合、上流の生産行程管理担当者から下流の生産行程管理担当者 (生産行程管理責任者) へ順次「生産行程の管理又は把握に係る記録等」を引き継いでい

き、最終的にこれらの一連の記録等を受け取った鶏肉流通業者の格付責任者が、生産行程についての検査を実施し、格付及び格付の表示を付して出荷することが想定されます。

また、当該ケースのような一体的認証においては、肉用鶏養鶏業者の格付担当者が、肉用鶏養鶏業者の生産行程管理担当者から「生産行程の管理又は把握に係る記録等」を受け取って、当該生産行程についての検査を実施し、検査の記録を付して食鳥処理業者へ肉用鶏を受け渡すことや、食鳥処理業者の格付担当者が、肉用鶏養鶏業者及び食鳥処理業者の生産行程管理担当者から一連の「生産行程の管理又は把握に係る記録等」を受け取って、一連の生産行程についての検査を実施し、検査の記録を付して鶏肉流通業者へ鶏肉を受け渡すことも可能です。これらの場合には、最下流の鶏肉流通業者の格付責任者が、全ての生産行程に係る検査の記録を確認し、規格への適合性を判断した上で、格付及び格付の表示を行います。



(問 23) 「種鶏ふ卵業者」、「育成業者」とは

- (答)
- (1) 「種鶏ふ卵業者」は、種鶏を飼育して採卵し、ふ化させた実用鶏の素びなを卵用鶏養鶏業者、肉用鶏養鶏業者及び育成業者に供給する事業者です。
  - (2) 「育成業者」は、種鶏ふ卵業者から実用鶏の素びなを受け入れ、育成・肥育管理を行い、卵用鶏養鶏業者に供給する事業者です。

(問 24) 生産行程に関与する「流通業者」と小分けに関与する「流通業者」にはどのような違いがあるか

- (答)
- (1) 生産行程に関与する「流通業者」は、JAS 法第 10 条第 2 項に規定する「生産行程管理者」として認証を受けることとなります。このため、「流通業者」は、鶏卵又は鶏肉を小分けし、生産行程についての検査によって格付を行った後、JAS マークを付すこととなります。

- (2) 一方、小分けに関与する「流通業者」は、JAS 法第 11 条に規定する「小分け業者」として認証を受けることとなります。認証をこのため、JAS マークが付された鶏卵又は鶏肉を小分けし、JAS マークを付すものの、格付は行いません。

(問 25) 本 JAS における「4 原則」の位置づけ

(答)

本 JAS の簡条 4「原則」は、簡条 5「要求事項」の基礎として、また、事業者（生産行程管理者）が意思決定を行う際の指針として適用することが望ましい事項として規定したものであり、要求事項ではありません。

(問 26) 卵用鶏の「受け入れた素びなの管理が開始された時点から廃用とされるまでの間」(5.1.1.1)、鶏卵の「卵用鶏による産卵から出荷されるまでの間」(5.1.1.2.)とは

(答)

- (1) 卵用鶏の「受け入れた素びなの管理が開始された時点から廃用とされるまでの間」とは、卵用鶏養鶏業者が、種鶏ふ卵業者又は育成業者から素びなを受け入れた時点から、卵用鶏を廃用とするまでの間の生産行程が該当します。

- (2) 鶏卵の「卵用鶏による産卵から出荷されるまでの間」とは、

- ①卵用鶏養鶏業者が、鶏卵を採卵した時点から卵選別包装業者に出荷するまでの間
- ②卵選別包装業者が、卵用鶏養鶏業者から鶏卵を受け入れた時点から、鶏卵を選別包装（洗卵、乾燥、検卵、軽量、殺菌、選別、包装、検査等）し、鶏卵流通業者に出荷するまでの間
- ③鶏卵流通業者が、卵選別包装業者等から鶏卵を受け入れた時点から、鶏卵を小分けし出荷又は店頭で陳列するまでの間の一連の生産行程が該当します。

- (3) ①～③の間の一連の生産行程の管理（又は把握）に複数の事業者が関与する場合は、前行程を管理する事業者から後行程を管理する事業者に、区分管理が維持された状態で生産ロットを引き継がなければならない。

(問 27) 肉用鶏の「受け入れた素びなの管理が開始された時点から食鳥処理されるまでの間」(5.1.2.1)、鶏肉の「食鳥処理から出荷されるまでの間」(5.1.2.2)とは

(答)

- (1) 肉用鶏の「受け入れた素びなの管理が開始された時点から食鳥処理されるまでの間」とは、

- ①肉用鶏養鶏業者が、種鶏ふ卵業者から素びなを受け入れた時点から、肉用鶏を食鳥処理業者に出荷するまでの間
- ②食鳥処理業者が、肉用鶏養鶏業者から肉用鶏を受け入れた時点から、肉用鶏を食鳥処理するまでの間の一連の生産行程が該当します。

- (2) 鶏肉の「食鳥処理から出荷されるまでの間」とは、

- ①食鳥処理業者が、肉用鶏養鶏業者から受け入れた肉用鶏を食鳥処理し、鶏肉流通業者に出荷するまでの間
- ②鶏肉流通業者が、食鳥処理業者等から鶏肉を受け入れた時点から、小分けし出荷又は店頭で陳列するまでの間

の一連の生産行程が該当します。

- (3) (1) の①、②の間、(2) の①、②の間の一連の生産行程の管理（又は把握）に複数の事業者が関与する場合は、前行程を管理する事業者から後行程を管理する事業者に、区分管理が維持された状態で生産ロットを引き継がれなければなりません。

(問 28) 「複数の生産ロットをまとめて、新たな生産ロットに関連付けられることが確実にある場合」とは

(答)

- (1) 本 JAS では、原則として、特定の生産ロットが他の生産ロットと混合しないように区分して管理することを要求していますが、例外的に、複数の生産ロットをまとめることが認められる場合を規定しています。
- (2) 複数の生産ロットをまとめて新たに設定した生産ロットについて、その生産履歴から、まとめる前の各生産ロットの生産履歴を追跡することが可能な場合に限り、複数の生産ロットをまとめることが認められます。

(問 29) 素びなが「国産鶏種」であることを示す根拠

(答)

- (1) 本 JAS では、「国産鶏種」を「国内での育種改良により、外貌、能力等が遺伝的に固定された鶏の系統及びこれらを交配して作出された鶏」と定義しています。
- (2) 本 JAS が適用される鶏卵又は鶏肉を生産する実用鶏（卵用鶏又は肉用鶏）の養鶏業者は、種鶏ふ卵業者又は育成業者から受け入れた素びなが「国産鶏種」であることを示す根拠として、次の書類（記録）を生産ロットごとに保持しておかなければなりません。
- ・実用鶏の「種鶏及び原種鶏の系統」（育種改良機関又は民間育種場が、当該系統が国産鶏種であることを証明できるものに限る。）
  - ・実用鶏の「交配方式」
  - ・実用鶏の「種鶏及び原種鶏の系統を作出した育種改良機関又は民間育種場の名称及び所在地」
  - ・種鶏ふ卵業者（素びなを育成業者から受け入れる場合にあつては、育成業者を含む。）の名称及び所在地

(問 30) 本 JAS が適用される鶏肉又は鶏卵の生産に利用される「国産鶏種」として、例えば、どのようなものが挙げられるか

(答)

平成 28 年度時点で、37 の都道府県及び民間において 51 銘柄の国産鶏種が生産されており、代表的な例として、次の実用鶏が挙げられます。

表 実用鶏（卵用鶏及び肉用鶏）の例

実用鶏の名称	肉用鶏／卵用鶏	育種改良機関／民間育種場
はりま	肉用鶏	家畜改良センター兵庫牧場

たつの	肉用鶏	家畜改良センター兵庫牧場
岡崎おうはん	卵肉兼用鶏	家畜改良センター岡崎牧場
もみじ	卵用鶏	後藤孵卵場
さくら	卵用鶏	後藤孵卵場
甲州頬落鶏	肉用鶏	山梨県

(問 31) 国産飼料用米割合の基準を「5%以上」とした根拠

(答)

- (1) 平成 30 年度の国産飼料用米（備蓄米、ミニマム・アクセス米を除く。）の生産量は 43 万トンであり、全畜種合計の配合飼料生産量 2,325 万トン（採卵鶏（卵用鶏）：648 万トン、ブロイラー（肉用鶏）：380 万トン、養豚：555 万トン、乳牛：298 万トン、肉牛 444 万トン）に占める割合は、1.8%にとどまっています。
- (2) また、飼料用米の作付面積は、都道府県によって大きく異なるため、輸送費等経済的コストも含めると、飼料用米の入手が困難な地域も存在します。  
宮城県：5,553ha、青森県：5,434ha ～ 大阪府：6ha、和歌山県：3ha  
（東京都及び沖縄県では、飼料用米の作付はない。）
- (3) 将来的な供給量としては、食料・農業・農村基本計画における平成 37 年（令和 7 年）の飼料用米の生産を 110 万トンまで高める目標が設定されており、現行水準の配合飼料生産量(2,325 万トン)が維持されると仮定した場合、その割合は 4.7 %（既述：現状 1.8 %）と算出されます。
- (4) 従って、食料・農業・農村基本計画に掲げる生産目標からの換算値である 4.7 %と同等の水準である「5%以上」を本規格の要求事項とすることが適当と考えられ、また、そのことにより飼料用米の生産拡大にも寄与することが期待されます。

（飼料用米の推進について（令和元年 7 月） 農林水産省 HP）

(問 32) 給与する飼料の国産飼料用米割合の管理とは如何

(答)

本 JAS の「国産飼料用米割合」の基準は、生産される鶏卵・鶏肉に寄与する国産飼料用米の割合の指標を規定したものです。鶏卵であれば「産卵前の 10 日間」に、鶏肉であれば「ふ化後 28 日齢から食肉処理までの間」に、給与した飼料全量に占める国産飼料用米割合が 5%以上となるように管理する必要があります。

(問 33) 卵用鶏について、国産飼料用米割合の基準（5%以上）が適用される期間を「産卵前の 10 日間」とした根拠

(答)

- (1) 鶏卵は、卵用鶏の体内（卵巣）で、卵黄の元となる白色卵胞（直径 1～4 mm 程度）が 8～9 日程度をかけて成長して卵黄大卵胞（直径 30～35 mm 程度）となり、これが排卵され、卵管を通る過程（24～27 時間）で卵白、卵殻膜、卵殻が形成され、放卵（産卵）されます。

- (2) このため、鶏卵の内容物の大部分は、産卵までの 10 日間に摂取した飼料に由来するものと考えられることから、国産飼料用米割合の基準（5%以上）を適用する期間は「産卵前の 10 日間」とすることが適当であると考えられます。

(問 34) 肉用鶏について、国産飼料用米割合の基準（5%以上）が適用される期間を「ふ化後 28 日齢から食肉処理までの間」とした根拠

(答)

- (1) 肉用鶏に給与する飼料は、鶏の成長段階に合わせてふ化後 3～4 週齢（21～28 日齢）程度で肥育前期用（幼雛用）から肥育後期用（育成用）へと切り替えるのが一般的であり、国産飼料用米を給与する場合には、粳米等によるひなの消化不良をできるだけ少なくするため 4 週齢（28 日齢）から給与を開始するのが適当と考えられます。

なお、玄米であれば肥育前期に給与しても消化不良を起こしませんが、粳すりコスト、玄米としての冷蔵保存コスト（粳米は常温保存可能）及びこれらに関わる作業負担のいずれもが著しく増加します。よって、28 日齢から粳米を給与する方が、実用鶏飼育者の経営管理の観点から現実的です。

- (2) また、国産鶏種肉用鶏の一つである「たつの」の飼育期間は 65 日程度ですが、飼育期間に給与される飼料のうち肥育前期（28 日齢まで）に占める飼料摂取量は約 25%で、残りの 75%は食鳥処理までの肥育後期用飼料が占めています。従って、「たつの」の鶏肉の 3/4 は 28 日齢以降に給与される肥育後期用飼料に由来すると考えられます。また、他の国産鶏種では更に肥育期間が長くなる場合も多く、その割合はより高くなります。

- (3) これらことより、鶏の生理、経営管理、鶏肉の品質管理（付加価値管理）のいずれの観点からも、国産飼料用米割合の管理の起点を 28 日齢とすることが妥当と考えられます。

(問 35) 飼料用米の特性等

(答)

飼料用米の栄養面に関する特徴として、次のことが挙げられます。

- ・玄米として給与した場合の栄養価（TDN）は、とうもろこしとほぼ同等。
- ・脂肪酸の含有量について、とうもろこしに比べてオレイン酸が多く、リノール酸が少ない。
- ・畜種によって、家畜や畜産物へ与える影響が異なることから、配合割合に差がある。

(単位：%)

	粗たんぱく質	可溶性窒素分	TDN		
			牛	豚	鶏
とうもろこし	7.6	71.3	80.0	80.8	77.8
玄米	7.5	72.9	80.9	82.0	80.3

資料:日本標準飼料成分(2009年版)参照

注 1:可溶無窒素物には、デンプン等の糖類が含まれます。

注 2:TDN(Total Digestible Nutrients):可消化養分総量は、飼料の栄養価の指標となるものです。

出典：飼料用米の推進について（令和元年 7 月・農林水産省）



(問 36) 飼料用米の給与による鶏卵・鶏肉への影響

(答)

(1) 鶏は砂嚢 (さのう (※)) を有するため、粳米のまま給与することが可能です。

(※) 砂嚢：歯を持たない鳥類が、飲み込んだ砂や小石とともに食物をすりつぶす器官。  
「筋胃」、「すなごも」とも呼ばれる。

(飼料用米の推進について (令和元年 7 月・農林水産省))

(2) 鶏の場合は、飼料中のとうもろこしの全量を飼料用米に置き換えることが可能です。ただし、飼料用米の割合が高まるにつれて、卵黄や鶏肉の色が薄くなるといった影響がみられます。

(3) 採卵鶏では配合飼料の 20%程度まで、ブロイラーでは配合飼料の 50 %程度までであれば、生産物に影響を与えることなく、飼料用米に置き換えることが可能です。ただし、粳米のままの給与する場合は、玄米に比べて栄養価が下がるため、注意が必要です。

(「飼料用米の利用に関する Q&A」 農林水産省 HP)

(問 37) 飼料用米を給餌する際の形状は？

(答)

粳米又は玄米を配合した飼料を給餌しますが、ひなにおいては、消化しやすさの観点から主にすりつぶした玄米を配合した飼料を給餌します。

(問 38) 飼料用米の安全性 (使用農薬、残留農薬)

(答)

(1) 飼料用米については、粳すりをせずに粳米のまま家畜に給与することがありますが、粳は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粳米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。

(2) このため、農林水産省では、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知)を改正し、飼料用米の出穂以降に使用される農薬の成分について、飼料となる粳米の有害物質の管理の対象となる基準値(粳米の基準値)を順次定めているところです。

(3) 粳米の基準値が定められていない農薬の成分については、次のとおり、有害物質の低減対策を行うこととしています。

- ・ 出穂以降に農薬の散布を行う場合には、粳すりをして玄米で給与する。
- ・ 粳米を給与する場合は、出穂以降の農薬の散布は控える。

(「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」 農林水産省 HP)

(問 39) 配合飼料の原料

(答)

(1) 配合飼料の原料としては、次のようなものが挙げられます。

- ・穀類：とうもろこし、麦類 等
- ・植物粕：大豆粕、ナタネ粕 等
- ・動物性たん白質：魚粉、ポークチキンミール、乳製品（脱脂粉乳、濃縮ホエー） 等
- ・そうこう類：ふすま、脱脂米ぬか、エタノール発酵粕（とうもろこしが原料）
- ・主要ミネラル原料：炭酸カルシウム、リン酸カルシウム 等
- ・微量ミネラル類：ビタミン類、鉄分 等
- ・その他：アミノ酸、抗菌性物質 等

（問 40）家畜排せつ物の「肥料、土壌改良資材及びエネルギーとしての利用の推進」とは

（答）

（1）本 JAS では、卵用鶏又は肉用鶏の飼育において発生した家畜排せつ物（鶏ふん）について、肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用を推進することを要求しています。

（2）ただし、注記に「次の方法が含まれるが、これらに限らない。」とされているとおり、詳細については限定していません。

（3）このため、家畜排せつ物（鶏ふん）が何らかの方法によって、肥料、土壌改良資材又はエネルギーとしての利用が推進されていれば、当該要求事項を満たしていると考えます。

（問 41）畜排せつ物の「肥料としての利用」とは

（答）

（1）家畜排せつ物を何らかの方法により、農作物の生産に利用できる肥料として利用することです。

（2）これには、家畜排せつ物を発酵させて堆肥とすることだけでなく、乾燥等により肥料とすることも含まれます。

（問 42）「アニマルウェルフェア」とは

（答）

（1）アニマルウェルフェアの国際的なガイドラインを策定・勧告している OIE（国際獣疫事務局）においては、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう」と定義しています。

（2）（1）を踏まえて、公益社団法人畜産技術協会が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した（採卵鶏の）飼養管理指針」（第 4 版・令和元年 6 月）では、アニマルウェルフェアを「快適性に配慮した家畜の飼養管理」としており、次のような考え方を示しています。

－アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること

－アニマルウェルフェアの対応において、最も重視されるべきは、施設の構造や設備の状況ではなく、日々の家畜の観察や記録、家畜の丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、家畜が健康であること

－そのことを関係者が十分認識して、その推進を図っていくことが必要

<OIE（国際獣疫事務局）>

OIE（国際獣疫事務局、本部：パリ）は、1924年にフランスのパリで発足した、世界の動物衛生の向上を目的とした政府間機関。2019年5月時点で182の国と地域が加盟、我が国は1930年に加盟しており、アニマルウェルフェア指針作成にも寄与しています。

（アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理等（令和元年6月・農林水産省））

（問43）「周辺環境への配慮」とは

（答）

（1）本JASでは、「周辺環境」として、卵用鶏及び肉用鶏の鶏舎、関連施設、施設周辺の民家、草地等を想定しています。

（2）本JASでは、畜産GAPで要求される「周辺環境への配慮」と程度の実施を想定しており、認証を受けた事業者は、5.5の要求事項に適合するように配慮しなければなりません。

（2）なお、認証を受けた事業者は、これらの配慮の実施に係る記録を保持しなければならない。

（問44）「受け入れた肉用鶏、鶏卵又は鶏肉の格付の表示の確認」とは

（答）

次の①～④の確認を行うことです。なお、これらの行為には、伝票等に貼付されたJASマークを確認することも含まれます。

- ①「卵選別包装業者」が、「卵用鶏養鶏業者」から受け入れた鶏卵にJASマークが付されていることを確認すること
- ②「食鳥処理業者」が、「肉用鶏養鶏業者」から受け入れた肉用鶏にJASマークが付されていることを確認すること
- ③「鶏卵流通業者」が、「卵選別包装業者」等から受け入れた鶏卵にJASマークが付されていることを確認すること
- ④「鶏肉流通業者」が、「食鳥処理業者」等から受け入れた鶏肉にJASマークが付されていることを確認すること。

（問45）生産行程の管理又は把握に係る記録等の保存期間

（答）

（1）鶏卵及び鶏肉が消費される期間は、製造業者、流通業者等における保管を考慮しても、それぞれ1年以内及び2年以内と見積もられたことから、生産行程管理者の認証の技術的基準5.1 a)～j)に係る各生産ロットの記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間は、これらの期間に1年を加えれば十分であると考え、それぞれ2年間及び3年間と規定しています。

（2）また、生産行程管理者の認証の技術的基準5.1 k)～o)については、マネジメントに関係するものであり、それらの記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間については、「JGAP家畜・畜産物2017」（一般財団法人日本GAP協会）の3.3 記録の保管で求められている「過去2年以上」との整合を図り、2年間と規定しています。

(問 46) 「配慮する」、「取り組む」、「努める」及び「法令に従う」には、どのような違いがあるのか

(答)

- (1) ○○に「配慮する」とは、「心を配ること」であり、○○について当該認証事業者で実施可能な事項を具体的に検討することが求められます。その結果、実施可能な事項があればその事項について取り組む必要がありますが、検討の結果、実施可能な事項がないという場合もあり得ます。ただし、当該認証事業者で実施可能な事項はその時の状況で変わりうるので、検討は定期的に行う必要があります。
- (2) ○○に「取り組む」とは、○○について具体的な実施方法を検討し、その方法に基づいて実行することが求められます。ただし、その結果、○○について達成できなくても不適合とはなりません。達成可能となるよう実施方法について定期的に見直しを行う必要があります。
- (3) ○○に「努める」とは、○○について具体的な実施方法を検討し、その方法に基づいて実行するとともに、その結果についてある程度の達成が求められます。また、その達成度を上げるために、実施方法について定期的に見直しを行う必要があります。
- (4) 「法令に従う」とは、法令に定められている事項について、確実に実施し遵守する必要があります。従って、実施する内容に認証事業者の裁量はありません。

(問 47) 本規格の内容を端的に示す標語として、事業者団体等による統一した用語はあるのか

(答)

- (1) 平成 29 年の JAS 法改正により、規格の内容を端的に示す標語を JAS マークと併せて任意で表示することができるようになりました。その際には、可能な限り、JAS ごとに事業者団体等による統一した用語を設定することが望ましいとされています。
- (2) 本規格では、申し出者である国産鶏普及協議会が関係者の意見を調整し、次の標語を設定しています。なお、これらと同じ意味のものについても標語として利用可能です。(例 持続可能エッグ、サステナブルエッグ、サステナブル 等)

○日本語の標語 (3 種類)

持続可能鶏卵  
持続可能鶏肉  
持続可能

○英語の標語 (2 種類)

Sustainable chicken eggs  
Sustainable chicken meat

(表示例)

持続可能鶏卵



認証機関名

作成、改訂等の履歴

第1版作成 令和2年8月4